令和６年　第２回

南会津町議会定例会

会議録

南 会 津 町 議 会

令和６年第２回南会津町議会定例会会議録目次

第１日　６月１４日（金）

◎議事日程……1
◎本日の会議に付した事件……1
◎出席議員……1
◎欠席議員……2
◎説明のための出席者……2
◎事務局職員出席者……2
◎開会の宣告……3
◎開議の宣告……3
◎議事日程の報告……3
◎会議録署名議員の指名……3
◎会期の決定……3
◎諸報告……4
◎議案第６６号から議案第８３号まで一括上程、説明……4
◎請願の委員会付託……8
◎散会の宣告……１３

第２日　６月１９日（水）

◎議事日程……１５
◎本日の会議に付した事件……１５
◎出席議員……１５
◎欠席議員……１５
◎説明のための出席者……１５
◎事務局職員出席者……１６
◎開議の宣告……１７
◎議事日程の報告……１７
◎一般質問……１７
楠　　正　次　議員……１７

酒　井　幸　司　議員……３３
渡　部　訓　正　議員……４０
芳　賀　正　義　議員……５４
丸　山　陽　子　議員……６６
室　井　英　雄　議員……７７
◎散会の宣告……９１

第３日　６月２０日（木）

議事日程……９３
◎本日の会議に付した事件……９３
◎出席議員……９３
◎欠席議員……９３
◎説明のための出席者……９３
◎事務局職員出席者……９４
◎開議の宣告……９５
◎議事日程の報告……９５
◎一般質問……９５
星　　和　孝　議員……９５
湯　田　　哲　議員……１０２
湯　田　芳　博　議員……１１７
古　川　　晃　議員……１３２
渡　部　裕　太　議員……１４８
森　　秀　一　議員……１６１
◎散会の宣告……１６６

第４日　６月２１日（金）

◎議事日程……１６７
◎本日の会議に付した事件……１６８
◎出席議員……１６８
◎欠席議員……１６９
◎説明のための出席者……１６９

◎事務局職員出席者……１６９
◎開議の宣告……１７０
◎議事日程の報告……１７０
◎議案第６６号　南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑、
討論、採決……１７０
◎議案第６７号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、討
論、採決……１７１
◎議案第６８号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決……１７２
◎議案第６９号　南会津町防災会議条例の一部を改正する条例の質疑、討論、
採決……１７２
◎議案第７０号　工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業　町道
高杖原線舗装工事）の質疑、討論、採決……１７５
◎議案第７１号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７５
◎議案第７２号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７７
◎議案第７３号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７７
◎議案第７４号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７８
◎議案第７５号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７８
◎議案第７６号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７９
◎議案第７７号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１７９
◎議案第７８号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１８０
◎議案第７９号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１８１
◎議案第８０号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１８１
◎議案第８１号　農業委員会委員の任命についての質疑、討論、採決……１８２
◎報告第　３号　令和５年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についての
質疑……１８２
◎報告第　４号　令和５年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ
いての質疑……１８５

◎報告第　５号　令和５年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑……１８６
◎議案第８２号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第２号）の質疑、討論、採決……１８８
◎議案第８３号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の質疑、討論、採決……１９６
◎令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採決……１９７
◎令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願の委員長報告、質疑、討論、採決……１９９
◎令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願の委員長報告、質疑、討論、採決……２０１
◎議案の訂正……２０３
◎日程の追加……２０３
◎委員会提出議案第２号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……２０４
◎委員会提出議案第３号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……２０５
◎委員会提出議案第４号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決……２０７
◎議員派遣の件について……２０８
◎閉会中の継続調査について……２０９
◎閉会の宣告……２０９
◎署名議員……２１１

令和６年第２回南会津町議会定例会　第１日

議　事　日　程　（第１号）

令和６年６月１４日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸報告

日程第　４　議案第６６号から議案第８３号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第　５　請願の委員会付託

令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書

令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願

令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司　議員	２番	芳賀正義　議員
３番	湯田剛正　議員	４番	星　和孝　議員
５番	古川　晃　議員	６番	渡部裕太　議員
７番	森　秀一　議員	８番	川島　進　議員
９番	湯田芳博　議員	１０番	室井英雄　議員
１１番	丸山陽子　議員	１２番	楠　正次　議員
１３番	湯田　哲　議員	１４番	高野精一　議員

１５番　渡部訓正　議員　　１６番　山内　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘　昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡辺健二	会計室長	星　貴夫	農業委員会事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和６年第２回南会津町議会定例会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎開議の宣告

○山内　政議長　それでは、本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎会議録署名議員の指名

○山内　政議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、１番、酒井幸司君、10番、室井英雄君を指名します。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎会期の決定

○山内　政議長　日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から６月21日までの８日間とし、明15日から18日までを休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から６月21日までの８日間とし、明15日から18日までを休会とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎諸報告

○山内　政議長　日程第３、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和６年第１回南会津町議会定例会以後の議会活動状況及び議員派遣の結果報告は、お手元に配付のとおりです。

次に、５月29日に招集されました令和６年第２回南会津地方環境衛生組合議会臨時会及び令和６年第２回南会津地方広域市町村圏組合議会臨時会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、監査委員から、本年４月末までの令和５年度及び令和６年度の例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和６年第１回南会津町議会定例会以後の行政報告は、お手元に配付の一般行政報告書のとおりです。

これで諸報告は終わりました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第６６号から議案第８３号まで一括上程、説明

○山内　政議長　日程第４、議案第66号から議案第83号までを一括上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

令和６年第２回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用中のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

今期定例会に提出いたしました各議案等について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第66号　南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でありますが、本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

主な改正内容でありますが、１点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。

２点目が、低所得者に対する被保険者均等割額及び世帯平等割額を軽減する所得判定基準について、５割軽減の被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に、２割軽減の被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものであります。

次に、議案第67号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正等を踏まえ、特定教育・保育施設の重要事項の掲示に係る規定を見直す等、所要の改正をするものであります。

次に、議案第68号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、令和６年３月13日に公布された児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、満３歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第69号　南会津町防災会議条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町地域防災計画の作成及び近年の複雑化、多様化する災害への対応に当たり、職域指定以外の関係者、特に女性の参画にも配慮し、多様な意見を聴取するため、委員定数を増員するなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第70号　工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事）についてご説明を申し上げます。

本案は、国道352号から、たかつえスキー場に向かう町道高杖原線につきまして、年間を通して交通量が多く、路面の損傷が著しいことから舗装を打ち替えるもので、去る５月17日に７者を指名し、指名競争入札を実施した結果、6,083万円で株式会社舘岩工務所が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するものであります。

なお、工期は令和６年12月27日を見込んでおります。

次に、議案第71号から議案第81号までの農業委員会委員の任命についてでありますが、関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が本年７月19日で満了となることから、今回新たに任命するものであります。

つきましては、11名の委員の選任に関し、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第71号で同意を求めます星洋一氏、議案第72号で同意を求めます湯田義三氏、議案第73号で同意を求めます湯田孝義氏、議案第74号で同意を求めます湯田重行氏、議案第75号で同意を求めます室井文一氏、議案第76号で同意を求めます渡部和幸氏、議案第77号で同意を求めます星隆一氏、議案第78号で同意を求めます芳賀美紀氏、議案第79号で同意を求めます岡本寛司氏、議案第80号で同意を求めます宗像美由紀氏、議案第81号で同意を求めます酒井圭氏でありますが、主な経歴は別途配付しております附属資料に記載のとおりでありまして、いずれの方も農業に関する識見を有し、農地利用の最適化を推進する上で適任者であると判断いたしましたので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期は令和６年７月20日から令和９年７月19日までの３年間となります。

次に、報告第３号　令和５年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

令和５年度予算から令和６年度予算に繰越しした事業は、旧伊南小学校跡地利用整備事業のほか４事業で、繰越額の総額は１億2,408万1,000円であります。

次に、報告第４号　令和５年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は、生活基盤施設耐震化等交付金事業、町道改良関連配水管移設事業で、繰越額の総額は１億3,281万9,000円であります。

次に、報告第５号　令和５年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてをご説明申し上げます。

本報告は、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、繰越計算書の報告をするものであります。対象となる事業は、特定環境保全公共下水道設備改修事業で、繰越金の総額は935万円であります。

次に、議案第82号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,059万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,957万円とするものであります。

主な内容でありますが、新たな非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金給付事業のほか、年度開始後の国庫支出金の追加及び新たな事業予算の計上による補正であります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

第15款国庫支出金は、令和６年度に新たに個人住民税均等割が非課税となった世帯に対する給付事業の財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほか、当初予算で計上した電子入札・電子契約システム導入事業などが、デジタル田園都市国家構想交付金の事業採択を受けたことによる追加補正で、合わせて7,567万5,000円を計上するものであります。

第19款繰入金は100万円の計上で、昨年度、舘岩地域の振興のために寄附を受け、ふるさとづくり基金へ積み立てた積立金を活用内容の決定に伴い、その財源として基金から繰り入れるものであります。

第21款諸収入は、この冬の雪害修繕に対する建物共済保険金、高齢者免許返納事業に対する国土交通省委託団体からの支援金及びコミュニティ助成事業の助成金で、合わせて391万9,000円の計上であります。

続いて、歳出について主な内容をご説明申し上げます。

第２款総務費でありますが、雪害による施設の修繕費のほか、地域防災組織育成のため、田島地域の長野地区が活用するコミュニティ助成事業補助金など、合わせて447万円を計上するものであります。

第３款民生費は、令和６年度分の個人住民税において、新たに個人住民税均等割が非課税と

なった方のみで構成されることとなった世帯及び個人住民税所得割が課されていない方のみで構成されることとなった世帯に対し、１世帯当たり10万円を給付する経費など、合わせて7,467万5,000円を計上するものであります。

第10款教育費は、ふるさとづくり基金繰入金を財源に、備品等の購入費用を計上した舘岩地域学校等振興事業費のほか、田島祇園祭屋台の修繕費用に対する指定文化財等管理費補助金など、合わせて574万1,000円を計上するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で429万2,000円を減額するものであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げました。

次に、議案第83号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ355万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億5,244万6,000円とするものであります。

主な補正の内容でありますが、歳入では、国民健康保険税の本算定の結果を受けて、第１款国民健康保険税を695万円減額し、歳出では、第３款国民健康保険事業費納付金を今年度分の確定に伴い76万7,000円を減額するものであり、第７款予備費では、歳入との関連で618万3,000円を減額する内容となっております。

以上、本定例会に提案をいたしました議案18件、報告３件につきましてご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　これで提案理由の説明を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎請願の委員会付託

○山内　政議長　日程第５、請願の委員会付託を行います。

本日までに請願３件を受理しております。

初めに、令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番、古川晃です。

請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願についての趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、福島市上浜町10－38、氏名は、福島県教職員組合中央執行委員長瀬戸禎子氏です。

請願の趣旨。

東日本大震災から13年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われています。令和６年度も、東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、6.9億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

令和３年３月９日、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について』が閣議決定されました。その中で令和３年度から７年度までの５年間を新たな復興期間として「第２期復興・創生期間」と位置付け、令和３年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するための取組が進められています。子どもの就学支援についても「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としています。

「被災児童生徒就学支援等事業」での「原子力災害被災地域」は小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、専修学校・各種学校を対象とした就学援助、就学奨励、奨学金などの就学等支援事業等についても継続となりました。今日においても、福島県では、令和５年４月１日時点で約３千７百人もの子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了、もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されます。地方から「必要である」との声を中央に届けることが求められます。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学に対し、いきとどいた支援が保障されるよう、下記事項について強く要請し

ます。

つきましては、下記の通り、令和７年度においても「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、被災児童生徒の就学支援に必要な財政措置を行うよう、関係諸機関に対し意見書の提出により要請することを請願いたします。

請願事項。

１、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和７年度以降も、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を国へ要望する意見書を提出すること。

なお、提出先となる政府関係機関は、１、復興大臣、２、文部科学大臣、３、総務大臣、４、財務大臣の４名です。

以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願及び令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願については関連がありますので、一括して紹介議員の趣旨説明を求めます。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番の古川晃です。

請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願、請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願、この２つは同趣旨にて関連がありますので、一括して説明いたします。

請願人の住所は、福島市舟場町３－26、新日本婦人の会福島県本部気付、氏名は、福島県学校給食費の無償化を求める会代表井上裕子氏、小川憲二氏です。

請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願の趣旨を説明します。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっています。福島県においても35市町村が無償化、

一部補助が19市町村に及び、値上げ分のみの補助などを加えれば95％を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっています。この動きは、教育費の保護者負担軽減、とりわけ学校納付金のなかで大きな割合を占める給食費の軽減を求める保護者の要求がきわめて切実なものであることを反映していると考えられます。

憲法第26条で義務教育は無償とすることが定められており、2008年に改正された「学校給食法」第一条で学校給食は教育の一環であることが明記されました。また、2005年に制定された「食育基本法」でも、学校給食が教育として位置づけられています。学習指導要領において「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と述べられていることとも合わせて、学校給食が「義務教育無償」の対象となることは明らかです。さらに、1961年参議院文教委員会における質問に対して辻田力政府委員（当時）が、「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうなことも考えております」とし、当時は財政上できないが「次の飛躍を期する」と述べています。実際にその後、教科書は無償となりましたが「食育の教科書」ともいえる学校給食は無償となっていません。現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行なわれていますが、本来は、国が行うべきものであるといえます。実際に、先ごろのコロナ禍においては、学校給食が子どもたちにとって友だちとふれあう楽しい場であり、集団生活を通して成長・発達や人格形成のうえできわめて重要な役割を果たしていることが再認識されました。この時期に全国で学校給食費無償化の動きが急速に広がったのも、教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあったことが考えられます。

学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で、実施できなかったり、一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内に住んでいながら居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。学校給食費無償化の全国的広がりと並行してこの問題は重大化しています。しかもそれは、国が行うべき無償化を自治体任せにしてきたことによって乗じる問題です。教科書無償化と同様の措置を一刻も早く国としてとること以外にこの問題を解決することはできません。

文部科学省は、全国の学校給食費無償化の状況を初めて調査し2018年７月にその結果を発表しました。それによれば、当時は全国で76自治体が無償化措置をとっているとされていました。文部科学省の当時の分析は過疎地における人口流出対策としていました。また現在、学校給食費無償化を実施した自治体においても「少子化対策」の一環として位置づける場合が少なくありませんが、有機農業などと連携して地域循環型経済の発展や子どもの健康と結びつける自治

体もあります。学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子どもの健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性をもっています。

次の項目の意見書を採択し、政府に提出していただくことを求めます。

請願事項。

１、学校給食費無償化を実施すること。

なお、提出先となる政府関係機関は、１、衆議院議長、２、参議院議長、３、内閣総理大臣、４、総務大臣、５、財務大臣、６、文部科学大臣の６名です。

請願第３号についてですが、県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願の趣旨を補足します。

現在､国が学校給食の実施状況や無償化について全国規模の調査を行っているところですが、青森県は今年10月から全県の小中学校での無償化に向け、各市町村に交付金を配分することを決めました。また、和歌山県や東京都では、給食費の２分の１を支援し、東京23区では新年度から全区で無償化されました。

千葉県や香川県では、第３子以降の給食費を無償化しており、沖縄県でも県としての支援が検討されるなど全国的に支援がひろがっています。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要です。

「日本一子育てしやすい福島県」の思いを実現させるために、次の項目の意見書を採択し、県に提出していただくことを求めます。

請願事項。

１、県として学校給食費無償化を実施すること。

提出先は、１、福島県知事、２、福島県教育長、３、福島県議会議長の３名です。

以上、請願第２号、請願第３号の趣旨説明を終わります。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配付の請願委員会付託一覧表のとおり、会議規則第92条第１項の規定によって、所管の常任委員会に付託します。

◇

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会します。

次の本会議は６月19日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午前１０時３８分

令和６年第２回南会津町議会定例会　第２日

議　事　日　程　（第２号）

令和６年６月１９日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

１２番　楠　　正　次　議員
１番　酒　井　幸　司　議員
１５番　渡　部　訓　正　議員
２番　芳　賀　正　義　議員
１１番　丸　山　陽　子　議員
１０番　室　井　英　雄　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒　井　幸　司　議員	２番	芳　賀　正　義　議員
３番	湯　田　剛　正　議員	４番	星　　和　孝　議員
５番	古　川　　晃　議員	６番	渡　部　裕　太　議員
７番	森　　秀　一　議員	８番	川　島　　進　議員
９番	湯　田　芳　博　議員	１０番	室　井　英　雄　議員
１１番	丸　山　陽　子　議員	１２番	楠　　正　次　議員
１３番	湯　田　　哲　議員	１４番	高　野　精　一　議員
１５番	渡　部　訓　正　議員	１６番	山　内　　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡　部　正　義　町　長		佐　藤　一　範　副　町　長	

川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘　昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡辺健二	会計室長	星　貴夫	農業委員会事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

都合により遅刻する旨、届出のあった議員は10番、室井英雄君です。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書の規定によって、質問の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によってその発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◇　楠　　正　次　議員

○山内　政議長　12番、楠正次君の登壇を許します。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　皆さん、おはようございます。

久々のトップ登壇で緊張しておりますが、議席番号12、楠正次、質問事項は大きく３点であ

りますが、通告に従い質問させていただきます。

１点目でありますが、間伐材の利活用策についてであります。

里山再生事業などで伐採された材木でトーチを作り商品化することで、資源の有効活用につながると考えております。今回の質問は単に商品化ということではなく、近年本町でも農作物に霜被害が生じていることはご承知のとおりであります。その被害対策に利用できる可能性を感じたからでもあります。

今回は杉とカラマツの間伐材でスウェーデン型トーチを作成し、燃焼実験を行いました。この画像は直径24センチ、長さ、立てる場合は高さですが、70センチの丸太に切り込みを入れたものであります、３本の切り込みを入れたものであります。丸太に着火するのはなかなか難しいんだろうなというふうに考えていましたが、焚きつけに切れ目の一番下の部分に杉の葉、乾燥した杉の葉を入れたものと、キャンプなどで使う着火剤の１センチ幅の10センチぐらいのものを１枚入れたものと、２種類試してみました。そこに着火すると、燃え始めました。これが直径24センチで去年の10月に撮ったものでありますけども、このように中心から燃え始めましてずっと燃え続けるというのが特徴であります。煙も大事というようなことなので、枯れ草、草刈りをしたものを乗せると煙もこのように出て上に煙の層ができるというようなことがネットでありましたので、実際に試してみました。すると、このように、これが30分後の燃え方なんですけども、これももう大体燃え切るというか、草の部分です。このようにずっと何も手をかけずに燃焼し続けます。これが約４時間ずっと燃え続けて、安全に何もせずにも消火まで至りました。

という実験結果から、凍霜被害防止、４時間という燃焼時間もこれはもっと大きなものであれば、長くなるのかもしれません。私は、単純に70センチの24センチというのは、あった材を利用しただけの話でありまして、たまたま４時間燃焼し続けたということであります。

小項目になりますけれども、近年スウェーデン型トーチは日本でもキャンパーに人気の商品でありまして、間伐材でトーチを作り商品化することで、町の資源の有効活用にもつながるというふうに考えますので、商品化の考えはありませんかということであります。

２つ目に、先ほど画像でご覧いただきましたが、直径24センチ、長さ、高さ約70センチの材で４時間燃焼し続ける効果をアスパラ、花卉農家、果樹農家などの被害対策用品として利用できるのではないかと、この時間が、と考えましたがいかがでしょうか。

それから２点目の質問は、保健師の配置についてであります。

これまで、舘岩、伊南、南郷、各総合支所に１名の保健師が配置されていましたが、令和６

年度から伊南支所に統合配置となり、結果、舘岩地域の住民から不安の声が届きました。

保健師は、公衆衛生の専門家として乳幼児や妊婦、成人、高齢者、障害者を含め、その地域住民の保健福祉の相談事業や地域づくりを担う重要な職務と認識しております。

小項目の①として、伊南支所に統合配置する理由、これをお尋ねします。

２つに、保健師の職務は地域住民の健康な暮らしを支える重要な職務と考えます。舘岩地域及び南郷地域、保健師が配置されなくなって伊南地域になったということで、影響が生じないという考えでいかれたんだと思いますが、影響あるのかどうかも含めてお尋ねしたいと思います。

３点目、町村合併当時の平成18年３月31日の南会津町住民基本台帳登載人口は２万112人でありました。西部３地域の人口減少も相当に進んでいると考えますが、合併当時の西部３地域の人口と現在の人口及び世帯数の変化をお尋ねします。

大きな３点目の質問に入ります。

教育長の所信と見解についてでありますが、新しく就任された教育長の所信と見解をお尋ねします。

南会津町教育大綱には、１つに、自ら学ぶ人を育みます。２つに、町を愛し、協働の心を持った思いやりのある人を育みます。３つ目に、伝統文化の継承に努め、心豊かな人を育みますと記されています。どれも重要と認識していますが、教員として、また学校経営者として長年勤められた経験値を基に、南会津町の子供たちをどのように育み、成長を願うのか、所信をお尋ねいたします。

小項目の１つ目でありますが、現在は、ｅラーニングなど、オンラインシステムなど多様な学習システムがあり、いつでも、どこでも、個人に合わせた学びができると考えております。オンラインで学び、知識を得ることは可能ですが、児童生徒が協調性や思いやりの心、大綱にもございますが、また我慢するといった忍耐力など、感情をコントロールする力を身につけるには、これだけでは不足なのかなというふうに考えますが、見解をお尋ねします。

２つに、少子化が進み、児童・生徒の減少は非常に大きな問題と考えております。舘岩の小・中学校は地理的状況から統廃合せずに存続の方針と認識しています。これまで、短期山村留学を実施し、令和８年から長期山村留学に移行する方針に対する教育長の見解をお尋ねします。

３つ目には、中学校の部活動が地域移行という国の施策で、2023年から始まり、2025年からは全て実施するというような内容で報道がありましたが、この件について、地域移行が生徒及び保護者に与えるであろう影響、想定されるメリット、デメリットをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問になります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　皆さん、おはようございます。

12番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、間伐材の利活用に関する１点目、トーチは近年日本でもキャンパーに人気の商品です。間伐材の製品化の考えはとのおただしをいただきました。

ただいま画像で見せていただいて、非常に分かりやすい形だったかなというふうに感想を持ちました。このトーチにつきましては、町内の一部林業事業者において既に製品化されており、キャンプをはじめとしたアウトレジャーをより楽しく過ごせる製品として活用いただいているというようなお話を聞いております。

次に、２点目でありますが、果樹やアスパラガス栽培農家の凍霜被害防止対策に効果の可能性を感じますが、推進の考えはとのおただしでございました。

昨年、霜による農作物被害が発生したことを踏まえ、本年４月10日付でリンゴ栽培農家を中心に注意喚起を行うとともに、福島県農業総合センターが発行している被害対策のマニュアルを送付したところでございます。マニュアルには灯油や市販の防霜資材等を活用した燃焼方法による対策も記載されております。トーチを用いた凍霜被害防止対策は方策の一つであると考えます。一方、果樹等への延焼も懸念されているところであり、慎重に実施する必要があるというふうに考えております。凍霜被害防止対策については農家自らが労力や安全面などを考慮し、対策を講じるものであると認識していることから引き続き情報提供に努めていきたいと、このように考えております。

次に、西部地域の保健師配置に関する１点目、配置を見直し、伊南総合支所に統合した理由はとのおただしでございますが、現在の本町における保健業務はこれまでの幅広い年齢層を対象とした保健健康教室などの実施から、総合健診の結果を基に実施する特定保健指導や生活習慣病重症化予防のための個別指導、妊産婦に対する個別全戸訪問、さらには発達支援など、戸別訪問や個別指導に業務内容が変化してきているところでございます。これらの戸別訪問や個別指導に対する中で、近年は特に様々な問題が絡んだ複合的な案件や１人の保健師の力だけでは対応できない困難なケースが増加しております。このような状況から、多様な知識と経験を持った保健師を集約し、いわゆるチームとして対応する環境をつくることが住民福祉の向上につながるという判断の下、今回の統合配置を実施しているところでございます。

次に、２点目、地域住民の健康な暮らしを支える重要な職務と考えるが、舘岩地域及び南郷地域、住民への影響はとのおただしでございますが、さきの１点目でお答えしましたとおり、現在の保健業務は戸別訪問と個別指導といった町民一人一人に寄り添った対応に力を入れているところであります。

このたびの統合により、この戸別訪問や個別指導の減ることがないよう、支所のみならず、これまで以上に本庁との連携も強化した上で、保健業務に取り組んでまいりますので、地域住民に与える影響はないと、このように考えております。

次に、３点目、合併当時の３地域人口と現在の人口及び世帯数の変化はとのおただしでございました。

町では、毎月１日に住民基本台帳に基づく人口統計を実施しており、合併当時である平成18年４月１日時点の人口及び世帯数は舘岩地域が2,275人、797世帯、伊南地域が1,875人、668世帯、南郷地域が2,971人、999世帯、３地域全体として7,121人、2,464世帯となっております。また、直近の令和６年６月１日時点の人口及び世帯数でありますが、舘岩地域が人口で41.8％減の1,323人、世帯が18.7％減の648世帯、伊南地域が人口で40.6％減の1,114人、世帯が19.9％減の535世帯、南郷地域が人口で38.9％減の1,814人、世帯が15.9％減の840世帯、３地域全体として人口は40.3％減の4,251人、世帯数は17.9％減の2,023世帯となっております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　おはようございます。

私からは、教育長の所信と見解についてお答えいたします。

１点目、オンラインで学び、知識を得ることは可能ですが、児童・生徒が協調性や思いやりの心や我慢するという忍耐力など、感情をコントロールする力を身につけるには不足する部分があると思いますが、考えを示せとのおただしでありますが、児童・生徒が協調性や思いやりの心を育むには、豊かな自然体験や伝統文化に触れる活動など、五感を通して感性を養うことが大切であると考えております。また、それらの活動の中で友達や教師と学び合い触れ合うことで、さらに協調性などが養われると考えております。これらのことは、町の教育大綱の理念や基本目標と目指すものは同じであり、町内の学校では各教科や総合的な学習の時間、学校行事などで各地域の特色を生かした直接体験による教育活動が行われています。

一方で、これからの社会を生き抜く児童・生徒に取りましてＩＣＴを活用する力も必要不可

欠な力であると認識しております。

現在、学校教育が目指しているＩＣＴ活用能力は、児童・生徒が受動的に知識を得ることではなく、自ら調べたり、調べた結果から友達と学び合ったりすることであり、それらの活動を通して自主性や協調性を養うことが可能であると考えております。体験活動による学習とＩＣＴを活用した学習をバランスよく組み合わせることで、児童・生徒にとってこれからの社会で必要な力を養っていきたいと考えております。

次に、２点目、少子化が進み、児童・生徒の減少は非常に大きな問題と考えているが、舘岩の小・中学校は地理的状況から統合せずに存続の方針と認識している。これまで短期山村留学を実施し、令和８年に長期山村留学に移行する方針に対する見解とのおただしでありますが、少子化については文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きで、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されるのが望ましいとされており、本町でも少子化に対応した学校規模の適正化は大きな課題であると認識しております。

しかし、舘岩地域は通学距離等の問題から、他地域との学校との統合は困難な環境にあると考え、短期山村留学を実施して、長期山村留学の可能性や課題について検討を行ってまいりました。今年度も引き続き関係機関と協議を進めるとともに、舘岩地域の子育て世代の方々との意見交換を重ねながら、長期山村留学の実施を含め、舘岩地域の教育環境の充実に向けた方策を検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、３点目、中学校の部活の地域移行により、生徒・保護者に与える影響と想定されるメリットとデメリットについてのおただしでありますけども、影響と想定されるメリットとデメリットにつきましては併せてお答えさせていただきます。

まず、メリットといたしましては、地域のスポーツクラブ等との連携が進むことで、生徒の選択肢が増え、学校の枠に捕われない、多様な活動機会を提供する点が挙げられます。また、専門的知識を持った指導者による指導が受けられることや地域コミュニティーとの結びつきが強化されることも大きなメリットと考えられます。

一方で、デメリットとしましては、活動場所が自宅や学校から離れている場合に、保護者による送迎が負担となることや、地域クラブへの参加費用や交通費など、学校の部活動に比べて経済的負担が増えることが想定されます。生徒や保護者にとって、よりよい形の地域移行に向けて情報収集に努めるとともに、関係機関等と調整をしてまいりますので、ご理解願いたいと

思います。

以上、お答え申し上げましたけども、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、若干再質問させていただきます。

スウェーデン型のトーチはもう既に商品化させれている事業所があるということでありますが、かなりの量が輸入されているんです。それで円高の時代から比べると1.5倍から２倍の料金に今その商品の価格が上がっている。そういう中で先ほど画像で見ていただきましたけど、動画だとよく分かるんですけども、一般的なたき火というのは、剪定材を燃やしたりとか、昔から果樹園などの霜被害対策等々あったんですけど、追加して火の広がり等を押さえながら、少しずつ消えないように追加をしたりというのが必要だったんですけど、このトーチというのは一度着火してしまえば自然消火するまで燃え続ける。ここが非常にいいところだというふうに考えております。

また、地域では切捨て間伐などをしているところから、搬出する労力、費用をかけると、商品として農家にそれを配って、農家だったら恐らくチェーンソーの扱いとかもできて、原木を差し上げる。そうすると冬の間に加工してそれを作っておいて、霜被害のおそれのある発表されたときに、それを並べて点火するということが可能かなというふうに考えました。

先ほどもありましたけれど、燃焼法とかにはリターンスタックオイルヒーターとか、ファンを回してするものとか、散水して凍結するというような、いろんな方法がありますけど、初期の費用、設置するための費用が結構かかります。オイルヒーターの部分で考えると、１反歩当たり20基が必要というふうにネットには書いてあります。すると費用は、令和４年当時で80万円ですから、今は100万円以上かかるんではないかというふうに考えております。そして灯油は４時間で240リットル、そのオイルヒーター使うと10アール当たりで必要という、そうすると１リットル当たり130円で換算すると、１回霜対策をすると３万1,200円かかって、なおかつＣＯ$_2$の排出が石油というのが非常に多いということでありますから、それから考えると、杉材、間伐材等を利用して燃焼する、そして上昇気流を発生させ、雲状態をつくるというようなことが、まだ素人が３本実験しただけでありますから、効果とかはちょっと分かりませんけど、可能性としてはあるのかなというふうに考えます。

もう１点、答弁の中に果樹園等は延焼の危険性があるというふうにありましたけど、消防予防課のほうに私問い合わせてみました。とすると申請の必要がないです。安全ですよと。トー

チの燃焼というのは安全ですと。届出だけ、一応農地なので、大量にそれを使用する場合は届出だけしてください。４月の霜の降るときに使いたいからどこどこの10アールなら10アール、100アールなら100アールで何本ほどやりたいという届出さえすればオーケーということなんで、恐らくそこは逆に考えると、安全性は、延焼とかの危険性は少ないのかなというふうに考えますけど、この考えに対してはどうでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

議員おただしのとおり、燃焼法による防霜対策については有効というふうに、我々としても認識はしているところでございます。先ほど、町長答弁にもありましたけども、福島県の農業センターのほうのマニュアルに基づきますと、議員おただしのほかに、一つの方法としては灯油なんですけども、要は、ミルク缶程度の２リットルのところに灯油を入れた場合でも２時間の燃焼ができるようなマニュアルとなっております。そうしますと、基本的には、そのマニュアルの中では一つの火力を強めるというよりかは点火数を増やしてより地温を高めるというものが効果的だというような試験結果も出ているというところもありますので、そちらを勘案しながらというところになります。

延焼というところの部分にいきますと、トーチについては転倒のおそれもあるようなところもありますので、そこについては人員での見回りというのは必要だろうというところがありますので、そういったところを踏まえまして農家自らが防霜対策については勘案していくものと理解しておりますので、ご理解のほうお願いします。

○山内　政議長　12番、楠正次議員。

○１２番　楠　正次議員　２時間、ミルク缶等々でやるという方向、それもあると思います。ただ、灯油とかは今の時代にできるだけ使わない。木材とか植物であれば、吸収したCO_2を排出するだけだけど、石油、石炭等を使うとＳＤＧｓに反する行為ということで、なかなか今受け入れ難いというふうに感じます。

そして、４時間があったことで私この質問を考えたんですけれども、４時間という時間がどうなのか。２時間と今おっしゃいましたけれども、２時間という時間が凍霜被害対策に重要かということで調べてみましたら、新潟県で４月10日、11日のときに、やはり霜が降りたそうで、そのときを10分単位で調べた結果が載っています。10分ごとに気温の変化、地表近くの。それで見ますと、３時に零度になったそうであります、午前３時に零度になって、そこからマイナス２度、３度というふうに下がっていって、また零度近くになって、また５時頃にマイナス２

度とかに下がって、６時にはプラスに転じたと。とすると３時間です、そこは７時近くまで降りることもあるので、だから、私４時間というのがすごくいい時間帯だなと。

この３時間の中で、マイナス２度10分間測定の結果では、新潟県の発表では下がっている。それを防ぐことができて、なおかつ、ミルク缶ほど簡単ではないかもしれませんけれども、安さとCO_2の排出が抑制されるということを考えると、この分は研究し、町がこれをやるということではなくて、農家が研究するための材料として町で情報をさらに提供して、さらに森林組合とかでやっている里山再生の間伐材等が切捨てになっている部分は搬出、その場で農家の方が軽トラで調達して、こういうのを準備すると。

そういう仕組みさえできれば、お金そうかけなく、結局被害に遭えば、肥料の費用補塡とか、そういうことが今までもされるわけですけど、そういうことを防ぐことが重要かなというふうに考えてこの質問をしましたが、研究、調査、指導、そういうところに進む考えはありませんか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からお答えを申し上げます。

まず、間伐材の利用ということであれば、付加価値のある活用という意味で非常に着目すべき内容だと思います。

ご紹介いただきましたように、トーチを輸入しているその輸入単価が上がっているということであれば、一方では需要があるのかなというような感じを受けました。

次に、防霜対策への活用でございますが、これについてはそのものがどういうふうな効果があるのかというものを、専門的な知見で少し検討を加える必要があるだろうというふうに思います。その中で、効果が期待できるということであれば、農家のほうに情報を出しながら活用を促すというような流れで、おっしゃるようにCO_2の削減だったり、ＳＤＧｓの考え方にマッチすることでございますので、町としても、そこで入り口を閉ざすんではなくて、調べて、または県の普及関係の職員の方と相談をするなど、そういうような提案があったけれども、この可能性についてちょっと研究してみてくれというような話をしながら、防霜対策に使えるかどうか、そういった視点での検討を加えるということは、議員がおっしゃる中身と一致するのかなというふうに思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　１点目の質問については了解いたしました。

次に、保健師の配置についてでありますが、①、②は先ほど丁寧に答弁いただきましたので、

③について関連して質問いたしますが、西部３地域の人口の減少を数字で見ると愕然としました。３地域全体で2,870人減少で、40％、ちょっと大きく言うと半分近くなっちゃったと、人口がということなんだろうというふうに思います。町村合併から18年で40％西部地域が人口が減少した、田島地域はたしか28％とかだったように記憶しておりますが。

この数値を見ると、明らかに各支所に１人ずつ配置して個別に指導とかということよりは、今保健師の職務で抱えるストレス等々もあるというふうに聞いております。それらを１人で１地域に１人ずつ配置ということはよさそうに見えますが、１人で問題を抱え込む。それは１か所に集まっても伊南総合支所から舘岩支所30分かからないぐらいです。南郷総合支所だったら20分もかからないぐらい、そういう距離のところで統合し、サービスが充実できるというふうに聞きました。

舘岩地域から懸念の声が上がったということは、聞いているんですけれども、説明会では、区長会とか行政連絡員の合同会議とか地域協議会とかで説明されたのかと思いますけれども、こういう数値は示されて説明されたんでしょうか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、区長会等々でご説明のほうさせていただきましたが、人口減少の数値を示した上での保健師の件というような内容での説明ではございませんでした。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私、この数字も実は舘岩のお医者様にお示ししました。実際、こういうふうに人口が変化している。そうすると、舘岩の福祉、保健、南郷の保健、福祉というような１つの大きなくくりで見ますと、何となく舘岩は舘岩ですけれども、実際にこういう数値見ると、町の方針に私従いますという考えをいただきました。

なので、これがこういう数値も示しながら、今こういうふうに変わって、この先も人口減少は恐らく止まらないと思います。緩やかにできるかどうかはあっても、なので、そこでよりよいサービスができて、保健師が働きやすい、ストレスを感じないでより前向きに積極的な仕事ができる環境をつくるためにも、これは重要な施策なんだろうというふうに思いますから、このことに対する考え方ありましたら伺いたいと思います。

○山内　政議長　伊南総合支所長。

○菅家康夫伊南総合支所長　お答えいたします。

現在、伊南総合支所に保健師、配置されております。複数の保健師が配置されておりますの

で、業務が多忙な時期、あるいは案件が複雑なケース、これらについて保健師お互いに協力し合いまして課題解決に向けて今実施をしているところでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答えをさせていただきます。

実は、舘岩地域の方から私のところにも、議員がご紹介いただいたような懸念の声というのは届きました。しかしながら、人口減少の問題等ありますが、保健師が関わっている案件の複雑さ、例えば貧困であったり、アルコール依存だったり、虐待だったり、複雑化をしてその保健師が１人で対応することでストレスを抱えているというような実態もあることは事実でございます。それをチームでみんなで共有しながら対策を講じていくというのは、今後の流れだろうと思いますし、もし今後、そういうふうな懸念の声が私のところに届くようであれば、しっかりその辺を含めてご理解をいただけるよう説明をしながら、住民の皆さんの健康を守る活動の取組の進め方を説明していきたいとこのように思います。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　最後にこの部分について、新たな保健師の統合配置から２か月半以上経過したわけですけれども、それぞれの、それぞれといっても伊南支所は大丈夫です。舘岩、南郷支所には住民からの相談とか、緊急に保健師がいなくなって困ったとかというような例はありますか。そこだけ最後にお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

本年４月以前に、保健師が統合配置される前も、直接窓口に相談に来られるようなケースというのはほとんどなかったというのが現状でございます。様々な問題があった場合につきましては、先ほど町長答弁にもありましたが、把握された時点で全戸訪問等により対応してきたというようなこともあって、苦情がないものというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長　お答えいたします。

南郷支所においても４月以降、特に住民からの苦情はございませんし、先週の金曜日から本日まで総合健診を行っておりますが、特に混乱なく実施しているところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　了解いたしました。

それでは、大きな３点目の再質問をさせていただきます。

教育大綱にのっとる教育長の所信というふうに受け止めました。

感情をコントロールする力、これというのはＩＱ、インテリジェントクオーセントとは違ったものが、先ほどおっしゃいましたが、経験、団体の中での協調、そういうものが養われる中で培われていく、今、子供が少なくなっていて地区のこども会行事が少なくなる。スポーツも中学校などはうちのほうなんかだと、本当に学年が、来年は学年１名というような学年も出で来るというようなことになるので、なかなか団体での活動が難しい、そういう中で、先生や教育長が長年教職にあられたので、私30年ぐらい前にアメリカの心理学者、ダニエル・コールマンという方がＥＱについて、エモーショナルクオーセントというＩＱと全く相対的な形の、ＩＱは持って生まれたものというふうに当時は言われていました。今は若干変わったのかもしれません。しかし、ＥＱはエモーショナルクオーセントは、こういう活動を通して、どんどん伸ばすことができる。そしてＩＱの高い人、学歴の高い人が平和で安心で幸福な生活を送れるということではないということをこの方の著書にありました。

なので、先ほどありましたけども、衝動を自制し、怒りや不安、こういうものをストレス解消、そういうのが集団の中でこの能力が教育可能と、この自制したりとか、それは先ほど触れられたかもしれませんけれども、これまでの教育長の経験からして、昔はよくキレる子供とか、校内暴力とか、いっぱいありました。結構成績のいい子がそんなふうになったりとかというのもありました。ゲームに依存して、引き籠ってしまったりとかいう、最近はあまり聞かなくなりましたけれども、それらに対する教育長の見解、これまで文部科学省が推奨する形から地域の学校等では学校経営、こういう子供たちの環境をつくるというようなことが行われてきたのかなというふうに思うんですけど、その辺はいかがですか。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　文科省では知・徳・体というような総合的なバランスを取った子供というのを大きな柱として、学習指導要領等でございます。今ほどあったエモーショナルということになりますけれども、私も知性と感性、その感性のほうというのはなかなか教科書だけでは習得しにくいということで、自然体験活動等、そういった五感を通した活動を通して友達との共同作業だとか、まさに助け合い、思いやりとか、そういったところが非常に大事になってくる部分ではないかなと思っております。

昨今受験ということがまだクローズアップされて、都会の子供たちは塾、非常に小学校から中学校受験ということで、小学校時代からもう塾づくめということで、自然と触れ合う活動と

いうのはなかなかしにくいと。田舎というか、こういった地域の中では自然との触れ合い等で相手の心の痛みだったり、そういったところでのもの、または例えばこま回しなんかも木から昔は作っていました。そういった中で、クリエイティブな部分、創造力、そういったものが養われてくると。そういった部分で知性だけではなくて感性、そういったものを併せ持った子供たちの育成というのは非常に大事だと私は思っていますので、これからもそういった全人教育を目指して、子供たちを導いてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、２つ目の舘岩地域の人口減少、世帯の減少、そして山村留学の受入れ、これが前の質問で舘岩地域の人口、世帯も減少していて、ちょうど適期というか、受入れの方たちが、今まで私も短期の山村留学受け入れたことがございまして、受入れ農家との連携もしていますけれども、もう歳、75歳になってできないというような声を今度70歳になる人、65歳でそういうことをされる人、順繰りに出てくればいいんですけれども、人口減少してよそに越してしまったりということで、今、そこがうまくつながっていく可能性は少し低くなっていく可能性があると考えます。

そこで、今答弁の中で、自然と触れ合う機会、この豊かな自然、川であったり、そういう自然と触れ合う、そういうことを求めて、例えばさいたま市は、さいたま自然の家増築までして、そういう教育の重要性を議会も認め、進んでいるんだというふうに思うんですけども、受入れする農家、８年度初めからといったら１年８か月ぐらいしかないんですけども、募集は家庭に受入れしていただけませんか的なことで募集するんでしょうか。その方向性についてお尋ねしたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

今現在、実施に向けて検討会議を進めておりますけれども、それが実施の方向にいきましたら、舘岩地域の方を中心に受入れ先のホームステイ先を募集したいと思います。

それについては１年間という期間預かっていただくことになりますので、それなりの気構えも必要になってくると思いますので、丁寧に説明をしていきたいと考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　気構えと責任と、どういう子供が来るか分かりませんけども、私の受け入れた経験からすると、非常に難しい子供も３人受け入れた中で１人おりました。そういうこともあるので、本当に責任を持って受け入れていただく、そういうところの協定とかそう

いうものも重要なので、ぜひとも進めていくとすれば、その辺も念頭に置いていっていただきたいというふうに思います。

先ほど、若干話しましたけど、台東区とかさいたま市は友好都市でありまして、両市の合計人口合わせますと、147万9,000人、この４月時点で、この中には舘岩地域で過ごしたいという声もあるというふうに聞いております。

両市、そして本町が友好関係にある中で進めたら、一般的に募集をしてどこの誰だかよく分からない中で進めるというようなことではないのだろうというふうに思うんですけども、受入れ、１年間とはいえ、なかなか難しいとすると、これから人口も減って受入れ農家も減るとすれば、この豊かな自然の中で学びたい、学ばせたいということで、あれほどの巨額の投資をされてさいたま市さんがやっているということは、そこの施設を利用させていただいて、さいたま市からの生徒を受け入れてきたりとか､あとは寮を造って寮で生活するというようなことも、本町でつくるということではなくて、受入れ留学させたいという市のほうでそういうことも考えられないことはないと思うので、そういうところも打診をしてみるなり、ことは重要なのかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

今、議員がおただしのとおり、さいたま市とはここ数年の間、自然の家の所長さんを通じてやり取りをさせていただいておりまして、各種アドバイスもいただいております。その中で、自然の家の施設を使った山村留学のやり方も一つあるのではないかということでご提案いただいたこともあったんですけれども、なかなか今、さいたま市のほうも人口増加が逆に進んでおりまして、特に冬場のスキー合宿に来られるお子さん方が多くて、空きがなくなる時期があるというようなことも聞いております。そういったことも含めまして、今、さいたま市のほうと協議をさらに進めているところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　分かりました。

それでは、次の項目に移りますが、部活動はそもそも、先ほどメリット・デメリット示していただきましたけど、学校教育の一環ではないのかなというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

議員おただしのとおり、部活動は学校教育の一つの分野の中に入っているものと承知しております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　とすると、国が補助金を出して、これは先生の働き方改革にもつながっているんだと思います。土日、私の子供が部活動をやっているとき、野球やっていたときに、土曜も日曜もなく、当時すごく練習試合に県内外問わずに行っていた時期がありまして、家庭がちょっと気まずい感じになった担当教諭の、ございました。そして、もう一つは、学校経営者が担当教諭を決めるわけですけれども、全然野球に興味がない、向かない、でも配置された教員の中でいくと、その方しかいないということで、すごく問題になったこともあります。

そういうことからすると、地域でそういうことにたけた人が指導者になってやるということは、確かに先ほど言われたように、今までなかった部分ができたり、強くなるというようなことで、よくなる部分が確かにあると思います。しかし、こういう小規模のところが集まろうとして、広い地域というと送迎であったり、そういうことに保護者の負担、費用も発生します。地域のスポーツクラブで、会費を払って活動に参加するというようなことも考えられると思います。とすると、経済格差でそういうのに参加させられないというようなことも心配するんですけども、そういうところはどうでしょうか。そういうことは経済の格差は関係なく皆がというのは学校ではないので、そこはちょっと不安の材料だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

今ほど議員おただしいただきましたように、町は非常に広大な面積を持っておりまして、少し他の地域に行くにも峠を越えたりしなくちゃいけないというふうな状況もございます。そういった中で、地域移行が進んでおりまして、発端は教職員の働き方改革ということでございますが、地域移行になった場合に、子供たちのためにどうしていくかというところが一番重要視されるところでありますので、子供たちのために地域の移動の費用ですとか、そういったところも保護者であったり、子供たちがやりたい活動は何なのかといったところも聞き取りしながら、よりよい地域移行に向けて進めていただきたいと思っております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　地域移行が、今答弁ありましたけれども、誰がどのように担うのか、手がけるのかはすごく大事なことだと思います。そして、それが先生の働き方改革で先生が土曜、日曜、祝祭日等々が休暇が取れて、さらに先生たちが仕事に充実できるというようなこと

が考えられますが、この地域移行することには、指導者や受皿の確保、これらを学校と連携、つなぐこと、もう地域移行したから学校は関係ないということではないというふうに思うんですけれども、部活動等には部ではなくなる可能性がありますけど、事故や体罰等もよく報道されますけど、これらに対するガイドラインの作成等々も同時に進めていく必要があると思うんですけど、今現在、25年度と言うと、もう８か月ぐらいで2025年度始まるわけですけど、そこに向けてどのように進んでいるのか、現状ではどのような形でしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えをいたします。

まだ進んでいないというところが現状でございます。

しかしながら、国のほうでも2025年度の地域移行、こちらについては休日の部活動ということで進んでおります。平日については距離的な移動もございますので、なかなか１か所で合同練習的なことは難しいかと思いますが、平日は学校での活動、または地域移行の移行先となる運営団体、スポーツ団体等々の休日の部活動ということで進んでおります。平日についてはやはり距離的な移動もございますので、なかなか１か所で合同練習的なことは難しいかと思いますが、平日は学校での活動、または休日で地域の指導者による指導ということで進めてまいりたいというふうに思っております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　その地域移行の移行先となる運営団体、スポーツ団体等々がガイドラインの理解とか、遵守、こういうものが重要であって、地域移行で運営される方々、学校の先生はこれまでもいろんな知識や経験を基に、部活動の在り方等々は長年経験されていますけれども、そういう形に、地域移行になった場合、評価、地域移行の評価というのは教育委員会が行うんでしょうか。評価というのは実際にこれが子供たちのスポーツ活動を通して、先ほどおっしゃられたいろんな知識だけではなくて、活動の中で得るもの、それがあるのかどうか。単に勝ちにこだわることになってしまわないようにとかという、そういう評価等が必要かなと思うんですけども、それは教育委員会で担うと考えてよろしいですか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

地域に任せ切りということもまずはいかないかなと思っております。

先ほど申しましたように、なかなか活動できない日につきましては、学校での活動も視野に入れて進めなくてはいけないかなと思っております。

そういった中で、指導の在り方というところにつきましても、昨年スポーツ教会やスポーツ少年団に指導できる方いらっしゃいますかということで、アンケートを取っておりました。その中では重複している方もおるので、正確な人数ではございませんが、延べで125名の方がおります。それはグラウンドゴルフだったりバドミントン、卓球、野球、ソフト、陸上、スキーといったように、いろいろなスポーツがございます。

総合的な評価ということでございますが、今年度の５月に議会だよりが発行されました。この中で、スキーの活動の記事が載っておりました。その中で子供のインタビューの中で将来の夢はというところがございました。この中で、地元に就職をしてスキーのコーチをやりたいんだというような声が上がっております。そこが一番の大きなところかなと思っております。そういう地域の方とのつながりで地元を見直す、そういったことも必要かなと思っておりますので、この地域移行が地域のコミュニティー、そういったところにも大きく結びつくのかなと思っております。

○１２番　楠　正次議員　終わります。

○山内　政議長　以上で、12番、楠正次君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　酒　井　幸　司　議員

○山内　政議長　次に、１番、酒井幸司君の登壇を許します。

１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　議席番号１番、酒井幸司です。

通告に従い、一般質問を行います。

２件ありまして、１件は国道401号線整備促進、新鳥居峠トンネル化工事の進捗状況はということで、私、昨年の第４回定例、12月に、内容的にもう少し期間を持って質問と思ったんですけれども、なかなか幾つか期成同盟ある中であまり活発でないような印象を受けていまして、それから西部地区、今高校の合併などであまり明るい話題がなくて、悔しく寂しい思いをしているところです。そんな状況で、またちょっと期間的には早いんですけど、現在の進捗状況、それから活動状況、これからの活動計画のほうをお伺いしたいと思います。

２件目は、５月の臨時会の資料で、株式会社みなみあいづの経営改善計画を提出いただきまして、その内容を見たときに、特にスキー場なんですけど、４か所ある中で、個々に利益は５

月の利益の見込みの損益では利益を見込んでいるというふうに受け取れる計画でした。

その中で、外部評価でたかつえスキー場だけ継続ってなっていて、あと３スキー場が後々廃止、撤退みたいな、特に南郷スキー場の場合、今期の業績で撤退というか廃止みたいな、何かやたら結論が早い内容だったんで、ちょっとびっくりしたんですけど、あと２番には、たかつえスキー場の従業員、宿泊施設やその他の経費を施設名称、総務から出しているのはなぜかという、それから３番目に廃止に、もしあったらいけない状況なんですけれども、廃止になった場合のスキー場で、特に外部からの移住でトマト栽培をしている生産者さんたちの働き場所はということでお伺いしたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　１番、酒井幸司議員のご質問にお答えいたします。

前段、南郷地域の状況を踏まえてということで、多分地域住民の方の声を受けてのご質問かと思います。

初めに、国道401号整備促進、新鳥居峠トンネル化工事の進捗状況に関する１点目、現在の進捗状況はとのおただしでございますが、令和５年第４回議会定例会の一般質問においてお答えいたしましたとおり、福島県からは、航空測量や土地の権利者調査などを実施し、引き続き計画ルートを検討しながら、整備計画の策定に必要な基礎調査を進めていく考えであると、このような回答をいただいているところであります。

次に、２点目、現在の活動状況はとのおただしてございますが、国道401号は会津若松市から群馬県沼田市を結ぶ一般国道であり、本町をはじめ、沿線市町村である会津若松市、会津美里町、昭和村、桧枝岐村、片品村、沼田市と近隣市町村である金山町、只見町、群馬県利根郡の昭和村、川場村、水上町を構成団体とする401号改良整備促進期成同盟会として国や県に対し要望活動を行っているところであります。

３点目、これからの活動計画はとのおただしでございますが、国道401号整備促進期成同盟会の活動といたしましては、当該路線における未供用区間や冬期間通行不能期間、また未改良区間の改良促進を図るため、当該路線の現地調査や関係機関との連絡調整、さらには情報交換や情報収集を実施し、国や県、関係当局に対し、積極的に要望活動を展開しているところであります。本年度につきましても、７月には国に対する要望活動を、10月には当該路線の現地調査を、11月には福島県に対する要望活動を計画しているところであります。今後につきましても引き続き関係市町村との連携を図りながら、冬期間の通行不能解消による通年通行実現のため、

新鳥居峠のトンネル化事業の早期着工に向けた要望活動を進めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、株式会社みなみあいづ経営改善計画に関する１点目、外部評価でたかつえスキー場だけ継続で、他の３スキー場はなぜ廃止なのかとのおただしでございますが、今回の外部評価につきましては、南会津町の限られた財源、資源のより効果的な活用という視点の下、中長期的な視点に立った投資対効果など、経済合意性に基づく判断を前提とし、各施設の収益や投資などの数字的な試算ばかりでなく、本町の人口動態や町内総生産の動向、財政動向、観光動向などのマクロ的な分析を行った上での評価であると認識をしております。

その上で、たかつえスキー場は収容能力や通年での集客による地域への貢献、地域経済へ及ぼす影響の大きさなどを総合的に判断した結果と、このように受け止めているところであります。

次に、２点目、たかつえスキー場の従業員の宿泊施設やその経費を、施設名称を総務から出しているのはなぜかというおただしをいただきました。株式会社みなみあいづに確認したところ、従業員用の宿泊施設を利用している従業員には、たかつえスキー場とアストリアホテルに勤務している方があって、案分が困難であることから総務に計上したというようなことでございました。

次に、３点目、廃止になった場合の冬場スキー場で働く、特に外部からの移住でトマト栽培をしている生産者たちの働き場所はとのおただしでございますが、南郷スキー場を例にしますと、昨シーズンの季節雇用従業員48人中33人が南郷トマト農家及び従事者の方で、そのうち10名が移住者となっております。また、南郷スキー場の従業員ではありませんが、スキー、スノーボードのインストラクターとして６人の移住者が南郷スキー場を利用しており、従業員とインストラクターを合わせますと、移住者16人の就業場所になっております。

仮に、南郷スキー場が廃止になった場合、他のスキー場での勤務や除雪を請け負う建設業や団体への就業が考えられますが、現在のところ移住者の希望もあるため、一概に断定できるものでございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　１件目の国道401号線整備、新鳥居峠トンネル化に向けては、また去年お聞きした内容とはまた別に進めていただけることが分かってよかったと思います。それで、

去年博士峠が開通した後、昭和村にちょっと行ってみたんですけれども、やはり何か明るさを感じたというか、こちらの西部方面、何かイベントもやっていたんですけど、今あまり他県ナンバーがないような、土日だったと思うんですけど、向こうは駐車場が足りないぐらい集客といいますか、何かイベントをやられていて、こんな小さなと言ったらいけないと思うんですけど、昭和村さんの中にすごくトンネル１つ、２つ開通していくたびに、なかなか存在感がある田舎村というか、そういうのを発信できているとは思いました。

なので、合併はしていますけど、舘岩にしろ、旧伊南にしろ、南郷にしろ、まだまだ本当にいいところがいっぱいありますし、そういったアピールも含めてやっていけたらと思っていますし、やっていってもらいたいと思っています。

それから、スキー場に関しては、そうすると、アストリアホテルの……。

○山内　政議長　ちょっと待ってください。

町長。

○渡部正義町長　一度、道路のところで、私のほうからお答えをさせてください。

12月の議会で議員のほうからいただきました一般質問、これについては建設事務所のほうに直に私からお話をしましたし、過日開催されました６月７日でございますが、建設事務所との地域課題検討会という場面がありまして、ここで再び、博士トンネルの開通効果というのは大きいと、次は新鳥居峠なので、建設事務所としてもしっかり対応していただきたいというようなお話を佐藤所長のほうにしたところでございます。

エリアが会津若松建設事務所とのちょうど接点の部分になるので、連携を取りながら対応していきますというようなお答えでございました。博士トンネルについては会津美里町、それから昭和村、特に昭和金山から会津若松への緊急搬送ルートとして長年要望活動を実施し、予算づけがされて、ようやく開通したということで、要望活動行ったときも、まだまだこの地域に対する公共交通網、それの整備というのは非常に重要なので、予算の確保と、引き続きの整備をお願いしますというようなことも、私のほうから国土交通省のほうに対してもお話しした記憶がございます。

議員の思いをしっかり受け止めて、今後ともこの新鳥居峠の早期の着工に向けて活動していくというようなことを、お答えさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　了解しました。

明るい未来を考えてやっていきたいと思います。

２題目のスキー場の関係なんですけど、そうすると、アストリアホテルのほうにも何というんですか、総務という説明書の中から、何というんですか、補充されているというか、抜かしてあって、できれば我々としては、その案分がちょっと面倒でもきちんと区分けして、かかったものはたかつえスキー場でかかった分、アストリアホテルでかかった分と、区分けをしていただいて、はっきり、その施設その施設でかかったものをはっきりさせていただきたいと思います。その辺はどうでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

過日に行われました全員協議会において、会社のほうから説明があったとおりでありましたが、ここでちょっと１点、副社長のほうからの答弁で誤りがありましたということで話がありました。というのも、総務合計で約8,000万円の赤字ということでなっておりましたが、ここ全てが業務分というような内容で答弁されたかと思いますが、赤字の分の約2,000万円が寮の分でありまして、それ以外は本当に総務部門の方の給料であったり、事務所の管理経費であります。仮にわたすげ寮の赤字分2,000万円をスキー場とホテルのほうに割り振ったとしても、その経常経費としては黒字になるような見込みではないかなというふうに、私のほうでは考えているところでございます。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　了解しました。

もう１か所、外部評価一覧表、町有観光施設の南郷スキー場だけ、今シーズンといいますか、来シーズンの2025年の収支状況次第で廃止とこう一発出ているんですけど、この辺はなぜ南郷スキー場だけこういう扱いになるのかというのが。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

お配りしましたサマリー版の見方について、前回の全員協議会で説明させていただいておりますが、まず、評価として来シーズンの収支状況次第で廃止という評価でありましたが、その理由について、その評価の下段に記載されていたかと思います。そこを読み上げさせていただきますと、「当スキー場には、価格にはあまりこだわらないコアなファンが相応にいると思われ、受け入れられる利用価格の引上げの幅もそれなりにあると判断される。なので、価格引上げにより、一定程度の利用客が離れたとしても、それ以上の収益改善効果を見込むことが可能であると考えられる。」ということから、例えば今シーズンその価格の見直しをして、収益を改善さ

せるような取組をしてはどうかというような内容だと受け止めているところであります。

令和５年度の分、このあいだ株式会社みなみあいづの改善計画の中で、見込みとして南郷スキー場黒字というふうになりましたが、それはさいたま市のスキー教室の分の需要が大きく影響されているというふうに受け止めているところでございます。今後、赤字が見込まれ、そのさいたま市の特需分がなくなれば、赤字になっていく可能性があるということでございます。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　内容としては、ちょっと理解しかねない部分が多い査定かなとは思っています。

その他の、だいくらスキー場、高畑スキー場は今度令和８年３月をもってとか、協定期間満了をもって廃止あるいは売却と、あまりにも具体的に出てしまっていて、これでは南郷スキー場辺り、今度赤なら廃止だぞみたいな、ちょっと脅されているような雰囲気を感じて、もうちょっと何か柔らかい表現がないものかと。みんな戦々恐々として、じゃみんなで南郷スキー場に行こうという機運が生まれればいいですけど、何かどうなんだ、どうなんだみたいな、人ごとのようにびびってばかりいるようなシーズンを過ごすようでは、進歩も何もないような。

さいたま市さんのスキー教室が、じゃなくなるという見込みがあるんだったら、またそこに代わる何かを持ってきたり、営業したり、そういう話をあちこちネット配信したりして、何年か前、助けてくださいネットで随分お客さんにお世話になったような気がするんですけど、ただただスキー教室がなくなるからと、そういう見方で運営というものが成り立つようでは、ほかのもろもろにもそういうもの波及しているんではないかと。

何かこの表を見た限り、全然将来がないみたいな感覚を受けたのは私だけではないと思うんです。

この表だけで結論づけるのは、確かに早計かと思いますけども、やはり何か赤字が出れば廃止だ、もうおかしくなったら売却だ、みんな撤退だ、人がいなくなったら高校ももうと、だからちょっと将来性を感じない、まだ１年たったばかりの議員ですけど、すごくその辺感じています。もっともっと何か前向きな動きというのがあってもいいかなとは思っています。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

まず、前提といたしまして、今回のこの評価の報告書につきましては、町がこういうふうにしますと決定したものではございません。あくまでも外部の専門家がいろいろな視点で、分析した結果、こういう評価になったものであって、まだ決定したものではございませんので、そ

こを改めて認識していただきたいというふうに考えます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からもお答えをさせてください。

スキー場の評価、委託業者からいただいたときに、一通り見て、非常に厳しい書き込みだなというふうに感じました。たかつえスキー場については最大規模なので、そこに集約すべきだと、それからだいくらについては、我々想定していなかったんですが、令和８年３月をもって廃止すべきだと、南郷については来シーズンの収支状況次第で廃止と、そして高畑についても令和８年３月の協定満了によって見直しをすべきだ。この中で、この３つのだいくら、南郷、高畑の評価の中で一番よかったのは、私は南郷だと思います。これまで頑張ってきたものがこの中にきちんと評価をされて、しかしながらこのまま赤字を出し続けるというようなことではいけないんだろうというようなことから、改めて来シーズンの収支状況を見て判断すべきだというようなコメントが付されたのかなというふうに思います。

これから、町としても住民説明会等を、この結果がこんな結果でしたという説明をしながら、そして最終的に町としての方向性を決めるということになってくるわけですが、その中でしっかり論拠づけをしながら方向性を出していくといういばらの道を、これから歩かなくちゃいけないんだろうというふうな覚悟を持っているところでありますので、逐次、議会のほうにもそういった情報をお出ししながら、相談をさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　１番、酒井幸司君。

○１番　酒井幸司議員　了解しました。これで私の質問終わりです。

○山内　政議長　以上で、１番、酒井幸司君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後１時とします。

休憩　午前１１時２７分

再開　午後　１時００分

○山内　政議長　休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇　渡　部　訓　正　議員

○山内　政議長　15番、渡部訓正君の登壇を許します。

15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　議席番号15番、渡部訓正です。

通告に従い、これから一般質問をさせていただきます。

まず、大きな１点目については、経営改善計画の実行性は、令和６年５月16日の全員協議会において、株式会社みなみあいづが指定管理委託を受けている施設の経営改善計画が策定され、その計画内容が説明されました。

経営改善計画期間は、令和６年４月１日から令和11年３月31日までの５年間とされています。まず、①経営改善計画は指定管理施設（以下、施設と言います。）ごとに、施設責任者を中心に策定したものと思いますが、目標数値などは事前に事業者から相談はありましたか。

②点目、施設で赤字が見込まれる、また赤字になっている施設は今回の計画では３年後以降、事業収支数量は空欄として策定されています。これらの施設について指定管理料の増額、あるいは新たに計上するなど、町と指定管理者で具体的な協議はされていますか。

③今回説明された経営改善計画については、町はどのように関わりを持って進める考えですか。

④一部を除き、赤字となっている施設が多くありますが、説明された経営改善計画で赤字の改善が図られると考えていますか。

⑤施設には多くの方々が働いていますが、その雇用維持についてはどのように考えていますか。

⑥働く場を守ることは人口減少を食い止めることにつながり、町の発展にもつながると思いますが、具体的な対応はどのように考えていますか。

次、大きな２番、南会津町観光施設評価業務報告の実行性は、一般社団法人福島県中小企業診断協会に委託した南会津町観光施設評価業務報告書（サマリー版）（これは、以下、委託報告書と呼びます。）が2024年４月29日に提出され、その内容について説明されました。

①委託事業者はどのように選定されたのですか。

②町はこれまで株式会社みなみあいづへの指定管理を行っている施設は雇用維持のためには必要と答弁してきました。今回の委託報告書はそれら施設の廃止、施設譲渡などを行うべきと、踏み込んだ内容であり、これらについては大きな判断変更と考えますが。

③町長は、さきの全員協議会において、委託成果品、実行可能性についての説明の中で、町として十分な打合せをしておらず、煮詰めたものではないと発言されたと認識しています。今後、計画内容、実行可能性について、十分に煮詰めた上で幅広く町民も巻き込んで説明や検討を行うなど、丁寧な対応が必要と考えますが。

次に、④委託報告書では、町振興に向け、経済合理性に基づく選択と集中が必要、町内をエリア分けして振興を図るとしています。この委託報告書はどのように活用する考えですか。

次、大きな３番に移らせていただきます。

住宅の耐震基準の強化支援策は、能登半島地震において被災されて亡くなった方々に、哀悼の意を表します。また、住宅などが被災された方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

能登半島地震の特徴として、住宅が大きな被害を受けました。背景には、人口減少や高齢化がありますが、国は高齢者世帯への耐震住宅への改修が促進されておらず、被害を拡大したと分析しています。能登半島地震では、現行の耐震基準が導入されていない1980年、これは昭和55年以前に建てられた住宅の割合が最も高かったことが分かっています。

そこで、2018年、平成30年に行われた住宅土地統計調査では、福島県内市町村で住宅総数に占める1980年以前に建てられた住宅の割合は南会津町が42%、そのときの高齢化率も42%となり、このときの調査対象となった21市町村の中では最も高い数値となっています。最新の調査は2023年、去年に行っていますが、まだ結果は公表されていません。地域の高齢化が進むと同様にこの割合も多くなってくると分析されています。

今回の能登半島地震から学ぶこととして、①住宅の耐震改修の促進対策についての支援策などについて考えるべきではないでしょうか。

②あわせて、このことを放置しておくと、高齢化の進展と相まって空き家問題も重なってきます。加えて、本町は豪雪地帯でもあることから、積雪による損壊も危惧され、それらへの対策も必要と考えますが。

以上、壇上からの内容については以上で、あとは発言席で座らせていただきます。よろしくお願いします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　15番、渡部訓正議員のご質問にお答えいたします。

初めに、経営改善計画の実行性はに関する１点目、経営改善計画は指定管理施設ごとに施設責任者を中心に策定したものと思うが、目標値などは事前に事業者から相談があったかとのおただしでございました。

この経営改善計画は株式会社みなみあいづが自立した会社として存続するために、黒字化していくことを目指し、策定したものであります。令和５年12月に計画の案ができた段階で株式会社みなみあいづから連絡があり、担当課において計画の数値等の考え方を伺い、意見交換を行ってまいりました。

次に、２点目、施設で赤字が見込まれる施設について指定管理料の増額、あるいは新たに計上するなど、町と具体的な協議はされているかとのおただしでございますが、指定管理を委託している施設ごとに指定管理に関する協定を締結しております。協定書の中に指定管理者の責務として、指定管理者は管理業務の継続が困難となった場合、またそのおそれが生じた場合には速やかに町に報告し、町の指示に従うものとすると明記されております。

これに基づき、本年６月10日付で株式会社みなみあいづから協議書が提出されましたので、今後、具体的な協議を行ってまいります。

次に、３点目、今回説明された経営改善計画については、町はどのように関わりを持って進めるかとのおただしでございますが、計画どおり進んでいるか、進捗状況をしっかり管理することが重要であると考えております。そこで、昨年度までは施設ごとに作成した計画の進捗状況について、四半期ごとにヒアリングを行ってまいりましたが、今年度からは経営改善計画の実現性を高めるために毎月ヒアリングを実施し、進捗管理の強化に努めてまいります。

次に、４点目、赤字となっている施設が数多くあるが、説明された経営改善計画で赤字の改善が図れると考えているかとのおただしでございますが、このたび提出された経営改善計画では17部門のうち９部門については令和８年度以降赤字部門を除いて黒字化する計画となっており、残りの８部門については黒字が見込まれないため、令和６年度に町と協議するとこのようにされております。町は株式会社みなみあいづが自立した会社になるよう、会社全体として黒字化できるようにすることが重要であると認識をしております。このことから計画の進捗管理を強化し、赤字の改善が図れるよう努めてまいります。

次に、５点目、施設で働いている人の雇用維持についてはどのように考えているかと、６点目の働く場を守るための具体的な対応について、どのように考えているかとのおただしにつきましては関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

議員おただしのとおり、雇用の維持や働く場の確保は重要であると認識をしております。また、株式会社みなみあいづが作成した経営改善計画で令和７年度以降数値が入っていない施設について、町として即廃止と決定したものではないことを改めて申し上げます。その上で、先ほど答弁したとおり、今後、現在の指定管理者である株式会社みなみあいづと協議を重ねると

ともに、観光施設評価業務報告書の内容や地域への貢献度、町の将来の財政負担、廃止した場合の地域経済への影響など、様々な角度から考察し、雇用の維持や働く場の確保も含め、方針を決定してまいりたいとこのように考えております。

次に、南会津町観光施設評価業務報告書の実行性はとおただしをいただきまして、通告書は議員から頂いた通告書には３月29日に提出されたというふうになっておりましたが、発言の中で４月というふうに読み間違いをされたのかなというふうに思っています。３月29日にこの報告書を頂いております。

この件に関する１点目、委託事業者はどのように選定されたのですかというおただしでございますが、観光施設の財務状況や事業継続の妥当性、地域への経済波及効果等を一体的に評価、検証できるコンサル能力を有するとともに、福島県内の社会情勢や産業を取り巻く環境等に精通していると認められる事業者を３社選定し、見積り合せをして事業者の決定に至っております。

次に、２点目、町はこれまで株式会社みなみあいづへの指定管理施設は雇用維持のために必要と答弁してきたが、今回の委託報告書はそれらの施設の廃止、譲渡など踏み込んだ内容で、大きな判断変更と考えるがとのおただしでございました。今回の報告書は一般社団法人福島県中小企業診断協会が本町の限られた財源、資源のより効果的な活用という観点の下、中長期的な視点に立った投資対効果との経済整合性に基づく判断を前提にし、専門的な視点からまとめられた評価であり、現時点で町の方針として決定したものではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、３点目、今後計画内容や実行性について十分に煮詰めた上で、幅広く町民を巻き込んで説明や検討を行うなど、丁寧な対応が必要と考えるがとのおただしでございますが、議員おっしゃるとおり、町民への説明や意見の聴取など丁寧な対応が必要と考えております。

５月に開催されました議会全員協議会で担当課長から説明したとおり、６月から７月に報告書について住民説明会を開催し、11月までに方針案をまとめ、令和７年１月から３月にかけてタウンミーティングを開催するなどして、町民や関係団体に対する方針案の説明や意見の聴取の場を設けてまいりたいと、このように考えております。このことから、まずは町内観光施設の現状等について正しく理解してもらうために、６月24日から田島、舘岩、伊南、南郷の４地域で報告書について住民説明会を開催してまいります。

なお、時間の関係もあり、各会場での説明は会場地に所在する施設について説明申し上げますが、当日は今回評価を実施した16施設全ての評価結果について記載したものを資料として配

布し、説明をしない他地域の施設について質問があった場合にも対応したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、４点目、この委託報告書をどのように活用するのかとのおただしでありますが、委託報告書につきましては町の方針を決定するための判断材料の一つとして活用する考えでおります。また、エリア分けにつきましても、専門家からのご提案として参考にしますが、その他の提案も含め、現時点で報告書にある提案が町の方針として決定したものではありませんので、この点についてもご理解いただきたいと思います。

次に、住宅の耐震基準化の強化支援策はに関する１点目、住宅の耐震改修の促進対策の支援策などについて、考えるべきではないかとのおただしでございますが、本町では所有者、賃借者、または購入予定者が自ら居住し、昭和56年５月31日以前に着工した町内に存する木造住宅の耐震化を促進するため、平成18年度から旧耐震基準で建築された住宅の所有者等が耐震診断を希望する場合に、建築士を派遣して診断をする木造住宅耐震診断促進事業を実施しているほか、平成26年度からは耐震診断により、耐震強度が不足している住宅の耐震化を行う所有者等へ補助金を交付する木造住宅耐震改修促進事業を実施しております。

また、役場本庁舎２階の町政情報コーナーに耐震化の進め方に関する案内パネルを掲示しているほか、これまで数回、広報みなみあいづや町ホームページに耐震化に関する記事や耐震改修事業者名簿を掲載し、耐震化促進のための普及啓発をはじめとした取組を実施しているところであります。今後も引き続き毎年度の取組や実施状況を踏まえ、広く情報が届くよう改善を図りながら耐震化の促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目、住宅耐震改修対策の放置は高齢化の進展による空き家問題とも重なり、加えて本町は豪雪地帯であるため、積雪により家屋の損壊を防ぐ対策も必要ではとのおただしでございます。令和３年度の大雪により、空き家の雪害調査を実施したところ、積雪による軒折れ被害が多く確認され、特定空き家に分類される空き家が増加したことから、当時は降雪期を見据えて空き家の適正管理を促す周知に取り組んだところでございます。空き家の管理につきましては所有者や管理者が責任を持って対処すべきものではありますが、遠方に居住している、相続などの代替わりで地域と疎遠になっているなどの理由から、十分に管理が行き届いていない状況が見受けられるため、所有者や管理者に対し、適正に管理していただくよう定期的に助言や指導を行っているところでございます。

このことから、空き家の状態にある家屋の耐震改修を支援する考えはありませんが、所有者や管理者、あるいは第三者が空き家を居住として活用したいという意向をお持ちであれば、状

況に合わせて丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　じゃ、順次、再質問させていただきます。

まず１点目は、経営改善計画の目的というのはちょっと見てみますと、会社事業所などが最良の未来予想図を実現するための経営改善の推進を図るための計画というふうにされているよう、ちょっと間違っていたら、補足してください。

今回、株式会社みなみあいづで経営改善計画を策定されましたけど、効果はどのように出てくるというふうに考えていますか、町として。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今回この改善計画が挙がってきましたので、今まで四半期ごとにヒアリングを行ってその収支状況など確認しておりましたが、本年度はこの改善計画に基づいたヒアリングを毎月行っていきたいというふうに考えています。その上でこの計画がどのように進捗していくのかということを確認しながら進めていきたいというふうに考えております。この計画どおりに、以上に進めば、それは会社として良好な経営ができているというふうな認識を持っていきたいというふうに現時点では考えています。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応、私も効果はどうなのかというのは、逆に町としてそういう専門家というのはおるんですか。逆にここの数値的なもの、いろいろまとめているが、なお本当にこの経営改善計画の数値的な中身についてどうなのかということで、もっとちゃんとしっかりチェックをしないと、どうなんだろうかというふうに考えられん。ちょっと話いろいろ私も話聞いたりすると、本当にこれで大丈夫なのかなというふうに考えられることもあるんです。ただ、そこまではちょっと私も専門家でございませんので、数値的なものまで全部出してつまびらかにして話をすることはできないんですが、一応、そこのところはどうなんでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

株式会社みなみあいづの経営改善計画の会社からの説明でもありましたが、町も専門家ではありませんので、その辺を含めてこの計画書の策定方針の中に、第三者機関による計画の客観

的検証と評価、改善提案を踏まえて、本計画の修繕、改善を行ってまいりますということで、じゃ、その第三者機関とはどこかということなんですが、県のほうでオール福島経営支援事業というものがありまして、その手続を取っております。本年度、その専門的な中小企業の診断士によるこの計画と行動実績がどのような乖離があるのかなどを意見、アドバイスいただきながら進めていくというふうに伺っています。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応、ぜひそこのところはお互いに専門家でないものが話をしていてもなかなかちょっと大変だなというふうに思いますので、そこは本当に第三者機関のチェック、本当にそのチェック機能が働いているというような形にしないと、駄目なんじゃないかというふうに考えます。決して今数字を全部ちょっと当てにならないと言えるほどの、私も知識はございませんが､危惧する中身があるというところで今ほどの質問をさせていただきました。

あとは次に、この経営改善計画については先ほど課長からの答弁でそれまで四半期ごとに一応チェックをしていくんだというのが前回の一応回答じゃなかったのかなというふうに思うんですが、今回は一応四半期ごとではなく、毎月、ヒアリング実施と回答されましたけど、それで進捗管理の強化というのは高められるのかどうか。そういう判断をしていますか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

昨年度までですと、四半期ごとでありましたので、そのタイムラグというか、時間差があっての改善だったりそういうことを行ってきました。そうすると時間差があるので、それがそのときのタイムリーな行動になかなかつながりにくいということがありましたので、本年度は毎月毎月ヒアリングを行うことによって、例えば６月今月分の実績を来月確認しながら、どのようにじゃ今月は進めていくかとか、さらに８月にはどういうふうに進めるかなど、そういったスピード感を持った改善が図られるように取り組んでいきたいと、進捗管理をしていきたいというふうに考えています。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応今町の担当部局としてはそういうような形でやっていく。それは十分に株式会社みなみあいづ自体もそういう認識を持って、一応対応されているという認識でよろしいですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　そのような認識です。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　次に、今回答弁の４点目のところでのそこでもダブるというか、答弁がそこまで入っていなかったというふうに思うんですが、17部門中一応８部門は令和６年度中に黒字化が見込めない箇所については一応協議をするというようにされているわけですが、これは株式会社みなみあいづだけなんですか。何でかと言うと、ほかの会社にもそういう数値を俺らのほうだったらこういうふうにやるみたいな、そういうような形もあってもいいんじゃないかと私自身ちょっと考えているんで、それは町として今指定管理をしているのが株式会社みなみあいづですから、そこのところちゃんと整理しないと、そんな中途半端な言い方はできないんだというふうに言われるかもしれませんけれども、それについてはどうでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今回は、株式会社みなみあいづの経営改善計画に基づく対応でありますので、ほかの指定管理施設を請け負っている事業者にはこの部分は当てはまらないのではないかというふうに考えております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そこのあれで関連して今回、株式会社みなみあいづから赤字施設の３年後以降の事業収支計画というのは一切白紙にされたんです。白紙にされて提出されているでしょう。そうすると、そういうのはどういうふうになるかというのは分からないんでしょう、町としても。そういうのをそのまま、どういうようなこれから活用方法を考えられるんですか。ちょっと言っていることが分かりませんか。

実際、株式会社みなみあいづとしては今までやっている中で、２年後というか、３年後からはもう空欄です。ということはそれの運営はできないという判断をされているんではないんですか。それとも町のほうが、そこのところは空欄でもいいから、違うところだけちゃんと埋めなさいというような指導でそういうふうになったんですか。どうなんでしょう。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

町が指導したというよりは会社のほうで運営できないというよりは､赤字になってしまうと、どう取り組んでもその施設はそれ以降もう赤字が続くということで、この経営改善計画の始めの策定方針の中でも今後2.4億円の赤字が見込まれてしまうというような文言があったかと思いますが、その部門については今後協議されるものというふうに考えております。

今､想定されるのは例えば指定管理料を増額してくださいとかというふうな内容になったり、新たに指定管理料のことであったり、また別な部門の話なのかもしれませんが、そこについては今回この改善計画については黒字が見込めないので、そこは協議するためにあえて入れなかったというふうな認識でありまして、仮にそこを入れたとすれば、今後改善計画としても赤字をずっと続けていく改善計画として、どこが改善計画なんだという逆の突っ込みが想定されることから、ここは空欄にしましたというふうに話を伺っております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応そこのところは逆にもう少し詰めて、実際指定管理を受けているのは現時点では株式会社みなみあいづなんでしょう。ということはちゃんとそういうことも含めて、一応協議というか、令和６年度になったら協議というか、これからやっていくような形になるかもしれませんけど、そういうふうにしていかないと、次に進めないんじゃないですか。そしてこの後、ちょっと。どうなんでしょうか、それについて。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

先ほど、町長答弁にもありましたとおり、会社のほうから指定管理の協定に基づいて協議書ということで提出がありましたので､今後具体的な､先ほど私が申し上げました内容を含めて､何を具体的に協議していくのか。これからその協議の内容について、どう対応していくかを含めて検討していくということになると考えております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答えします。

これは、株式会社みなみあいづの経営改善計画だけではなくて、中小企業診断協会の評価、これを同時並行に見ていく必要があると思います。それで住民の方に説明会を施しながら、町としての最終的な対応を決めていくと。場合によってはその施設必要だから、指定管理の増額というような判断も出るかもしれません。一方では、このまま継続することで赤字を増やしていってはならないということから、やむなく廃止というような方針を出すこともあるだろうと思います。

これは今後、しっかり詰めてから判断していくということでございますので、現時点で答弁できる中身については限られてくるのかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応、今、町長から話あった中で、逆に株式会社みなみあいづだけが相手ではないんではないか。そういうのも想定をしながら一応検討をしていくということが、どうなんでしょうか。そういうのが幅広くいろんな意見を取り入れながら、町として判断することにつながってはいきませんか。

決して、私も株式会社みなみあいづは駄目だというような形での話ではないんです。何か、これだけ今やっている中でいろんな話が出てくるんで、私も電話なりもらう人もいるんですが、決してそんな、じゃここで他社がどうのこうのということでは考えていませんが、そこまで一応幅広く考えるとすれば、これだけの大きな見直し案が今回出ているわけですから、どうなんでしょうか。そういった対象の相手方を広げて対応していくということも検討として俎上に上げてはどうなんでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員おっしゃるのは、現みなみあいづではなくて、そのほかの事業者の可能性があるのならば、そこを探るべきではないかということでよろしいですか。

○１５番　渡部訓正議員　そういう意味です。

○渡部正義町長　議員おっしゃるところも含めて、町としては方向性を探る必要があるんだろうというふうに思います。現時点ではっきり申し上げられないところもありますけれども、株式会社みなみあいづだけが相手先ではないと、こういうふうに思っておりますので、その辺も含めて今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応じゃ、次に南会津町の観光施設評価業務報告の実効性はのところで、ちょっと再質問させてもらいます。

まず、これまでの町の判断としては、株式会社みなみあいづの雇用維持のために、施設を維持運営していくことが重要というふうにしてきたんではないかなというふうに思います。

しかし、今回の南会津町観光施設評価業務報告では、赤字部門の施設の廃止や施設譲渡を行うべきというような形での判断がされています。私は捉え方としては、これまでと180度異なる判断が示されたんではないかというふうに思いますが、このような判断に至ったのはどのような認識といいますか、現状の分析はどのようにされてこういうふうな委託になったのか。ちょっと抽象的な言い方になっちゃいますが、そこのところは方向性としてはないのかどうか、聞きたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　大きな視点でお答えしたいと思います。

確かにこれまで、それぞれの管理方針の中で雇用継続という形で、例えば南郷スキー場の緊急的な雇用対策をやったりしてまいりました。しかし、この次の指定管理、令和８年度以降の指定管理を考えた場合に、そのやり方でいいのかというのは我々としても疑問を抱えていたところでございます。人口減少が想定より本当に早く進んでいますし、それに伴う税収なり国税も減っていくだろうと。その中でこれまでどおり、雇用を守るという名目がありつつも、その施設を赤字を町が補塡しながら運営できるのかというようなところは、踏み込んでいかなくちゃいけないというところから、昨年の９月の補正予算に議員の皆さんのご了解をいただいて、委託業務として実施してきた結果でございます。

正直申し上げて、私も今回本当に厳しい内容で指摘を受けたなと、町があまり触れてこなかった部分もしっかりコメントしていただいたんだなというふうに受け止めております。

今後の観光施設または交流施設の在り方、これらを見直す機会であるというふうに考えて、町としても将来に向けた持続可能な行政体の運営としてある判断をしなければならない。ですから、雇用を守ることも大切ではございますが、町として無理のない運営を継続するというところの視点も大切だというふうに考えております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　それで、町有観光施設評価業務の結果について、これから当面、町民説明会を６月24日月曜日18時から御蔵入交流館で田島地域を皮切りに６月25日が伊南会館、そして26日が舘岩会館、６月27日南郷総合センターというような形で４日間にわたり、４地域で説明会が開催されます。

そして今回、先ほどの答弁の中と違ったなというふうには思うんですが、全部理解をしてもらうには４日間出ないと、ちょっと駄目なのかなというふうにも思ったんですが、何というか今の時点でこういうようなこと、何も今町の方針が出ていない中で、そしてまだ検討もしていない中で、それを今回の委託業務結果だけを、成果品だけを説明をするというやり方はどうなんでしょうか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

この説明会ばかりではなくて、調査報告書の本編については、本庁、各総合支所にいつでも閲覧できるように設置はしていきたいというふうに考えているところでございます。

あともう一つ、先日、総務委員会のほうでアドバイス、ご提案いただいたんですが、ユーチ

ューブで流すなどで、いつでもその内容、説明が聞けるというような対応も今検討しているところでございまして、そういった内容でこの会に出られなくても、いつでもこの全施設確認できるようなそういう対応を心がけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員から質問いただいた後半の、説明だけということでは不十分ではないかというお話かと思います、町の方針がない中で。これについては過日開催しました議会全協の中でも古川議員のほうから同じ質問が出て、大丈夫ですかというようなお話をいただいた記憶があります。

しかし、町として評価結果を受けたという以上、何らかの形でこの情報は町民に流れていると思います。ですから、町の方針が決まるまで説明を施さないというのは逆に町としても信頼度が問われるかなというふうに思いまして、完全ではありませんけども、評価結果の概要をお示しする場面は早く設けたほうがいいというような判断で動いていますし、町の案ができた段階ではまたそこで説明の機会、これはタウンミーティングということで今想定はしておりますが、そういう段階に応じた説明をしながら、町民の方、それから関係する事業者の方にも利害関係出てくるかもしれません。そういったところについては丁寧に説明していくというような形で物事を進めていきたいと、このように思っております。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　ぜひ、ここのところは、ちゃんと丁寧にやるというのは決して私は悪いというような言い方じゃなくて、何かやみくもにまだ方針がない中で、廃止をする、赤字の部門は譲渡するとか、本当にそういった廃止する、譲渡するというものが全くその後のものが何もない中で、ここで進めてこういうものをやります、こういう考えでやりますという形を、これが丁寧なやり方ではないんじゃないか、もう少し町としてはこういうような厳しい中でも譲渡する、あとは廃止する、何でここを廃止しなくちゃならないかというようなこともちょっとまとめて、まとめた上でやるべきではないかなというふうに私は考えますが、どうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員おっしゃるような考えもあるとは思います。しかし、執行部としては２段階でやりましょうという結論に至りましたので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　一応、この南会津町観光施設評価業務報告の実行性はについての欄では、最後の一応私ここで予定をしています最後の意見として申し上げます。

一応、株式会社、今現状では、みなみあいづは町100％出資の会社でございます。そういう意味では町内の他の企業の模範となるような企業体制になってほしいと、私はそういうふうに望んでいます。本当にそういうような形になっているのかなというのが、私も実際のところ、今こんな形、会社はこうなっているというような話を若干、何十件からも来ますなんていうことは決して言いませんが、そういう相談も受けたりはします。

だから、そういう意味ではなおさら、今やっている株式会社みなみあいづを、頑張ってそこにおられる方が一応大変な中で努力をしているというのもあるとは思いますが、そういうふうに考えている方もいるんですということで、ぜひ町内の他の企業の模範となるような企業体制になってほしいということを申し上げて、これについてはあれでしょうから、私の２番に対する質問については終わらせていただきます。

もし何かありましたら。

○山内　政議長　答弁、よろしいですか。

町長。

○渡部正義町長　非常に重要な視点だと思います。これまでも度々議会の中で、式会社みなみあいづの運営の体制について疑問を呈するご意見は多々私もいただいております。町としての責務、一つはいろんな採算に合わないものをお願いしてきて受けてもらった。そういうところについては会社として努力してもマイナスになってしまう。またはプラスに利益が出たものをマイナスの事業所のところに補塡しなくてはいけないというような、モチベーションの上がらないところも確かにあったと思います。ですから、今回の株式会社みなみあいづにおいては、それらを整理した上で会社として自立した経営を目指すというところは、決して間違っていないんだろうというふうに思います。

あわせて、株式会社みなみあいづが魅力のある会社となって、そこに求人が殺到するような、そういう会社になってほしいと、このように考えています。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　次に、３番、住宅の耐震基準の強化支援策はについて、これは一言、災害は忘れた頃にやってくるというような、そういうことわざがありますが、最近は地震、火災、豪雨などの災害が毎年のように頻繁に発生をしています。それら災害を防止するための準備、予防が大切ですから、先ほど答弁をいただいた内容で頑張っておられるということで、今

後もそんな形で対応を願いたいというように思うんですが、一応、そのように答弁の中で一定の対応は理解しましたけど、豪雪時の対策というか、先ほど答弁の中にもありましたけど、２年前なんかの雪害というのは、結構大きかったんじゃないのかなというふうに思います。

一応、やはりそれも豪雪時の対策というのは、高齢化が進んでいるこの本町ではどうしても対応が後手後手に回る可能性があるんではないかと。やはりそれを地域助け合いの一環として地区内で見回り隊を編成をしたり、除雪などが必要な箇所の除雪実施を呼びかける。やれということじゃないです。やってもらうためにも、一応、ここのところはこうやらないと危ない。この後、雪上のほう塊でちょっとぶつかったりすると死亡事故にもなるというようなことを、そういうことをしてはどうかなというふうに思いまして、そこに住んでいる高齢者は今ほど言ったように作業はできなくても、事前に危険性を注意喚起することによって、他の人に排雪作業をお願いして除雪をしていただくとか、それによって大きな損壊というのは防止できるんではないかというふうに思います。

一応これは以前に一般質問で申し上げましたけれども、豪雪時の危険性というのは屋根の隅などをちょっと片すだけでも本当にその危険性が解除というか、大きな損壊につながるような形が防止できるというふうに考えるんですが、それについては町としてはどうでしょうか。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

まず、耐震化についてですが、まず耐震化の場合につきましては今いわゆる一般的な構造体、それと基礎という部分の構造を強化する。さらに昭和56年以前ですと、どうしても古い家ということで間取りが大きかったりしまして、座敷と言われるものが３つぐらいあったりとかして壁がないというようなところで壁をつけたり、筋交いを入れたりということがまず耐震化の大きな目的でございます。

屋根の雪の下ろし方につきましては耐震化と若干ずれといいますか、違う部分がございまして、そこについては自助、公助、扶助というような部分がございまして、自分でやらなきゃいけないもの、さらには町が周知をしなければいけないもの、さらには昔ながらの助け合いといいますか、そういった中で近所付き合いの中から生まれてくるもの、そういったものを併せ持って今後つくり上げていくしかないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　今ほど、雪の軒の部分の話がありましたが、集落応援交付金事業の

メニューとしても集落内の除雪であったり、高齢者支援のほうでそういったメニューづくりがされておりますので、集落内でそういった共助の部分取り組んでいただければ幸いかなというふうに思いますので、ご理解願います。

○山内　政議長　15番、渡部訓正君。

○１５番　渡部訓正議員　そうですよね。こういうものを活用しながら、一応対応するというのが地域での助け合いに、もうそういうことを話をしただけでも大分本当に年配の方というか、高齢者の方は助かるんではないかというふうに思いますので、私もそういう地域に入ったときには、話をしていきたいというふうに思います。

一応、時間まだありますが、以上で、私の一般質問については終わらせていただきます。

○山内　政議長　以上で、15番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◇　芳　賀　正　義　議員

○山内　政議長　次に、２番、芳賀正義君の登壇を許します。

２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　議席番号２番、芳賀正義です。

通告書により、ただいまから一般質問を行います。

なお、３月定例会の一般質問ではコロナ感染によって急遽欠席となりましたことを深くおわび申し上げます。

では、質問は３点になります。

１点目、若者定着と職場の確保、昨年も人口減少等対策について質問していますが、さらに状況は厳しくなり、町民の皆様の心配の声を多数受けています。最近2050年代の推定人口、生産年齢人口、若年女性人口と消滅可能性自治体、一人暮らし世帯など、次々と報道されています。人口減少の影響はますます深刻な状態になってきています。

そこで、結婚、子育て、生活支援による若者定着と、働く場所、働きたい場所がない中、職場確保が何としても喫緊的な課題であります。国・県でも危機感を持った組織づくりと方策を発表しています。町でも本年３月重大な変更として、町過疎地域持続的発展計画と第３次総合振興計画の計画を発表しておりますが、厳しさが現実化する中、その計画の変更を視野に入れた当町の進みはどうなのか、次について伺います。

①工場誘致の見通しと誘致活動の成果は。

②既にあります企業と行政との共創で積極的な支援は。

③企業、ハローワーク、行政一体の活動強化は。

町の発展はこれからは住民と企業、団体の協力が大変重要となります。即効性の施策は難しい中、若者が夢が持てる積極的な環境を整えていただきたい。

以上の答弁を求めます。

２点目、緊急時の防災無線の放送の在り方、災害の中でも火災の緊急放送は隣近所の救出活動、避難誘導、消火活動にしても早い情報伝達が重要となります。過日の火災放送を教訓として、火災での防災無線のより確実な放送と、防災無線放送の関連としてまだなじめない合成音声放送の一部を生の声の切替えができないか、伺います。

①緊急放送の早く確実なシステムづくりは。

②音声合成放送の中でも一部生の声の放送はできないか。

以上の答弁を求めます。

３点目、郷土芸能と文化活動の支援、屋台歌舞伎、囃子等については関係者皆様のご努力によってむしろ充実して伝承している芸能もありますが、栗生沢の三ッ獅子、高野の三匹獅子、神楽などの郷土芸能については、高齢化と担い手不足が出て困っています。文化活動の面についてもサークルの高齢化と会員減により、運営に支障が出ています。それぞれ実態調査の上、行政と共有した支援ができないか、伺います。

①伝統芸能継承調査と支援の見直しは。

②文化活動の積極的支援はであります。

以上で、壇上での質問は終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　２番、芳賀正義議員のご質問にお答えいたします。

初めに、若者定着と職場の確保に関する１点目、工場誘致の見通しと誘致活動の成果はとのおただしでございますが、町では若者が結婚や子育てをはじめ、安心して将来の人生設計を描けるよう所得の安定のほか、生きがいを持って働くことができる就労環境を整備するべく企業誘致に取り組んでいるところでございます。

その中でも、工場誘致につきましては企業の事業形態や規模によって、地理的要件やインフラ整備状況など、立地条件は異なるものの、企業側が立地を決定する際の判断基準の一つとして働き手を継続して確保できるかが重要な要素となっており、生産年齢人口の減少が進む本町

は厳しい状況にあるものと認識をしております。

このことから、企業誘致に限らず、地域資源を生かした誘致活動を進めているところであり、その一環として昨年福島県からドローンの寒冷地における実証実験の場として旧桧沢中学校及び旧上郷小学校が選定を受けたことから、現在関係機関とともに、町も一丸となって実証実験の誘致に努めているところでございます。今後、実証実験を通して、本町の魅力をご理解いただき、地元企業との連携による新たな産業の創出を推し進め、企業誘致につなげていきたいとこのように考えております。

次に、２点目、既企業と行政との共創、共に創るという意味でございますが、共創での積極的支援はとのおただしでございます。若者定着と職場の確保につきましては人口減少が進む中において喫緊の課題であると強く認識しており、これら地域課題を解決するためには、行政と企業との共創は有効な手段の一つであると考えております。町といたしましては、町内企業との情報共有や意見交換の機会を通して、町内企業が行政に求めるニーズを的確に捉え、より効果的な支援を講じてまいりたいとこのように考えております。

次に、３点目、企業、ハローワーク、行政一体の活動強化はとのおただしでございますが、本年２月29日、雇用の安定及び拡大並びに労働力の確保を目的に、町と議会で構成する雇用対策協議会を開催し、昨今の雇用情勢に係る情報共有のほか、働き手不足などの課題や対策について協議を行ったところであります。

協議の中で、出席した委員からは雇用や労働力の確保を一層推し進めるためにはハローワーク、商工会、金融機関、企業等雇用に関連する機関、団体と連携を図りながら議論を進めるべきという提言をいただきましたので、より地域の雇用情勢に精通した対策や若者が多様な業種や働き方を選択できる職場の確保につながるよう、協議会の組織体制の拡充を図ってまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、緊急時の防災無線の放送の在り方に関する１点目、緊急放送の早く確実なシステムづくりはとのおただしでございますが、緊急時の放送については、平日職員が勤務している際には職員が行い、夜間や休日の際には町が宿日直業務を委託している会社の社員が行っております。

なお、火災の際には南会津広域消防本部からファクスによる連絡を受け、緊急放送により、速やかに住民へ周知しているところでありますが、住民の安全・安心をいち早く確保するために、定期的に放送システムの操作講習を行うなど、緊急時の放送をスムーズに行えるよう体制強化をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目、音声合成放送の一部は生の声の放送はとのおただしてありますが、現在の防災行政無線放送については緊急時を除き、ＡＩ機能を活用した音声合成により実施しております。これにより、人が話すスピードや音の反響の影響などによる聞きづらさが解消されるとともに、職員の負担軽減と放送した個人が特定されるといったプライバシーの保護も図られております。このような状況を踏まえ、町といたしましては、引き続き緊急時以外の放送については音声合成による放送を実施していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私からは郷土芸能と文化活動の支援に関してお答えいたします。

１点目、伝統芸能継承調査と支援の見直しについてはとのおただしでありますけども、三匹獅子や神楽など、民俗文化財として指定された伝統芸能の団体や保存会は複数ございます。各団体の活動や抱える課題は様々であることから現状を共有することは重要であり、伝統芸能の活性化や課題への対策を探っていくことを目的に、教育委員会では伝統芸能活性化実行委員会を設立し、保存会等の代表の方々に参画していただいております。令和５年５月までのコロナ禍により伝統芸能活動が自粛を余儀なくされ、担い手不足などの課題も深刻さを増していることは実行委員会でも把握しているところでございます。また、町文化財保護審議会でも、個々の団体との意見交換会を行い、実態把握と情報収集に努めております。伝統芸能などの指定文化財に対する町の支援につきましては、文化財保護条例により定められておりますけども、よりきめ細かな支援を行うため、実行委員会において意見をいただきながら有効な支援策を検討してまいりますのでご理解願いたいと思います。

次に、２点目、文化活動の積極的支援はとのおただしでありますけども、町では文化団体の育成及び運営の支援として、町文化協会に加盟している団体に対し、平成27年度から文化協会加盟団体運営費補助金を交付しております。

なお、町文化協会加盟団体数と会員数の推移といたしましては、令和４年度が48団体599人に対して、令和５年度は40団体、455人と減少傾向にあります。これらの減少に歯止めをかける対策としまして、芸術文化活動の普及のための講習会や体験活動を行うための講師への謝金など、経費の一部を補助する文化活動補助金による金銭面の支援を行ってございます。引き続き文化団体の実態把握に努めるとともに、活動の成果を発表できる機会を設けるなど、文化活動の維

持拡大に向けて支援及び育成を進めてまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたけども、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　それでは再質問をいたします。

１の若者定着と職場の確保の①であります。①の中で、工場誘致の見通しというようなことでは答弁がございましたが、どのような誘致活動をしておられるのか、件数等はどうなのか。それをまず聞きたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

昨年度ですと、先ほど町長答弁にもありましたとおり、ドローンの関連の寒冷地における実証実験の場として関わっておりまして、そういった場合の全国のドローンの実証実験の広くＰＲしたイベントがございます。そういったところに出向きまして、具体的には昨年度、今年度もそうなんですけれども、千葉県の幕張メッセでジャパンドローンというものが全国企業を対象としたそういった紹介できるブースを設けてあるイベントがございまして、福島県も当然ロボテスを関連する企業も当然出店しておりますので、そういった中で少なからずそういう部分での寒冷地仕様のドローンの実証実験ができないかどうかはそれぞれの企業に誘致活動を行っております。

さらに、県で行っております福島県の企業立地セミナーがございまして、年に一度福島県が帝国ホテルでやっている企業立地のセミナーがございます。そちらにも毎年出向きまして、南会津町に企業の説明であったり、先ほど言いましたドローン関連の寒冷地の場ということでも広く紹介させていただきながら、様々な首都圏の企業さん来られますので、そういった部分でＰＲしているところです。

なかなか南会津町の立地条件、先ほども答弁でもございましたが、なかなか大手の企業ですとか、そういった部分での立地条件が合わないという部分はやはり現状であります。さらに、若者、若い人たちが毎年企業訪問を実施しているところですけども、町内の企業さんの事情を聞きますと、若い人たちが入ったとしても、すぐに辞めてしまうという部分でもありますので、そういった部分を解消できるような取組も町としては必要なのかなというふうに考えているところです。様々な見地から、そういった部分での企業誘致であったり、若者をきちんと定着させるような取組はきちんと検討していきたいというふうには考えているところです。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうから首長として、どんな動きをしているのか、ご紹介したいと思います。

就任してから、まず企業誘致活動に一番の力となってくれる福島県の商工労働部、さらには福島県の東京事務所、こちらのほうに行ったついでに、何かいい話ありませんかというようなことも含めてアプローチをしております。

記録に残しておいたものをちょっとひもといていますと、４年の10月17日に商工観光課と一緒に東京事務所のほうに訪問をして、南会津町への企業誘致について可能性があるものを、あったらというようなお話をしてまいりました。

それから、５年の５月12日、こちらも東京事務所にこれは私１人で訪問をして話をしてきました。

５月20日には、商工労働部のほうに行って話をしてきて、この辺からドローンの動きが明確になった。訪問した効果としてひとつドローンの寒冷地での実証実験というのが動きとして出てきたのかなというふうに感じております。

さらに、６年になってからは２月19日にロボットテストフィールド、相馬市のほうに商工観光課の課長以下で現場を見に行って、あわせて具体的な事業の進捗についてお願いをしてまいりました。

今年になって２月20日ですが、商工労働部への訪問、それから５月７日、この日は県庁全体として回ったときでございますが、佐藤副町長と一緒に商工労働部のほうにお話に行ってまいりました。

さらに、５月10日ですが、山内議長と共に、東京事務所のほうに出向いて、町の優位性等含めてお話をしてきたところでございます。

その中で、双日株式会社というところと、これは民間が動き出した事業でございますが、針生地区でクロモジの苗を植えて、それを香料として世界展開したいというような動きがありまして、令和６年２月26日に持続可能な地域創生に関する連携協定を町と双日の間で締結しました。この双日の訪問も議長と一緒に行って、さらなる事業展開をお願いしてきたというようなことで、私としても機会あるごとにそういったところを訪れて、すぐにはヒットしないかもしれませんけれども、種まきをしているという状態でございます。

さらには、在京会、南会津会もそうですけども、東京の会津赤べこ会というような組織があったり、仙台の会津を応援する組織があったり、そういったところに顔出しをしながら、名刺

交換をして名前を覚えてもらう。町の情勢を知ってもらうというような取組をしているということをこの場でご報告をさせていただきます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　よく分かりました。誘致活動と成果、よく分かりました。

それで、先ほど、地域の資源を利用したということでドローンの関係なんですが、ドローンの実証実験の中での誘致ということで、先ほどちょっとあったのかもしれませんが、企業関係、今後なんですが、どれだけの効果、誘致企業等、どのような方法をして広めていくのか。ドローン自体見ますと、実験自体はそのもので会社が来るとか、人口が増えるとか、そういう効果はすごく薄いと思うんですが、その周りの企業の関係が絡んでくるとか、そういうもの出てくると思うんですが、その辺の見通しはどのように見ているんですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

先ほど、関連の組織ということで、南相馬市にあるロボットテストフィールドにそれぞれの全国からもドローンの関連の企業がございます。そういったところと訪問も行きましたし、そのロボテスがこちらに何回か、昨年度も３回程度実証実験を行っております。それに関連する企業がたくさんございますので、そういった部分での意見交換会の中でも、町に例えば部品を提供できるような企業があれば、すぐにそういった部分での提供ももちろんさせていただきますし、そういう部分でのかすかな可能性があれば、そういうところにきちんとネットワークを張りまして、いろいろな、様々な情報を共有しながら、それぞれ情報収集しながら、それに見合ったもしも町内に製造の事業者があれば、すぐにでも紹介しながら、そういった部分での誘致につなげればというふうには考えているところです。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　①については了解いたしました。

それでは、②について、共創、協働というようなことでご理解いただいているかなというふうに見ておりますが、問題は町内にあります町としての範囲に起用されております企業がたくさんここにあるわけですが、その中での現在あります企業の情報共有ということで、意見交換の場を設けてニーズを的確に捉えるとかというようなことで、それぞれ町の計画の中でもここに出ているわけですが、これを具体的に政策はどうされていくのか。どう発展してくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

先ほども少し説明をいたしましたが、毎年４月、５月にかけて企業訪問をやらせていただいております。そういった中で会社の事情ですとか、あとその従業員の確保ですとか、そういった課題は何かということで、ヒアリングさせていただいているところでございます。

そうした中で、町の制度それぞれありますので、そういった紹介も兼ねながら、じゃ、その企業のほうでこの制度はもう少し拡充したほうがいいですとか、これはあまりやりたいと思っても条件がなかなか厳しくてできないですとか、そういった意見もいただいておりますので、そういったものをブラッシュアップ、見直ししながら、毎年毎年そういった制度の見直しをした中での、地元企業さんの求めているニーズというものに応えられるような制度設計をしながらやっているところです。現実、そこに見合わず、せっかく支援制度をつくったにもかかわらず、実際に実績がなかったという部分もございますので、そういう部分では、次の年になぜこの制度がマッチしなかったんですかという部分でもきちんと聞き取りしながら、そういった部分での新たなまた制度をきちんとつくっていきながら、企業支援に努めてまいりたいというふうに思っているところです。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　人情的になりますが、一生懸命若い人たちが残って働いている職場を大事に、またこのことも反映していくような、またいい職場をつくっていただくというようなことで、行政もどんどんこういうふうに待っているんではなくて、こちらから行ってそれで相談に乗るということでお互いに相談の窓口があれば、なおこういうふうにいい方向に行くのかなと、いい職場ができるのかなというふうに思います。そうすれば、結婚とか子供とかいろんないい面が出てきますから、ひとつどんどん進めていただきたいというふうに思います。

以上、１点目については終わりたいと思います。

それでは、２点目の再質問であります。

先ほどの返答の中で、緊急時の防災無線の放送の在り方なんですが、その①として定期的に放送システムの操作講習を行って改善していくんだというようなことでありますが、今年は４月７日、４月14日というようなことで、あまり適切な放送とは言えない防災無線の放送がありました。このことについて、非常に大変重要なことは、一つの放送で一瞬にして町民との信頼関係がなくなってしまう。大げさではないと思います。そういうことで非常に安心して聞き取れる放送がぜひ必要なんです。

なお、このことについて町長の答弁を求めたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私ということでございますので、お答えします。

まず、古くからは、広域消防署の中に南会津町の放送システムが入っていました。火災が起きると、広域消防署の職員が町の基盤を使って放送してくれたときがありました。しかし、これは南会津町だけのサービス提供はできないということで、指令システムを入れるときに、その対応がなくなって今の姿になっているということでございます。

平日については職員がいますので、そんなに、さほどトラブルなく放送できていると思います。一方、夜間とか土日とかは宿日直業務を委託している会社の社員が対応していると、そこの社員が操作に不慣れなために、適切な放送がなされていないというのがまず大きな原因だと思います。やはりこれについてはその方々にやっていただくしかないので、町としてもその技術習得ための取組をしっかりやっていく。場合によっては訓練放送でもいいから定期的にやって、操作に慣れるということが必要だと思います。

一方、放送する方からすると、いつその火災発生というファクス見た瞬間に冷静さを失ってしまって操作の手順を間違えて、リセットされるまでに時間がかかって、正しい放送ができないというような実態もあるやに聞いておりますので、それは庁舎管理の、または危機管理の在り方としてしっかり伝達をしながら、町民の方からご指摘を受けることがないよう対応していくと、このように考えております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　今、町長から答弁がありましたけども、これは３年前あたりもあったんです。それで、私もちょっと動いたことありますが、専門の人でもやはり緊急の放送、日中とかは職員がいる場合もまた失敗する可能性があるんですが、専門者でも役場の職員でも失敗というか、その可能性が大きいんです。緊急放送はそれだけ大事で大切なんです。それを本部から来た内容の音声というのか、ファクスとか、それを自動的に流すとか、そういうシステム機構ができないのか。それを考えていかないと、同じ繰返しを、火災の件数が少ないからいいんです。これ年に10回もあったら大変なことです。特に土日が多いんです。宿日直を頼んでいる方が多いんです。それを本当によく考えていかないと、また同じ繰返しするんです。そのシステムを考えてもらいたい。その人どうこうではないんです。人間だから駄目なんです。間違うんです。それをひとつ検討してもらいたい。

○山内　政議長　答弁、住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

先ほど、町長のほうから緊急時、あるいは宿日直時の火災における放送に係る仕組みについて答弁があったところでございます。今ほど議員のほうから広域消防署からのファクスを自動的に何らかの形でシステム化して住民の方にお知らせできないかという提案だと思うんですけれども、そちらのほうのシステムが実際可能なのかどうか、こちらのほうについてはまだそちらのほうの調査をしておりませんので、ちょっとお答えできないという状況でございます。

ただ、先ほども町長答弁にありましたように、特に宿日直、休日であったり、夜間であったり、そのときには、火災というのは当然頻繁には起こるものではございませんので、宿日直の方がマニュアルに沿って放送した場合、あるいは担当部署である住民生活課の職員が放送したとしましても、実際マニュアルを見ながら、間違いのないように丁寧に操作をしながらの放送ということになりますので、実際の放送開始までの所要時間というのは当然変わらないのかなというふうに認識はしております。

ただ、議員のほうからおただしがありましたように、例えば現在消火に当たりましては、消防団につきましては、メール配信によりまして火災場所というのは特定されますので、消火活動そのものには影響はないかと思うんですけれども、例えばスマートフォンを持たない高齢の方につきましては、サイレンの放送で火災がどこどこで起きたということを情報として入手して、あるいは近所の方は避難をしたりということがありますので、今後も迅速な放送のシステムづくり、講習について努めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　私も冒頭といいますか、初めにこの通報の関係については申し上げているんですけれども、本当にそれによって、消防団の関係は別に行くようでありますけど、隣近所の関係のことで早ければ確実な放送があれば、人を助けたり、消火したりというようなこともまだできるんです。地元消防団、消防署もすぐ対応はなかなか難しいんで、その辺をよくこういうふうに見てもらって、ぜひ今も答弁ありましたけれども、システムをひとつ南会津町が先に立っていいものをつくれば、ほかの町村への情報もなおうまくいくのかな。

金もかかるかもしれませんけれども、ひとつ予算化していいシステムの通報関係のシステムをつくってもらうということでないと、まだ同じだと思います。何回も繰り返すようですが、その件について、今後の見通し、はっきり示してもらいたい。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　芳賀議員の考え方は分かりました。

参考意見として受け止めます。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　よろしくお願いいたします。

それでは、３点目の郷土芸能と文化活動の支援であります。ここについては伝統芸能の継承でありますが、伝統芸能活性化実行委員会の活動というようなことでありますけども、相談を受けて非常に地元としては深刻な状態であるというようなことでありますので、ぜひ、保存会、実行委員会だけでなくて、保存会の皆さんと個々に交換会をしながら、ひとつまた継続に向けて対応していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

昨年度でございますが、町の指定を受けている民俗芸能の文化財を保存している団体の方と町の職員、あとは先ほど答弁がございましたように、文化財保護審議会の委員の方と一緒に意見交換会を行いました。その中で、金銭的な面とかいろんな各団体抱える課題は多岐にわたっておりますが、一番多かったのは後継者の問題が一番多くございました。そういった中で、そこを町として職員を宛てがうのかということは難しいので、何らかのアドバイスをできないかということで思っております。

例えば一部の団体では、地域に限った方々で構成しているものを隣の行政区とかそういったところまで範囲を広げて関われる人を増やすというような取組をもう既に行っているところもございます。こういったことの中で、その団体、民俗芸能を保存に向けて取り組んでいくというようなお話も聞くことができました。そういったところをこの実行委員会の中でまた、今度総会でもございますので、情報提供しながら、各団体での取組なんかも進めていただければなというふうに考えております。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　よく分かりました。

それで、伝統芸能もそうですが、文化活動の面については文化活動の補助金というのがあるということで、先ほど説明ありましたが、サークル活動の中でも資機材、消耗品とか、そういう維持管理の中で結構金もかかるというようなこともこういうふうに言われておりますので、その辺について補助金が利用しやすいように、よく説明していただければなと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

文化団体への文化協会等の補助金につきましては、文化協会に加盟している団体につきましては、活動の補助金ということで会員数に応じて支出をしております。これは特にこれに使ってくださいという使途は限定しておりません。会員の中で利用しやすいような形で、例えば今ほど言われました消耗品的なものを宛てがったり、会場費がかかれば会場費、講師の方お呼びすれば、講師の費用ということで利用していただいております。こちらについては平成27年度から支援をしているところでございます。

もう一つですが、文化活動補助金というものがございまして、こちらについてはその補助金だけではなかなか運営が難しいというところもございまして、会員もなかなか増えないんだというようなお声を聞きましたので、会員を増やす取組、会員以外の町民の方にこういう楽しいことがあるということで、俳句ですとか、書道ですとか、そういう体験を実際やっていただいて、興味を持ってもらって加入者を増やすというような取組に支援しましょうということで、こちらも講師の謝金だったり、そういったところで上限は２万円ということでございますが、こういった支援も令和元年度から支援をしております。ただ、令和元年度ですので、コロナの蔓延が始まった頃で、まだその当時集まることがちょっとなかなか難しいというような制限もございましたので、活動としての実績はございませんが、今後増えていくものかなと見込んでおります。

○山内　政議長　２番、芳賀正義君。

○２番　芳賀正義議員　了解いたしました。

以上で、全ての一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、２番、芳賀正義君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後２時50分とします。

休憩　午後　２時３７分

再開　午後　２時５０分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇　丸　山　陽　子　議員

○山内　政議長　11番、丸山陽子君の登壇を許します。

11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　議席番号11番、丸山陽子です。通告に従い一般質問をいたします。

初めに、帯状疱疹ワクチンの接種費用の支援について伺います。

帯状疱疹は、加齢などによる免疫力の低下によることが大きい原因とされ、特に50代から発症率が高いと言われています。80歳までに約３人に１人が発症するとも言われています。特に高齢者は、皮膚の水膨れや発疹が治っても痛みが続き、帯状疱疹発症後、神経痛にもなりやすいため、予防接種が望ましいとされています。

しかし、発症を予防するワクチン接種には費用がかかり、生ワクチンで8,000円から１万円、不活化ワクチンは１回２万円から２万5,000円かかります。しかも、この不活化ワクチンは２回の接種が必要です。効果的には不活化ワクチンのほうが有効とされていますが、高額のため接種を諦めてしまう方もいると聞いています。

高齢化が進む中、帯状疱疹を発症される方が増加することも確実視されています。帯状疱疹を発症される方が少しでも軽く済み、安心できるよう、帯状疱疹ワクチンの接種に対する支援をしてはと考えます。町の考えを伺います。

次に、防犯対策品の購入・設置費用の支援について伺います。

近年、被害者が寝ている間や外出中の隙をつき、空き巣や盗難を繰り返す犯罪が増加していると言われます。そのため、窓や玄関の施錠だけでは防犯対策として不十分とも言われています。先月、本町におきましても強盗事件が発生いたしました。町民の皆さんが安心・安全な日常生活を送るためにも、防犯カメラやモニターつきインターホンなど、自宅への防犯対策品の購入及び設置費用など、支援をしてはと考えます。町の考えを伺います。

次に、本庁舎へ来庁される方への環境の整備について伺います。

本庁舎には、ご相談やお問合せなど様々な理由で町民の皆さんが来られます。庁舎に来られる方の中には、加齢による歩行への不安や難聴など、日常生活の中で様々な不安を感じている方もいらっしゃいます。皆さんが安心して来庁できるための環境整備について、２点、町の考えを伺います。

１点目は、加齢により耳が聞こえにくい方や、日常生活の中で聞こえに不安を感じている方が、安心して窓口で対応できるよう、集音器つき軟骨伝導イヤホンを配備してはと考えます。

町の考えを伺います。

２点目は、歩行に不安のある方が安心して庁舎を歩行できるようシルバーカーの配備をしてはと考えます。町の考えを伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　11番、丸山陽子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、帯状疱疹ワクチンの接種費用支援についてのおただしでありますが、令和５年第３回定例会一般質問においてお答えしましたとおり、町では、65歳以上の高齢者に対するワクチンの接種助成として、季節性インフルエンザの助成を行っており、また、今年からは、定期接種に切り替わった新型コロナウイルスワクチンの助成を行う予定であり、現時点で任意接種である帯状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行う考えは持っておりません。

しかしながら、全国的には、接種費用の助成を行う市町村もあることから、実施の必要性については引き続き情報収集しながら判断していきたい、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、防犯対策品の購入・設置費用の支援に関して、町民の皆さんが安心・安全な日常生活を送るためにも、防犯カメラやモニターつきインターホンなど、自宅への防犯対策品の購入・設置費用などの支援をしてはとのおただしでございますが、町としては、現在のところ、自宅への防犯対策用品の購入・設置費用の支援は考えておりません。

しかしながら、先日、町内で強盗致傷事件が発生しましたように、犯罪はいつどこで起こるか分からない状況にあり、防犯カメラが地域の防災力の向上や犯罪の抑止、さらには事件解決に有効であると、このように認識しております。

防犯カメラの設置につきましては、設置場所も含め、南会津警察署など関係機関との連携を図るとともに、他自治体の事例を調査しながら検討してまいりたいと考えておりますので、こちらについてもご理解を賜りたいと思います。

次に、来庁者への環境整備に関する１点目、聞こえに不安を感じている方が安心して窓口で対応できるよう、集音器つき軟骨伝導イヤホンを配備する考えはとのおただしをいただきました。

現在、聞こえに不安を感じていらっしゃる方が来庁された際には、ゆっくりと大きな声で対応すること、プライバシーの配慮が必要な内容については筆談で対応するなど、お客様の状況に応じた丁寧な対応に努めているところであります。

一方で、補聴器を装着することに抵抗を持たれている方や、聞こえに不安があること自体を隠されている方に対しては、これまでのような対応では十分な説明ができないことも想定されるため、議員おただしの器具を配置している自治体の状況を調査するとともに、窓口における利用者ニーズの把握に努めてまいりたいと思います。

次に、２点目ですが、歩行に不安のある方が安心して庁舎内を歩行できるようシルバーカーを配置する考えはとのおただしでございます。

現在、各総合支所においては、玄関と窓口が近接しており、あまり移動を要しなくとも手続が完了するため、自立歩行が困難な方に対する車椅子のみの貸出しを行っております。

一方、本庁舎では、玄関から窓口までの距離が離れているため、玄関入り口の風除室に車椅子と手押し型の歩行車をそれぞれ２台配置し、希望に応じて貸出しをしているところであります。しかしながら、一方で、それらの配置箇所が分かりにくいとのご意見も寄せられているため、案内表示や配備箇所を工夫しながら、利用希望者の方に対するサービス向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ただいま、町長より答弁いただきましたので、それに対して再質問をさせていただきたいと思います。

帯状疱疹の予防接種の費用の支援については、今回２回目になります。これは、１回目の質問をしたときなんですけれども、ライブ配信や議会だよりを見た方が、もう一度、町に要望してほしいという訴えをいただいたことで、今回また質問させていただいております。

帯状疱疹を発症された方からは、顔に発疹ができて本当に大変だったこと、また、これが頭の上に、その発疹とか水膨れが出てきてしまうと死に至ることもあるということをお医者さんから聞いたということも、この方からお話を伺ってまいりました。

昨年９月の質問で、町長答弁では、帯状疱疹ワクチンは任意接種に位置づけられていることから接種に対する助成はないということで、ワクチン接種を推奨する周知もしていなかったということをお話しいただきました。今回もまた同じように、これは接種費用ということでは考えていないということでお話をいただきましたけれども、国内の動向と併せて、町内の状況を見ながら、今後、必要性を判断したいということは先回もおっしゃっておりました。その中で、先回の質問から、必要性を判断するための調査などは行ってきたのでしょうか。その点につい

て伺いたいと思います。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

前回のご質問の際に、私のほうから、現状はどうかという点と、あと費用の面、さらには新型コロナウイルスワクチンの兼ね合いということで、３点の視点で申し上げさせていただきました。

その１点目の、現状はどうかということで、前回から今回さらに９か月程度経過いたしましたが、今回も、保健師と普段の活動の中、さらには前回同様に、郡内の11の医療機関に聞き取りをさせていただきました。そういった医療機関の聞き取りの中で、受診者が帯状疱疹に感染されて、受診者が増えているかどうか、さらには予防の、現在任意ワクチン、任意接種でございますが、そのワクチンを受ける方が増えているかどうかというようなことを聞き取りをさせていただきました。

その結果でございますが、結果は前回同様でございました。11医療機関に聞き取りを行った結果、増加していない、さらには、変化ないよというのが６医療機関ございました。増加していると答えたところが５医療機関で、前回も同じ６・５という割合でございまして、そういった医療機関への聞き取り、さらには、ふだん我々の業務の中で、さらに保健師の活動の中で把握している状況については、前回同様で変わりないというふうに認識してございます。

ただ、一方で、ちょっと変わったなというところも把握してございまして、前回同様に、県内の助成をしている市町村、前回は２町村でございましたが、それについては、今回把握したところ、県内６市町村に拡大しているというように把握してございます。ですので、繰り返しになりますが、我々が把握している状況というのはそれほど変わりないんですが、県内の助成をしている市町村は、ちょっと増えているのかなというふうに把握しているところでございます。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ワクチン接種の予防接種を受ける方の希望があまりないということなんですけれども、これも、やはり、私のところでは、料金が高いということが、とてもネックになっているというお話で、もし、町としてやっていただけるならば、ぜひ接種を受けたいという方が多かったと私は思っております。今回、そうでなければ、本当に私のところにこれだけの方々から、もう一度やってほしいという要望が来るということはないなというふうに思

っております。その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

先ほどの現状把握と答弁が重なるところがあるかと思うんですが、やはり、感染状況がどうなのかというところを丁寧に把握していかなければいけないのかなというふうに思っております。その原因が、仮に予防接種を受けられないから感染が拡大しているということであれば、その予防接種が受けられない原因は何なのか、医療体制の問題なのか、さらには費用の問題なのかというような、その問題の本質をしっかりと丁寧に把握した上で、やはり判断していかなければいけないのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、現段階で、任意接種の、こちらワクチン接種でございますので、そういった定期接種に切り替わるかどうかという国の動向と、先ほど申し上げたとおり、町内の現状を丁寧に把握しながら判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ただいま、今回、私も調べた結果なんですけれども、内閣府では、各自治体の判断により住民の負担を軽減するために帯状疱疹ワクチン接種にかかる費用の負担軽減に臨時交付金を活用することは可能という見解を示されていますけども、その点の認識についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　健康福祉課長。

○湯田賢史健康福祉課長　お答えいたします。

その臨時交付金の中身については把握してございません。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ぜひ、ここの部分で、今回、助成を増やした自治体があるというのは、内閣府で出されているこの臨時交付金を活用してもいいというところから来ているのではないかなというふうに思っておりますが、今回、本当に私の知っている自治体の中でも、やりますよというふうに答えているところもあります。だから、今の段階では６かもしれませんが、回答の中で、各自治体の回答を見させていただきましたけれども、この議会の中で、やりますよと答えていた議会もありましたので、ぜひ、その辺も含めて調べていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答えします。

多分、丸山議員のほうに、いろんな方から、この情報が入っているんだろうと思います。私のほうでも少し調べてみました。県内では、南相馬、本宮、会津では三島、金山です。ここだけです。そして、浜通りにいって、大熊と飯館村がやっているということで、課長答弁の６と合うと思いますが、一方では、そこまで踏み切れていない自治体が53あるということだと思います。

やっぱり、人口規模の問題もあるんではないでしょうか。制度を見ますと、不活化ワクチンについては１回１万円を２回まで、生ワクチンについては5,000円というような数字を出しているところが多いというふうに思っています。

一方、東京都は、都が、実施した市区町村に対して、不活化のほうが１万円と生ワクチン5,000円やりますということで、都が、そのやったところに支援しますよということから、東京都はすごく、都内は増えているというふうに思っています。できれば福島県もやっていただいて、それに乗っかったところは支援しますよという流れになれば、町のほうでもやりやすいかなというふうに思っております。

現時点で、さらに調査はしていきますが、現時点で、じゃ、分かりました、制度を起こしますというようなところは、なかなか言いにくい状態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　ぜひ、帯状疱疹の発症というのは多くの方が発症する可能性があります。特に50代の方から発症していくということですので、50代というのはとても働き盛りでもあります。その方が、この帯状疱疹を受けることで、働くことが困難になってしまったりするという場合も出てきます。そういう意味で、経済的にも大きな負担になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、ぜひ、町としましても、50代から発症、議員さんのご家族の中でも、95歳になる、そういう方が発症されて大変な状況だったというお話も伺っておりますので、ぜひ、そういう中で、町としても、支援できるところ、全額でなくてもいいと思うんです、本当に、少しでも、家計の負担にならないような、そういう支援をぜひしていただけたらというふうに考えておりますので、その辺についても、これから検討していっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　丸山議員のご意見として承ります。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　次に、防犯対策品の購入と設置費用の支援について再質問をさせていただきます。

町としては、今のところ、自宅への防犯対策品の購入というか、設置費用の支援はしないという考えということですけれども、ただ、防犯については、犯罪の抑止とか、さらに、事件解決に有効であるという認識はしておられるということでした。そういう中にありまして、個人への支援はないけれども､防犯カメラの設置については設置場所を含め検討していくというか、南会津警察署など関係機関との連携を取りながら自治体の事例を調査して検討していきたいというふうに回答をいただいておりますけれども、その中で、個人へはないけれども、今後、町の設置場所を検討していくという考えがあるということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今回、町内においても、大きな衝撃として事案が伝わりました。このときに、警察署の署長さんと話ししたときに、防犯カメラ、やはりこれは犯罪抑止の効果としてはありますというふうにはっきり言っていただいております。一方、それがあるから完全に防げるかというと、またそれは別問題でございます。

町としては、やっぱりそういうふうな、防犯カメラを設置することによって、この町が安全･安心に深く認識しているところだというような対外的なアピールをすることは非常に重要だと思います。私が今、思っているのは、例えば、主要道路の入り口、出口、国道121号の入り口、121号の長野の出口、または国道400号、352号、289号といろいろありますけれども、そういった主要なところにつけて、不審車両の通過、または、万が一犯罪が起きたときの事件解決に向けた資料の提供ということでの対策という意味では非常に効果があるんだろうというふうに思います。

一方で、そのつけたカメラのデータの保管をどうするのか、幾らぐらいかかるのか、それをやることで有利な財源があるか、そういったところを、やっぱりしっかり検証していかないと、費用対効果の部分もありますので、個人的な家庭への設置については、今のところは想定しておりませんけども、そういったところから、町としての安全・安心な町だというようなＰＲは非常に有効であるというふうに思っております。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　設置場所によっては、防犯カメラの地域への設置については、防犯カメラが設置されたことによってプライバシーの問題に発展するという思いを持つ方もいらっ

しゃると思います。そういう中にあって、個人としてつけたいという方がいらっしゃるということは、個人の方のプライバシーもありますので、その辺の、個人につけていくことのほうが大事かなというふうに思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私も、議員から質問をいただいて、何か所かの自治体、調べてみました。いわき市で、こんな事例がありました。防犯カメラを設置する際のガイドライン、これを市がまとめて、設置する際はそういうことに気をつけてくださいということで、そういう適切な使い方についてのＰＲをしていたということで、いわき市としては、市としての防犯カメラの設置の補助制度は持ってございません。

見てみますと、やっぱり、被災した広野、富岡、大熊、飯舘、こういったところはあります、補助金が。それは、やはり、家庭の財産を守るという視点での支援かなと、被災地独特の視点かなというようなところで見たところでございます。

あと、家庭の支援では、大玉村が１か所ありまして、上限５万円、この先ほどの浜通りのほうも上限５万円です。仮に、南会津町で実施した場合、6,000世帯の半分、3,000世帯としますか、５万円掛けると１億5,000万円、ちょっと規模が大き過ぎるかなというのが私の考えです。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　私が、ちょっと事例を見たところでは、防犯グッズの購入のためには、大体3,000円から4,000円とか5,000円とか、そのくらいの支援をしているところが意外と多かったんで、５万円という考え方が、ちょっと私の中にはなかったんですけれども、それは、どのようなところで、私としては、全額でなくても、本当に少ないというか、少しでも負担を軽減するための支援というのができるのではないかなという思いで、この質問をさせていただいております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私が調べた中身としては、全体の２分の１として上限５万円ということですから、防犯カメラというのは、カメラをつけるだけじゃなくて、データを保存するというところまで必要なので、やっぱり一定金額がかかるし、通信費用でもかかると思います。

本来、これについては自己防衛なので、それぞれのご家庭でやってほしいし、既に対策を講じられている方もいらっしゃると思います。そんなことでお答え申し上げましたが、町としては、希望する家庭への支援ということではなくて、拠点となる交通箇所の設置という町全体としての防犯体制の構築というのが重要ではないかと、あわせて、財源等も必要経費も踏まえて

判断しなければならないと、このように考えています。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　町長の考えが、主要なところにということですのであれですけれども、先月の強盗事件に遭遇された方は一人暮らしの女性の方でした。本当に、先月の事件をきっかけに、防犯カメラや防犯グッズを購入される方が増えたと聞いています。町民の皆さんが、やっぱり不安を抱いているということは間違いないというふうに感じます。

特に、高齢で一人暮らしの方にとっては、とても大きな不安になってくると思います。個人で買われるということになりますと、本当に一人暮らしの高齢者の方が、それだけの金額を自分の生活の中でやっていけるのかと思いますと、ぜひ、高齢者の皆さん、一人暮らしの方、本当に経済的にも大変な方を支援していくことはとても重要ではないのかなというふうに考えますけれども、町として、そこに対する考えはどのように思っていらっしゃいますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　前回、丸山議員の質問に対して、私のほうから、議員としてはどういう世帯を想定されていますかというふうにお伺いしました。丸山議員からは、希望する方につけてほしいんだというような答弁だったかと思います。

例えば、高齢者に絞る、所得の少ない世帯に絞る、または子育て中の世帯に絞るというような考え方があろうかと思いますけども、それで、安全・安心を守れるんですかと、逆に公平性の話が出てくるんではないかと、このように思います。やるんであれば、制限なしに希望する人につけるというのが、公平な行政サービスの提供なのかなというふうに感じますが、今回、今、提起されている防犯カメラの設置という取組、行政体として、そのやらなくてはいけないサービスなのかというところを考えると、また、私としてはそこまでは至っていないと、このように思っています。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　不安を抱えているということで、希望する方というのはもう前提ですけれども、その中でも、高齢者の方というのは、その中でも特に大事なのかなという思いでお話しさせていただいております。町民を守る手段の一つとして考えていくべきではないかなというふうに思っております。

最後になりますけれども、本当に、安心・安全なまちづくりをするということであれば、もう少し、やっぱり早めの対応をしていっていただけるよう期待をしまして、この質問は終わりたいと思います。

次の質問に入らせていただきますが、来庁者への環境整備についての再質問ですけれども、本当に、今、高齢者が増えている中で、加齢によって耳が聞こえにくくなったり、また、日常生活の中で聞こえに不安を抱いたりする方というのは多くなってまいると思います。現在では、窓口でも、本当にコロナ禍とかインフルエンザ、花粉症なども含めまして、マスク着用がされています。窓口での対応は相手の方の声が聞こえにくい状況に、そういう中であると思いますし、また、そういう中で大声で対応しなければならない、また、個人情報も守られなければならないという意味で、本町でも、先ほど答弁いただきましたけれども、応対する際には丁寧に、本当に大きな声でゆっくり話すとか、また、大事なものに対しては丁寧に筆記で対応しているというふうに伺っています。

そういう中で、本当に対応される方も、来庁してお聞きする方も、とても大変な中での状況を繰り返していくようになると思います。そういう意味では、対応を今までどおりでいいのかということも含めて、これから考えていく方向というか、集音器つきの伝導イヤホンが、どれだけ通用するのかというのを検討されるというような感じの回答だったように思いましたけれども、その辺について、もう一度お話しいただきたいと思います。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今、自治体に限らず、様々な金融機関でも、こういったものを配備しているというふうに報道でも目にしております。まずは、先ほど町長の答弁がありましたとおり、窓口でのニーズを把握した上で、配置については検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　集音器つき軟骨伝導イヤホンというのは、耳の周囲にある軟骨を振動させるために、通常のイヤホンよりも耳穴をふさぎませんし、左右のイヤホンの音量を個別で調節することもできます。また、耳に入れないことから衛生的でもあるということで、導入する自治体も多くなってきているというふうに伺っています。

そういう意味では、対応に困難な方という方も含めて、プライバシーの保護にもつながりますので、ぜひ、検討ができればやっていただきいというふうに思います。窓口に設置することで、それが、聞こえにくい方にとっては安心でもありますし、プライバシーの保護にもなると思いますので、その辺について、円滑にコミュニケーションを取れるように進めていっていただけたらなというふうに思っております。

次に、もう１点の、来庁者の歩行に不安のある方に対しての、庁舎内を歩行できるようシルバーカーの配備についてなんですけれども、私、たまたま先日なんですけれども、高齢者の方が、本当にゆっくりゆっくり、本当に歩行に気をつけながらいらっしゃった方がいまして、もし、シルバーカーというか、押し車があれば差し出したいなというふうに思ったんですけれども、それが見たらなかったんです。車椅子はあったんですけれども、なかったんです。だから、２台があったというのを今日初めて玄関で見つけて、ああ、あったんだというのが分かったんですけども、そういう中で、その２台を見ましたけれども、本当にちょっと大きくてあれだったんですが、そのとき私が差し出そうと思ったときにはなかったということなので、個数が足りないのではないかなというふうに思って、もう２台はほかの方が使われていたのかなというふうに思うんですけど、その玄関のところの周辺には車椅子だけしかなかったんです。そういう意味で、私は、ないと思ってこの質問をさせていただいておりますが、その使用頻度というのはどのくらい、２台で間に合っているということで考えてのあれなのか。私としては、差し出せなかったということなので、足りないのではないかというふうに思うんですけれども。あとまた、周知も、はっきり分からなかったので、周知もされていないということだったので、その辺も含めて、配備の場所と、２個というのがいいのかどうかというか、増やすことは検討できないのかどうかも含めて、ちょっとお聞きします。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

議員から質問がありまして、ちょっと場所が見にくかったかなというふうに我々も反省をいたしまして、質問をいただいてからすぐに、１つ目の玄関を開けたところに、それぞれ配置するようにしました。

新庁舎がオープンしてから、手押しも２台、車椅子も多分２台、同じ頃から配置しているとは思うんですが、それぞれ、全ての台数が一緒に使われているという状況は多分なかったと思います。ですので、台数は足りているとは思うんですけど、少し、周知の場所ですとか、置く場所に工夫が足りなかったと、そこは反省しております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　配置については今お話しいただきましたが、台数についての、今後２台のままでいくのか、ちょっと大きくて動かすのに大変かなというふうに感じたんですけれども、できれば、本当に小さくて、押し車としてもう少し小さくてもいいのかなというふうに

感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　まず、２台で足りないのかどうか、その辺を検証させていただきたいと思っております。窓口の申請で長く使われていて足りないという状況があるのであれば、そこは増車ということも検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　本当に、本町も高齢化が進んできておりますし、加齢によって、耳が聞き取りにくいとか、歩行が大変、その中でも、町民の皆さんは、自分がもう元気で100歳まで生きたいというふうな思いで、本当に食事だったり、運動だったり、気をつけてはいると思います。でも、そういう中で、どうしても体調に変化が起きて、歩くことが困難になったり、耳が不自由になったりすることは多々あることだというふうに思っております。そういう方々が庁舎に来て、ご相談をしたり、問合せをしたり、庁舎に来ることで人と会うことの楽しみを持っている方も中にはいらっしゃいます。そういう意味で、本当に庁舎の中で歩きやすいというか、歩行しやすい対応を取っていただくことを期待いたしまして、以上で私の質問を終わりたいと思います。

○山内　政議長　以上で、11番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　室　井　英　雄　議員

○山内　政議長　次に、10番、室井英雄君の登壇を許します。

10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　議席番号10番、本日最後の質問者、室井英雄でございます。

先ほど来、執行部の方を見ていると、大分お疲れのようなので、スピーディーな質問をしていきたいと思うので、よろしくお願いいたします。ただ、私、ちょっと顔面に麻痺を患いまして、時々、多々聞きづらいところがあると思いますが、よろしくお願いいたします。

では、私から３点、質問いたします。

１、消防団員の準中型免許取得に関する支援は。

以前、この件について一般質問を行いました。町長は、答弁の中で、制度化に向けて早急に

検討する一方で、予算措置が必要となるため、一定の期間は準備のための調査、予算計上のための補正予算または来年度当初予算の対応を今後検討するとの内容でした。

質問なんですが、調査された内容と、制度化に至らなかった理由は、をお伺いいたします。

２点目、地域商業環境づくり支援事業の内容は。

これは、３月の定例会で、当初予算には計上されておりましたが、新聞紙上での採択の報道が６月５日でございました。その報道を見て、町民の方々から数件問合せがありまして、今回、この質問をすることにいたしましたので、よろしくお願いいたします。

県が実施する本年度新規事業、地域商業環境づくり支援事業に本町が採択されました。地域ごとに異なる商業課題の解決を図るため、市町村や商業団体などが行う取組を支援し、地域商業の継続的な振興を目指して実施されます。

内容について、以下質問いたします。

①事業実施主体は。

②補助対象事業区分として、にぎわいづくりコース・仕組みづくりコース・ＤＸ活用コースがあります。どのコースを選択したのか、また、その内容・実施方法などを併せて伺います。

③総事業費は。

④官民連携まちなか再生推進事業との連携は。

３点目、びわのかげプールの改修を。

先日、びわのかげプールの状況を確認してきました。思っていた以上に敷地内の経年劣化が激しく、早急な改修が必要と感じました。プール内部及びプールサイドの塗装が剥がれ、コンクリートがむき出しの状況や、地盤沈下によるプールの底の陥没です。このまま放置すれば、プール本体にひびが生じる危険性があります。

特に循環ろ過装置については老朽化が著しく、何らかの原因で停止した場合、再稼働は難しいとのメーカー側の回答でした。就学前の幼児や小学校の授業で利用する予定と伺い、このような環境での利用は怪我につながることが懸念されます。そこで、以下、質問いたします。

①このような状況を踏まえ、新たにプール建設の必要性を感じました。町の考えは。

②昨年の利用者に占める乳幼児と小学生の人数は。

③シーズン中に停止した場合、町の対応は。

④施設には券売機が設置してあります。７月３日に新紙幣が発行されることが発表されています。新紙幣に対する町の対応は。

以上、壇上での質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　10番、室井英雄議員のご質問にお答えいたします。

初めに、消防団の準中型免許取得に関する支援はに関して。以前、この件について一般質問を行ったが、その後、調査された内容と、制度化に至らなかった理由はとのおただしをいただきました。

昨年度、消防団員576人を対象に自動車運転免許取得状況調査を行った結果、準中型免許取得補助の対象となる団員は27名でありました。その後、制度化について協議を行いましたが、免許取得における公平性や補助内容の調整、さらには財源の問題など課題も多くあることから、現在のところ制度化に至っておりません。

今後は、調査結果を基に、対象となる団員に対して意向調査を実施するとともに、支援の在り方について引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、地域商業環境づくり支援事業の内容に関する１点目の事業実施主体と、３点目の総事業費のおただしについては、関連がありますので一括してお答え申し上げます。

本事業につきましては、福島県の地域商業環境づくり支援事業を活用して実施するもので、事業実施主体は南会津町となっております。また、令和６年度の事業費は300万円で、補助率は２分の１であります。

次に、２点目、補助対象事業区分、事業内容、実施方法についてのおただしがありました。補助対象事業区分としては、ＱＲコードやスマートフォンなどＤＸを活用した情報発信が主な内容となるため、ＤＸ活用コースで事業申請を行い採択を受けております。事業内容や実施の方法としては、中心市街地の各店舗等の情報発信を強化するとともに、町なかの周遊性を高めるため、お勧めのまち歩きルートや見どころなどを盛り込んだデジタル見どころマップを作成するものであります。

実施に当たっては、中心市街地に足を運んでいただくお客様に、町なかの店舗、商品、観光スポット等の魅力を知っていただくことが重要であることから、田島まちなかエリアプラットフォームにおいて、令和５年度に策定した地域ビジョンの検討内容や、商工会、南会津町観光物産協会等の情報を生かしながら、掲載する商店の選定や登録内容の検討を進め、飲食店やお土産品店、見どころ、お勧めのまち歩きルートなどを盛り込んだ観光ＱＲコードを作成する計画としております。

次に、４つ目でございます。官民連携まちなか再生事業との連携についてのおただしがありました。

今年３月１日に設置した田島まちなかエリアプラットフォームでは、令和６年度事業として、国の官民連携まちなか再生事業による未来ビジョンを策定するほか、実証実験として周遊イベントの開催などを計画しております。今回、地域商業環境づくり支援事業で作成するＱＲガイドは、飲食店やお土産品店、見どころ、お勧めのまち歩きルートを盛り込んだ内容となっていることから、周遊イベントなどと連携を図りながら、さらなる町の商業の情報発信につなげてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、びわのかげプールの改修について。私、町長に答弁を求められた部分のみの回答になりますが、私のほうからお答え申し上げます。

次に、びわのかげプールの改修に関する１点目、このような状況を踏まえ、新たにプール建設の必要性を感じました、町の考えはというおただしでございますが、びわのかげプールは昭和59年７月にオープンし、建設時から既に40年が経過しているため、機器等の老朽化が見られ、その状況は認識をしております。町といたしましては、令和６年第１回定例会の11番議員の一般質問でお答えしましたとおり、多目的競技場を含めたびわのかげ公園内の施設整備計画について検討するとしており、その中で、プールの改修、建設についても協議してまいりたいと、このように思っております。

②以降の答弁については、教育長答弁に委ねたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私からは、びわのかげプールの改修はに関する２点目から、４点目について、お答えいたします。

２点目、昨年の利用者に占める乳幼児と小学生の人数はとのおただしでございますけども、利用者の人数は、プール入り口に設置されております券売機の発券枚数のカウントで把握しております。この券売機は、条例で定めている区分により、高校生以下と一般の２通りの区分しかないため、乳幼児と小学生の人数を把握することはできませんので、ご理解願います。

次、３点目、シーズン中に停止した場合、町の対応はとのおただしでございますけれども、議員おただしの循環浄化装置は、びわのかげプールの指定管理者であります南会津町振興公社が委託者となり、受託業者との間で循環浄化装置保守点検委託契約を締結し、突発的に故障することのないよう受託業者による保守点検が行われてございます。万が一、シーズン中に運転が停止した場合には、水質の維持が困難となるため、プールの利用を中止せざるを得ないと考

えております。

次に、４点目、券売機の新紙幣に対する対応はとのおただしでありますが、現在設置されております券売機は、新紙幣及び新500円硬貨に対応しておりません。このため今年度は、新紙幣及び新500円硬貨をお持ちになったお客様につきましては、窓口において券売機で対応できる紙幣及び硬貨に一度両替した上で券売機を利用していただく対応を取ることになります。今後は、新紙幣や新硬貨に対応する券売機の導入などの対応を検討してまいりますので、ご理解願いたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　再質問させていただきます。

初めに、１点目の、消防団員の準中型免許取得に関する支援はということで、実はこれ、昨年の３月、もうあれから１年と３か月過ぎてしまいました。そのときの町長答弁を、また読み上げてみたいと思いますんで、お聞きください。

消防団組織の維持のため、若い人たちが消防団に入っていただくためには必要な支援制度だと思っていると。町として、なくすことのできない組織であるので、最大限の支援をしながら、地域の安全・安心を守る組織として今後とも継続できるようにしっかり取り組んでいきたいと思いますという、１年３か月前の答弁でございます。

今回いただきました答弁、残念でなりません。制度化に至らなかった理由の中に何点か挙げられていますが、何をもって制度化に至らなかったか、答弁としては総合的に考えてという答弁になるのかとは思いますけれども、何がネックで制度化に至らなかったのか、教えてください。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

町長答弁にありました、その調査内容ということで、私のほうからお話しさせていただきたいと思います。

まず、制度化するに当たりまして、準中型免許を持っていないと運転できない車両、あとは、準中型免許の取得の対象者のその内訳等についての調査ということで、その内容についてお話しさせていただきたいと思います。

全消防団で所有しておりますこの車両ですけれども、全部で46台ほどございます。そのうち準中型免許を持っていないと運転できない車両につきましては16台ございます。その内訳につきましては、ポンプ車12台、小型ポンプが４台という状況になってございます。このうち準中

型免許の取得が必要な団員がいる部ということで、これは５台、５つの消防団ということでなっております。中身を見ますと、ここ３年間のうちに導入された、いわゆる新しい車両のポンプ車を導入したところ、あとは、若い団員が多い消防団、そのあたりが、この準中型免許の取得が必要な部という状況でございます。

続きまして、団員のほうの状況でありますけれども、先ほど町長答弁にありました対象者27名ということで、こちらのほうは27人、つまりこれは、準中型免許を持っていない団員の総数の人数でございます。このうち自分が所属する消防団の車両を運転できない団員はこのうち10名という状況になってございます。これをさらに内訳として申し上げますと、7.5トン未満の準中型免許が必要な方につきましては７人、これはここにポンプ車を配置している団員ということになります。残りの３人が、５トン未満限定の準中型免許ということで、これは小型ポンプの配置されている消防団の団員ということになってございます。残りの17名につきましては、準中型免許を持っていなくても現在の消防団車両を運転できる団員数ということで、17名という状況になってございます。

制度化するに当たりましては、これは消防団との協議の中身によるんですけれども、こういった準中型免許を持っていない団員全員を対象とするか、つまり、27人全員を対象とするのか、または、所属する消防団の車両を運転できない団員を対象にするのか、このあたりで、制度化するに当たって、当然、財政的な問題もございますので、このあたりの調整、あとは、実際に補助制度を導入されている自治体の事例を見ますと、免許取得後、例えば10年間は消防団員として活動することが義務づけられているところなどもあったりしますので、そういった部分で、消防団のほうとまだ協議が進んでいないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　内容については、よく分かりました。

今、27名全員、準中型免許を持っていない27名を対象にするか、その中で部として必要な団員だけに提供するかということで、これから消防団と協議をするということなんだと理解しました。

先ほど、これは強制ではないので、団員の任意の部分だと思うんです。ただ、この部の車両を運転するには準中型免許が必要でないと運転できない、じゃ、準中型免許を取ろうという、その心意気のある団員は拾ってあげてほしいなと。これからの協議の中での話になろうかとは思いますが、ただ、そこで、公平性が取れないという理解でよろしいんですよね。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

議員のおっしゃられるように、当然これは強制的なものではございませんので、あくまで、最終的には個人の団員の任意の部分になろうかと思います。ですので、強制はできないということではありますけれども、消防団として、あるいは個人として取得したいという意思のある団員については助成はしていきたいというような考えでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　分かりました。私がここで、なんだかんだと申し上げても、今後の消防団との協議を待つしかないのかなと理解いたしましたので、この準中型免許に関する質問は以上で終わりたいと思います。

最後に町長に、１年３か月前に、こういう私にお話ししたご答弁をいただいて、今でも、そういう思いといいますか、消防団に対する思いは変わらないでしょうか。その点、１点だけお願いいたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

消防組織について、南会津町消防団、すばらしい取組をされているということで、私は、ほかの自治体にも胸を張って言える組織になっているというふうに思います。今回の消防大会で、民報の金ばれんを受賞したというのも、これまで脈々と受け継がれてきた、その努力の成果が表彰に至ったということでございます。やはり、必要な制度、これについて、しっかり対応していかなくてはいけないと思いますし、前回の答弁から、さほど動いていないというような、私も率直に受け取りました。私の指導力のなさということをご指摘されるのであれば、それを受け止めて、しっかり、あるべき姿、準中型免許の支援というのはやるべきだというふうに思っておりますので、再度、担当課のほうに指示をいたしますので、ご理解賜りたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　申し訳ありませんでした。

では、２番目の質問に入りたいと思います。

今回、ちょっと聞き方を変えるんですが、事業実施主体は南会津町、補助対象者も南会津町でよろしいんですね。

要綱の中にそういう要綱がありまして、補助対象者と事業実施主体が同一ではなくてもいいというような、そういう認識でいたんですが、大丈夫ですか、そこら。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　どちらも南会津町という認識でございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今回、事業実施主体になった理由という言い方は適切ではないでしょうか。事業実施主体には、商工会とかほかの団体でもなれるというこの事業なんですが、今回は町が実施主体になるということで、なぜ、今回は南会津町が実施主体になったのか、そこら辺をちょっとお伺いいたします。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、こちらの事業目的でございますが、中心市街地、国道289号田島バイパスの全線開通によりまして、車の流れの変化ですとか、バイパス沿いに出店した大型店への客の流出によりまして、商店街の活力、集客力が低下しております。そうした商店街やまちなかのさらなる衰退が危惧されている中で、商店街、まちなかの各店舗等の情報発信を強化しなければいけないということで、まちなかの周遊性を高めるために、お勧めのまち歩きルートですとか見どころなどを盛り込んだ観光ＱＲガイドを作成することで、商店街の売上げ向上と町なかのにぎわい創出を図るという目的で、今回、申請をさせていただきました。

様々な事業がございますが、やはりまず、自立自走に向けて今後進めていくというのは理想的でございます。まずは、やはり、町が主体となって骨格をつくりまして、その中で、次年度以降、まちづくりの団体だったり、そういう部分での協力・支援をいただきながら自立自走に向けてやっていくのが、今の、こういった商業まちづくりの様々な事業の流れとなっておりますので、やはり、まずは、町として、きちんと基礎をつくりまして、その中で、様々な団体等の利活用も含めて、次年度以降、活動していただくという流れとなっています。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　おっしゃることはよく分かるのですが、ちょっと過去に遡って申し訳ないんですが、官民連携まちなか推進事業、その初年度といいますか、申請者は南会津町だったけれども、事業主体は、そのときに、なぜ南会津町は事業実施主体にならなくて、今回は、実施主体は南会津町ということ、うがった言い方で申し訳ないんですけれども、なぜ前回はならなくて今回は実施主体になるのか、引き受ける団体が、実施主体を受け入れる団体がないから仕方なく南会津町が主体となったということもささやかれているんですが、その辺はお聞きしてよろしいですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　そうではなくて、例えば、今ほどありました官民連携まちなか再生推進事業におきましても、まずは、やはり、先ほど、基礎となるものがございましたので、そういう部分では、町できちんと組織の完結というか組織の立上げですとか、そういった部分、あと、事業の計画の立案ですとか、そういったものをまずはやっぱり町が主体となってやりながら、次年度以降に、きちんと、この名前のとおりであります官民連携ということで、民のほうが主体となってやっていただくような再生推進事業ということになっておりますので、そういった部分で、議員もいろいろご意見をいただきましたエリアプラットフォームを立ち上げまして、その組織の中で、今回の官民連携まちなか再生推進事業は、補助事業の申請は民間の団体、このエリアプラットフォームで申請するという流れになっておりますので、次年度以降もそういった形で、まちづくり、いろんな団体のメンバーから意見を聞きながら、しっかりとまちづくりに組み立てをしながら、計画どおりやっていきたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　すみません、うがった見方をいたしまして申し訳ございません。

　次に、２点目として、今回、ＤＸコースを選択されたということで、この②の中にも、連携にかぶる部分も入っておりますので、②と④は、つなげて質問したいと思います。

　今回、掲載する店舗の選定に当たり、何店舗想定されているのか、お伺いいたします。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　店舗に限らず、見どころというところも含めまして、大体70スポット程度を考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　これは、エリアは中心市街地ということで、まず、そのエリアから70店舗というと、かなりの数なんで、そのエリアを教えていただけますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　昨年度やっておりました官民連携の事業の中のエリアにはなります。行政区から言えば、西町、上町、中町、本町、上中町、そして宮本のほうも、きちんとそのエリアに含めまして、先ほども言いましたとおり、バイパス沿いから町なかに周遊する取組が必要だということで、そ

ういった神社近辺のエリアも、例えば、「きとね」ですとか、そういったまちの駅ですとか、そういった部分もエリアに含めながら今後取り組んでいくということの考えでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　答弁の中に、観光スポットという表現がありますけれども、これは観光施設という理解でよろしいんですね。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　観光施設とは限らず、様々な魅力のある、例えば、鳴山城の跡地ですとかそういったところも、魅力のある、歴史を学ぶためのものでもありますし、そういったものも対象としながら、例えば、駅前にあるＳＬも、そういったスポットの対象にもなろうかなというふうには思っておりますので、それは、やっぱり先ほど言いましたように、エリアプラットフォームのメンバーの方にも、きちんとご意見をいただきながら、そしてまた、さらに、そういうほかの団体からも、何か意見があれば、きちんとそういう部分での反映をさせながら、いいものをつくっていければなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　この観光ＱＲガイドということで、メインが飲食店やお土産、先ほどおっしゃられた観光スポット等に、これはもうそういう店舗、施設、そういう限定のためのガイドを作成する計画ということでよろしいんですか。その他、中心市街地にはいろんな店舗はあるんですが、そういう店舗も載せるのか、ただ、先ほど言ったように、飲食店やお土産屋、観光スポット等しか掲載しないのか、その点はどうお考えなんでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

そういった関連する施設であったり、スポットであったり、さらには、再度申し上げますが、そのエリアプラットフォームのメンバーの中で、こういうものもスポットに入れていいんじゃないのかとか、そういう部分がございましたら、今後、そういう部分での協議を進めながら、ＱＲガイドをきちんとつくっていければなというふうに思っております。

さらに、基本的には、会津田島駅を降りて、何も目立つ施設と言いますか、観光施設ですとか飲食店が分かりづらいという意見もございます。そういう部分で、そういったもので、今の時代、ＤＸ化ということもありましたので、そういうスマホで検索しながらまち歩きができて、モデルコースもありながら、見どころマップというところで歩いていただきながら、飲食を楽しみ、そして、お土産も買っていただきながら歴史も学んでいただき、当然、祇園祭の屋台格

納庫も対象にはなろうかと思います。そういった部分では、あまり、わざわざ人のガイドを依頼するのではなくて、統括した、そういった観光ガイドのアプリといいますか、そういった部分になっていただくような形でまとめていきたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今、現時点でも、グーグルマップを開けば、結構かなりの情報が得られます。グーグルマップとの差別化みたいなのは考えていますか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　ご承知のとおり、グーグルマップも、かなりいい情報が含まれておりまして、そういった部分でも、商工会のほうでも、そういったグーグルマップの活用という部分では勉強会もやっています。さらに、こういうＱＲガイドの中で、そのグーグルマップにアクセスできるような仕組みづくりも検討中でございます。

　そうすることによって、またさらに広く情報が得られる、情報収集ができるということになりますので、そういった部分も、きちんと精査しながら取り組んでいきたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　了解いたしました。

　この２番のほうの質問をして、この観光ＱＲガイドをいざ作成したと。これは作成しただけで効果が現れるものではないので、ＰＲが大事だと。マップを見て歩きたくなるような環境づくり、どのようにつくっていくか。もし今、構想があればお聞かせください。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

　まず、こちらの利点としましては、寄った方が、どこに寄ったか、どういう動線があるか、そういったデータの収集ができるということ利点がありまして、さらに、今回、多言語、基本的には英語も表示できるような形でガイドを作成するようになっております。今、インバウンド対策、それぞれ、南会津地方でも様々な取組をやっているところではあるんですが、実際そういった外国人の方が来てはいるものの、どこに訪れているのか、どこで買物をしているのかという部分では、町としてはなかなか把握し切れない部分、限界がありますので、そういった部分での、例えば、そのＱＲガイドの中でのアンケート調査もできますので、そういった部分でのインバウンドの需要ですとかそういったものも､広く旅行代理店とかそういうところにも、南会津町に来たら、まずは会津田島駅前に来てＱＲコードで周遊していただきたいという部分

では、広くＰＲしていきたいなというふうには考えているところです。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　すみません、ちょっと質問が飛んでしまいまして、思い出すまで、申し訳ありません。ちょっと待ってください。

すみません、出てこないんで、申し訳ない。

出てきました。今回、３月１日に設立した田島まちなかエリアプラットフォームの事業の中では、紙ベースでマップを作るという計画ですよね。その紙ベースのマップにも、今回の地域商業環境づくり支援事業の今回の観光ＱＲガイド等を掲載して、結局、そういう形をメインにしなければ本当に何の役にも立たないんで、さっき、課長、すみません、観光ＱＲガイドからグーグルマップへアクセスできると、逆もできるんですね。できるんでしょう。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

そちらに関しては、逆、グーグルマップからこのＱＲガイドにアクセスできるという部分では確認は取れておりませんが、そういう部分での取組、同じように、どっちからでもできるような形では検討はさせていただきたいなというふうには考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　その点、検討のほどをよろしくお願いいたします。

では、最後の質問に入ります。

びわのかげプールの改修はということで、町長にお聞きします。今、現状あるプール、確認されたことありますか、今の状況を。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　最近、訪れておりません。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　教育長にも同じ質問を。お答えよろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私、現職５年に、この前なりますけれども、そのときは田島小にいましたので、５年ほど前までは、小体連水泳大会などございましたので、見ております。それ以降は訪れていません。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　私も偉そうなことは言えないんで、びわのかげプール近くを通る機

会が何度もありまして、車窓からですけれども、プールの状況がよく分かります。遠目からも、先ほど通告にも書いたように、塗料は剥げて、もう明らかにコンクリートがむき出しになっているという状況は把握できていました。実際、本当に中に行ったらば、びっくりするほどの荒れようで、劣化で、この中で子供たちを遊ばせる、教育、学ばせる、本当に町長と教育長には一度現場見てもらえば絶対感じるものはあると思うんで、その点、よろしくお約束できないでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　近いうちに、教育長と一緒に現場を見たいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　よろしくお願いいたします。

確認していただけるということで、①の質問は終えまして、今度、②に入りたいと思います。

本当に申し訳ないです、こんな②の質問をしてしまって、本当に申し訳ないんですが、乳幼児、小学生というふうに限定したのは、乳幼児、近場には保育園、保育所、幼稚園、旧田島だけですよ、小学校があるということで、先ほども言ったように、もう園単位でやってくると、利用していると、小学校も授業で使用しているということなので、その利用状況というのは分かりますか。保育所、保育園、幼稚園、小学校の利用状況というのは。すみません、これ、通告ないんで。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

団体で利用されている場合の人数的には把握をしてございますが、質問いただいた中では、全体としての人数ということで捉えましたので、全体としては把握をしていないというところでございます。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　分かりました、私の質問の仕方が悪かったということで反省しております。

③のシーズン中に停止した場合、一定の、これはろ過装置のことなんですが、見た目はそんな40年以上たっているようには見えないんですが、メーカーがいうには、一度停止したらば、もう部品もそうですし、再稼働は無理だというふうに私はお聞きました。ただ単に、停まったらば、もう利用を中止するという判断だけでよろしいんでしょうか。授業でも使うということなので、これは教育長に聞くしかないんでしょうけども、代替で授業を受けさせるという考え

はございませんか、ほかの学校施設のプールを使って。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　学校体育、プールありますので、水泳がありますので、例えば、田島小学校のお子さんが、桧沢小学校にございますので、そういうところで授業は行うということは可能だと考えております。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　本当に、これは万が一の話なんですが、停止した場合はそういう対応も可能だという理解でよろしいですね。

はい、分かりました。

本当に、なかなか小学生が中学のプールに行ってというのは、ちょっと厳しいんで、低学年の方は小プールが設置されていないとなかなか難しいので、指導にも大変無理が出てくるんではないかなと思っております。

最後、券売機の話になりますが、町が所有している券売機は、びわのかげプールだけではないですけれど、該当する券売機は何台あるか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　通告にありませんので、手元に資料がありません。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　町長、大変申し訳ないんですが、もう一度、すみません、お願いします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　今回は、びわのかげ運動公園のプールの券売機ということでお尋ねでございました。ただいまの質問は、そのほかの町が所有している券売機に係る話でございまして、そこまで我々として想定できませんでしたので、答弁は用意してございません。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　分かりました。

びわのかげプールではこのように対応するということで、なかなか親切な対応の仕方でないかなとは感じております。今後、検討するということで……。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　当然、議員が心配されているように、新紙幣への切替えという問題は起こり得ると思いますので、それぞれ所管する部署で持っている券売機については、今後の対応は当

然考えなくてはいけないと、このように思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　すみません、一人汗かいて、久しぶりの一般質問だったので、本当にめろめろになってしまって申し訳ありません。

以上で、私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、10番、室井英雄君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

上衣の着衣を願います。

本日はこれにて散会いたします。

明20日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　４時１９分

令和６年第２回南会津町議会定例会　第３日

議　事　日　程　（第３号）

令和６年６月２０日（木曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

４番　星　　和　孝　議員
１３番　湯　田　　哲　議員
９番　湯　田　芳　博　議員
５番　古　川　　晃　議員
６番　渡　部　裕　太　議員
７番　森　　秀　一　議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒　井　幸　司　議員	２番	芳　賀　正　義　議員
３番	湯　田　剛　正　議員	４番	星　　和　孝　議員
５番	古　川　　晃　議員	６番	渡　部　裕　太　議員
７番	森　　秀　一　議員	８番	川　島　　進　議員
９番	湯　田　芳　博　議員	１０番	室　井　英　雄　議員
１１番	丸　山　陽　子　議員	１２番	楠　　正　次　議員
１３番	湯　田　　哲　議員	１４番	高　野　精　一　議員
１５番	渡　部　訓　正　議員	１６番	山　内　　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡　部　正　義	町　　長	佐　藤　一　範	副　町　長

川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘　昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡辺健二	会計室長	星　貴夫	農業委員会事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎一般質問

○山内　政議長　日程第１、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◇　星　　和　孝　議員

○山内　政議長　４番、星和孝君の登壇を許します。

４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　議席番号４番、星和孝です。通告に従い、これから一般質問します。

質問は、３項目です。

大きな１つ目、学校教育の方向性を伺います。

４月より、新たな教育長が就任されました。

①教育長が描く南会津町の学校教育の指針は。

②学校給食費無償化に対するお考えは。

大きな２番目、入湯税の使途を伺います。

目的税である入湯税は環境衛生施設の設備、鉱泉源の保護管理施設の設備、消防施設その他消防活動に必要な施設の設備、観光の振興に要する費用に充てるとされています。

①使途はどのように決められ、どのように整備に充てられていますか。

②年間の入湯税の総額は。

大きな３番、令和６年第２回全員協議会で示された指定管理施設についてお伺いします。

①観光施設評価報告書に記載された施設の管理業務及び経理の状況について、定期的に確認していますか。

②株式会社みなみあいづ経営改善計画の提出に当たり、全員協議会後にどのように感じ、どのように考えましたか。

壇上での質問は以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　おはようございます。

議席番号４番、星和孝議員のご質問にお答えいたします。

１点目の教育関係については、後ほど、教育長答弁になりますので、私は、２つ目の項目から入ります。

入湯税の使途に係る１点目、使途はどのように決められ、どの整備に充てられているのか。２つ目の年間の入湯税の総額はとのおただしでございますが、関連がありますので、一括してお答えを申し上げます。

入湯税につきましては、地方税法第701条の規定により、議員おただしのとおり、環境衛生施設や消防施設等の整備並びに観光施設の整備を含む観光振興に要する経費に充てることとされており、本町におきましても、当初予算編成時に各事業費から国庫支出金や地方債、基金などの特定財源を差し引いた一般財源の一部として見込んでいるところでございます。

これまでの実績といたしましては、令和４年度において当初予算で1,224万5,000円の入湯税収入を観光振興事業等の財源として見込んでいたところ、入湯税収入決算額が1,371万9,000円となったことから、最終的には、消防施設等への整備費に300万円、観光施設の整備に６万5,000円、観光振興事業に1,065万4,000円を充当したところでございます。

なお、過去３年間の入湯税の収入額の実績でありますが、令和３年度1,133万円、令和４年度1,371万9,000円、令和５年度1,471万4,000円となっております。

次に、令和６年度第２回全員協議会で示された指定管理施設の現在地はに関する１点目、観光施設評価報告書に記載された施設の管理業務及び経理状況について定期的に確認しています

かとのおただしをいただきました。

南会津町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例に基づき、各観光施設から毎年度終了後50日以内に事業報告書が提出されており、所管課でヒアリングを行いながら、年に１回管理業務及び経理の状況等を確認しているところであります。

なお、株式会社みなみあいづにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな損害を受け、資金不足に陥った際に増資などの財政的支援をしてきたことから、四半期ごとに施設運営及び経理の状況等を確認してまいったところであります。

次に、２点目、株式会社みなみあいづ経営改善計画の提出に当たり、全員協議会後にどのように感じ、考えたかとのおただしでございますが、100％株主という立場として、株主総会や取締役会に参画し、計画の進捗状況、改善の関わり等をより一層深めていく必要があると感じたところであります。

本年度から株式会社みなみあいづでは、オールふくしま経営支援事業の伴走支援を活用し、第三者機関による計画の客観的検証と評価改善提案を踏まえて、今計画を修正改善していくこととしておりますので、今後、より実効性の高い計画となることを期待しつつ、町としては計画が着実に実行されるよう毎月経理状況等の資料提出を求め、進捗状況の確認を強化してまいる所存であります。

また、経営改善計画で令和６年度に指定管理業務を協議するとされている施設につきましては、今後株式会社みなみあいづと具体的な協議を進めてまいる所存でございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　おはようございます。

私からは学校教育の方向性はについてお答えいたします。

１点目、教育長が描く南会津町の学校教育の指針はとのおただしてありますけども、子供たちの笑顔あふれる楽しい学校が私の理想とする学校像です。現在の子供たちを取り巻く環境は少子化、人口減少問題等、大変厳しいものがあります。

「疾風に勁草を知る」という言葉がありますが、これからの不確実な社会を生き抜いていくためには、しなやかな感性や洞察力を身につける必要があると考えます。次世代を担う人材を育成する観点から、次の３点に力を入れて本町の児童生徒の教育を推進してまいりたいと考えております。

まず１つ目ですが、自ら考え、学び続ける子供の育成であります。少人数学級のよさを生かした授業の充実や主体的、対話的で深い学びを一層充実させた授業を展開することにより、自から考え、学び続ける子供の育成を目指します。日々の授業の充実を図るための教職員研修の充実や特別な支援を要する児童生徒への支援等に努めてまいります。

２つ目は、体験と交流を通した郷土愛の醸成です。開かれた学校を目指し、豊かな自然の中での体験活動や伝統文化に触れる活動など､地域の教育資源を活用した教育活動を展開します。地域の人との関わりを深め、郷土に誇りと希望を持った児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

そして３つ目ですが、外国語教育、ＩＣＴ教育、人権教育の充実です。国際化等今日的課題に対応できる児童生徒を育成してまいります。外国語教育では、英語専科教員による授業やＡＬＴの活用、ブリティッシュ・ヒルズでの活動等、さらに英語力向上に努めてまいります。

ＩＣＴ教育では、ＧＩＧＡスクール構想によるタブレット端末のより効果的な活用を行い、情報リテラシーを高めてまいります。

人権教育では、道徳教育の充実に努め、相手の心の痛みが分かるような、他人を思いやり、人権を尊重する心の育成に努めてまいります。

以上のような取組により、郷土に誇りと希望を持ち、しなやかにたくましく生きる子供の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目、学校給食費無償化に対する考えはとのおただしでありますが、昨年度実施した就学前及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査の結果を確認させていただいたところ、多くの保護者の皆様が学校給食費の負担軽減を強く求めていることが分かりました。教育委員会としましては、これまでの一般質問での答弁でもお答えしてまいりましたが、学校給食の実施に係る様々な経費のうち、食材費につきましては、学校給食法にも明記されておりますとおり、学校給食を受ける児童生徒の保護者の方にご負担いただくことが基本と考えてまいりましたが、物価、原油価格の高止まりが続く現状において、学校給食への支援は公平かつ非常に効果的な子育て支援策であると認識しております。しかしながら、学校給食費の支援を継続的に実施するには恒常的に大きな財政負担が伴います。このため、現在、自校給食を実施している学校の学校給食センター方式への移行など、学校給食事業の全体経費を見直すなど、学校給食費の負担軽減の実現に向けた実施方法や財源確保の検討を改めて行ってまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますので、

よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　再質問をします。

まず、大きな１つ目の②学校給食費無償化の件なんですが、大きな財政負担が伴うことは承知しております。しかしながら、今定例会の請願書の提出にも書かれていましたが、県内59市町村の中の35市町村が無償化し、19市町村が一部補助を実施しており、何もしていないのが、須賀川市、会津若松市、会津坂下町、会津美里町、そして我が南会津町、最優先課題と思われますが、お考えはどうですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答えを申し上げます。

これまでも、それぞれの議員の方から本件については学校給食の無償化というようなことで質問をいただき、これまでの答弁としては、大きな財政負担を伴うことから、慎重に対応しなければならないと、このように考えて答弁をしてきたところでございます。

しかしながら、昨今の報道関係を見ますと、全国レベルでの調査というものも報じられまして、この流れが一層加速しているということを私も認識しております。また、先ほど教育長から答弁申し上げましたように、若いお母さん方、お父さん方の意見として、一層学校給食の無償化の実現､負担軽減の実現に対する思いというのは強いということを私も理解しましたので、今回、教育長答弁でありましたように、削減できるところを削減しつつ、全額無償化は無理としても、負担軽減について前向きに考える必要があると、このように認識をしたところでございます。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　承知しました。前向きのご検討をよろしくお願いいたします。

では、２番目に大きな２番、入湯税の再質問をさせていただきます。

環境衛生・消防・観光施設より整備依頼がある場合はどうされていますか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

どういったところからの整備依頼かというのがもし具体的に分かれば、教えていただければと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　どういったところということは私は今浮かばないんですが、ある温泉

施設の方から、どのように使われているのか見えていないという指摘がありまして、見える化としてどのように決められて、この質問もどのようにしたらいいのかという質問であります。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

入湯税につきましては町税の一つでございまして、全て一般財源のほうで繰り入れておりますので、なかなかこのために入湯税を使っているというような予算編成ではございませんで、一般財源の一つとして繰り入れている状況ですので、そこはなかなか見える形での予算というのは難しい状況でございます。

以上です。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　承知しました。

続きまして、大きな３番の再質問をさせていただきます。

先日の15番議員の質問の答弁でも四半期ごとでヒアリングをしているとの返答がありましたが、持論ではありますが、率直に申し上げますが、前職ホテル業の私には、経営改善計画の説明であまりにもお粗末な経営計画に唖然とし、昨年より提出の依頼をして、年度末の最後に提出されたのがあの程度だったのには残念でなりません。具体性がなく、絵に描いた餅にしか思えません。これほどまでにみなみあいづが至ったのは、町の指導監督が至らなかったからではないですか。責任の所在を明確にしてこなかった町に責任があるのではないですか。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

先日、皆さんにお配りしました株式会社みなみあいづの経営改善計画につきましては、会社が策定したものでありますので、今ほど議員から申し上げられたものについては意見として受け止めますが、これまで町の管理責任を問われるということでありますので、今年度からこの経営改善計画に基づいて町長からの答弁にもありましたとおり、その進捗管理というものを強化しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　強化のほう、よろしくお願いします。

じゃ、２つ目に、観光施設もさることながら、報告書によれば、地方債は会津美里町に次ぎ第２位、発行残高は約170億円で、46町村中第１位にランクされています。どういうことでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　地方債の残高のおただしかと思いますが、その分につきましては例年決算議会の中で地方債の状況等につきまして報告をさせていただいておりますが、今、現状、金額が大きいとしても､その財政の指標についてはクリアしているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　借金について、あまりご理解はいただけないんですが、取りあえず承知しました。

続きまして、３つ目の質問、私の記憶が正しければ、協議会のときに議員より質問された際に、町長が、町にも責任はあるが議会にも責任があるというニュアンスでおっしゃった意味は何ですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

町に責任は一端あるというふうに感じているというふうにお答えをしました｡しかしながら、議会のほうに責任があるというふうな発言をした記憶はございません。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　私の記憶の間違いでした。

大変失礼しました。

続きまして、４つ目の質問をさせていただきます。

まちのお知らせ、回覧板です。まちのお知らせで住民生活案内の記事があまりにも雑で、もっと丁寧なアナウンスをすべきではないですか。

○山内　政議長　４番議員に申し上げますが、これは通告されていますか、質問で。

○４番　星　和孝議員　通告はしておりませんが、一応、一連の関連質問だと思います。

○山内　政議長　この中の関連ですか。

○４番　星　和孝議員　はい。

○山内　政議長　よくこれに関連して質問してください。そうじゃないと、答弁を用意していないかもしれません。

○４番　星　和孝議員　一応観光施設の評価結果の住民説明ということだったので、関連があると思い、質問させていただきました。

○山内　政議長　分かりました。続けてください。

○４番　星　和孝議員　一応、もう一度質問させていただきます。

まちのお知らせの住民説明の案内の記事が、私が見たところ、雑で丁寧なアナウンスをすべきではなかったですか。先日の答弁の補足で内容的には分かりましたが、あの文言では町民に誤解を招きます。既にＳＮＳでは南郷スキー場廃止の投稿があり、炎上しています。

○山内　政議長　質問は。

○４番　星　和孝議員　質問は､もっと丁寧にアナウンスすべではないですかという質問です。

○山内　政議長　総合政策課長。

○星　良栄総合政策課長　お答えいたします。

今ほど、そのような意見いただきましたので、今後改めてそういう住民説明会を行う際は、丁寧な、今後どのようにすればいいかということで検討していきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　４番、星和孝君。

○４番　星　和孝議員　以上で再質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、４番、星和孝君の一般質問を終わります。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　　哲　議員

○山内　政議長　次に、13番、湯田哲君の登壇を許します。

13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　議席番号13番、登壇順序に従いまして一般質問を開始いたします。

大きく３つありますが、よろしくお願いします。

１、町民の安心・安全を守るために防災無線子局マストに防犯カメラの設置は。

町ホームページでは、先月５月14日未明に発生した町内での強盗事件による注意喚起を町民に呼びかけています。都会の強盗事件などは田舎町では起きないと誰もが思っていた中でのこの事件は、我々町民に大きなショックであり、日常生活の中での様々な注意の必要性を強く感じた事件でした。

①防犯カメラによる犯罪抑止力は大きな効果があります。防犯カメラの重要性を町はどう考えていますか。

②町内での防犯カメラ設置はこれまでにも何人かの議員からの質問がなされてきました。防

犯カメラ設置には多くの予算を必要とすることから実現が困難です。そこで、設置費用の削減のため、カメラの設置場所として防災無線子局、防災無線の拡声器、つまりスピーカーが設置されているマストを使い、防犯カメラを設置し、防犯カメラごと必要なインターネット環境はマスト近くの地区住民のＷｉ－Ｆｉ環境を利用させてもらう協力を得、通信料の大幅な削減が可能です。これにより、町内全域にある防災無線のマストで防犯に効果のある重要度順に応じて、徐々に防犯カメラの設置の数を増やしていく年度ごと予算の分散により、防犯カメラの設置が実現可能だと考えますが、町長の考えは。

２、分散から寄り添い、助け合い、生活できるコンパクトな町の実現は。

本町の人口減少が止まらない。人口減少は町の上下水道の予算から見れば、上下水道使用者の減少であり、利用料の減少、つまり町の収入減にほかなりません。しかし経費であるその維持管理費はこれまでと変わらず、減ることはありません。

①町が今進める人口減少を止めるための町外からの移住者を増やす政策とその課題、その未来展望は。

②会津田島駅から２キロメートル圏内の町有地で、住宅地や団地として利用可能な土地は何か所あり、その面積は。

③一人暮らし世帯が増える中、それぞれ住民同士が助け合う社会の実現にはある程度の距離での近所と呼べる生活環境が必要です。町内における生活圏を目指す未来の形、現在の広い町内全域に分散した住宅状況を住民の町内での移住、地区内での移住を進め、寄り添い、助け合い、生活できるコンパクトな町、コンパクトな住宅環境を実現する必要があると考えますが、町長の考えは。

３、学校教育へのＡＩ導入が進む中、本町の対応は。

５月31日の民友新聞に、いわき市の内郷一中が、教育活動や校務で生成人工知能ＡＩを活用する文部科学省の生成ＡＩパイロット校に指定された。県内の小中学校の指定では初めてで、教科を問わず生成ＡＩに触れて生徒の情報活用能力を高めるほか、教職員もテスト問題のたたき台作成など、生成ＡＩを活用、勤務時間を削減するなど、働き方改革につなげると掲載されていた。

①昨年６月の一般質問で、質問、学校教育の生成ＡＩの影響と授業への導入の考えはに対し、前教育長は国のガイドラインが示されてから検討を進めていくと述べています。今回のいわき市内郷一中の生成ＡＩパイロット校を受け、本町の学校教育のＡＩ導入への新教育長、川島教育長の考えは。

しばらくして、文科省からの国内全ての学校へＡＩ関連の指導を待つことなく、本町独自にＡＩ関連企業、ＡＩ導入を進める他校との情報収集、その研究を進め、ＡＩ導入を進めるべきと考えます。

壇上からは以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　13番、湯田哲議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町民の安全・安心を守るために防災無線子局マストに防犯カメラの設置をに関する１点目、防犯カメラの重要性を町はどう考えていますかとのおただしをいただきました。

防犯カメラは犯罪抑止に大きな効果があることで、地域住民の安心感が高まるほか、地域の防犯力の向上や事件・事故等の解決にも有効な手段であると、このように考えております。

次に、２点目、防災行政無線の拡声器子局が設置されているマストに防犯カメラを設置してはとのおただしでございますが、防災行政無線の拡声器子局が設置されているマストへの防犯カメラ設置につきしては、経費の面からすると検討に値する手段であると考えます。しかしながら、マスト近くの地区住民のＷｉ－Ｆｉ環境を利用することや防災行政無線の拡声子局の設置場所が防犯カメラ設置場所として適しているかどうか、などの課題もあります。今後につきましては、11番議員の答弁でも申し上げましたとおり、南会津警察署など関係機関と連携を図るとともに、他自治体の事例を調査しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、分散から寄り添い、助け合い、生活できるコンパクトな町の実現はに関する１点目、今、町が進める人口減少を止めるための町外からの移住者を増やす政策とその課題、その未来展望はとのおただしをいただきました。

町外にお住いの方が町に移住しやすい環境を整えるため、空き家バンク制度、結婚支援や子育て環境の充実、新規就農者や創業者への支援、地域と多様に関わる関係人口の創出など、多岐にわたり移住定住、関係人口対策に取り組んでいるところでございます。

課題に関しましては情報発信の弱さであると考えており、ホームページやガイドブックで発信しているほか、首都圏などで開催されるセミナーやフェアに出展し、相談対応を通じて移住者の呼び込みに努めております。町といたしましては、移住者の年齢層などを考慮した情報発信に工夫しながら、人口減少を食い止めるための事業の展開に努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、２点目、会津田島駅から２キロメートル圏内の町有地で、住宅地や団地として利用可

能な土地は何か所あり、その面積はとのおただしでございますが、土地の立地や周辺の生活環境を踏まえ、また庁舎や学校、その他町民が利用している公共施設など、現在使用している行政財産の底地を除くと、後原地内の旧町営住宅跡地で約1,405平方メートル、観音寺地内の単独住宅跡地で854平方メートル、北下原地内の特別養護老人ホームの隣接地で約1,196平方メートル、田部原地内の住宅地で710平方メートル、以上の４か所、4,165平方メートルの土地がおただしの条件に合う土地として挙げられるということでございます。

３点目、独り暮らし高齢者が増える中で、町内地区内での移住を進め、住民同士が寄り添い、助け合い、生活できるコンパクトな町を実現する考えはとのおただしでございますが、住まいや公共サービス、商業施設などの生活機能を集約して効率化を図ることは、町の財政負担の軽減の観点からも、メリットは大きいものと認識しておりますが、その範囲への集約は強制できるものではないと考えております。

将来的に集約するエリアが形成されれば、誘導という形で時間をかけながら集約化を推進していくこともあり得ると思います。本町は広い範囲に集落が点在しており、各集落においては集落応援交付金事業などの活用を通し、住民相互の助合いをはじめとする地域コミュニティーの維持が図られていると感じております。町といたしましては、現時点においては議員おただしのコンパクトな町の実現は考えておりませんが、広く点在する集落と商業施設や金融機関などが立地しているエリアをつなぐために、公共交通網の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　私からは、学校教育へのＡＩ導入が進む中、本町の対応はについてお答えいたします。

１点目、昨年６月の一般質問で学校教育への生成ＡＩの影響と授業への導入の考えに対し、前教育長は、国のガイドラインが示されてから検討を進めていくと述べています。今回のいわき市内郷一中の生成ＡＩパイロット校を受け、本町の学校教育のＡＩ導入の考えはとのおただしでありますが、まずは児童生徒の学習効率を向上させることで、学習の充実を図るため、様々な教育プログラムやアプリケーションを積極的に導入するなど、既に導入されているタブレット端末を活用し、現場の教育力を強化してまいりたいと考えております。

生成ＡＩの導入に当たっては、国のガイドライン、初等中等教育段階における生成ＡＩの利

用に関する暫定的なガイドラインにおいて、生成ＡＩは急速に発展しており、教育現場での活用について、利点と懸念の両方が存在する中で、国として一定の考え方を示しております。主に文章生成ＡＩを扱う学校関係者を対象としており、このガイドラインは今後のさらなる検討や社会状況の変化に応じて機動的に解決される予定であり、生成ＡＩの普及を踏まえ、求められる資質能力や教育の在り方についても今後の検討課題とされています。

生成ＡＩの有効性については、例えば個別学習の支援や教師の業務負担の軽減といった点で大きな可能性を秘めていることは理解しておりますが、同時に著作権の侵害やフェイクコンテンツの生成などのリスクが存在することも認識しております。

生成ＡＩが急速に普及する時代の中で国のガイドラインの改定内容や、ガイドラインに沿って事業を展開していく生成ＡＩパイロット校の研究推移、ほかの先行事例を参考にしながら、生成ＡＩの導入について検討してまいりたいと考えております。

次に、２点目、文科省からのＡＩ関連の指導を待つことなく、本町独自にＡＩ関連企業、ＡＩ導入を進める他校との情報収集、その研究を進め、ＡＩ導入を進めるべきと考えますがとのおただしでありますが、まず、１点目で答弁いたしましたＡＩ導入の検討を進めていく段階において、ＡＩ関連企業や他校との情報収集などの研究も必要になってくると考えておりますので、今後も教育の現場をよりよくするための技術的な進展に注目しながら検討を進めてまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項についは担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　それでは、再質問させていただきます。

まず、１番目の防災無線のことです。

昨日、11番議員、丸山議員のほうからの質問の中で、抑止力というか、その効果は大きいという認識と、あとその中で、各個人のお宅よりも国道の入り口の話を町長がなされたところがすごく印象的なので、メモしました。121号、352とか、400号の入り口、出口、これはとても大切だと思って、私もこの文章を書きながら思っていたことなんです。

要するに、14日未明に起きた事件で、私のうちも国道289号に属していましたので、ちょうどうちもカメラはつけています。それは、僕はどっちかというと理科系なので、防災のカメラのテストという形で６年ほど前からつけていますけど、６年前から撮っていて見ることはないんです。そんな時間ないんです。よくよく考えれば、そういうことがあったり、もしうちで何か

があったら、今までなかったです、幸いにもなかったですけども、車種とか訪問者とか、そういうのは確認できるようになります。

要するに、それがあるから防犯されるということなんですけど、14日未明の体験もあったんです。来まして、ここにもカメラあるようですけども、その情報はどうですかということだったです。ここで話すことは別にプライバシーではないので、説明させていただきますけど、ちょうど１時前後だったので、深夜です。その前後、犯人は逃げる場合は、この街道を121号に、あちこち探していたんじゃないでしょうか。その日の朝でした。私は録画されているので、それはカメラからダウンロードしないと、クラウドみたいになっていますので、すぐは今は出ないということだったので準備して待っていて、いろいろやり取りした。

そこでつくづく感じたのは、言いましたように事件解決のためにという、町長答弁に昨日もありました。これとても大きいと思うんです。犯人の分、車種とか、深夜だったので、大丈夫なんですかと言われましたけど、テールランプとか、ヘッドライトとかの明かりの中で車種とかも分かるので、その時間帯に通る交通量もありましたので、深夜なので数台ぐらい見ながら、私も前でそれを僕は提供した後に見てやっていましたけど、そういう意味では私思うのは、効果というのは、それがあるから犯罪しないとかじゃなくて、やはりそういう場合にはとても有効で、その車種が選定されれば、栃木県で起きていた車種と同じだとか、様々なその後の解決策につながるというの、これは大きい。

よく防犯カメラというと、皆さんプライバシーとか、侵害だというの確かにありますけども、僕は今回の質問、防災無線、あちこち飛ぶかもしれません。防災無線につけるのは見守りカメラ的な要素はすごく僕はあると思っているんです。なぜかというと、それによってどこかで火災があったり、どこで燃えているから、地区のものをすればモニターもできたりするので、単に通行とかそればかりじゃなくて、多目的に使えるカメラは防災無線が的確だと思っています。

そして、質問しなければならない。その認識をして、昨日町長が言われていましたけど、その分の意識を、再度防犯カメラに対する個人的な分でも構いません。さらに、拡大していけばどういう効果があると認識しておりますでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

防犯カメラがついていることで、犯罪抑止にはつながるというふうに思います。丸山議員のご質問にもお答えしましたが、仮に自宅にそれがついていれば、ついていない世帯との差別化が図られて、安心・安全は保てるんだろうというふうに思っております。

そこで、行政がどこまで関わるのかという話になりますけども、やはり町全体として、見守りカメラという分かりやすい表現をいただきましたけども、そういう防犯のためのカメラを主要な道路に設置をするということについては、町としてこの地域の防犯を強くＰＲできる内容かなというふうに思っておりますので、経費的なもの、それから撮りためたデータの保存方法とかそれを閲覧するルールだとか、そういったところを調整しなくてはなりませんけども、これは今後の対応策としての検討の課題の一つだというふうに私は思っております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕は思うのは、よく果樹農家でサクランボだとか、桃が何百キロも盗まれたとかというニュース、これからまた、秋口になってくるんですけども、本当に腹が立って仕方がないのは、カメラをつけていれば分かるだろうと言うけど、やはり彼らもそんなに、最近は多いみたいです。もう果樹農家の方はほとんど防犯カメラをつけている時代なので、二、三十万円をかけながら、個人の中で多分、身を守る意味でやっています。僕が思ったのは、町がやるべきか個人がやるべきかと、いろんな話があります。ちょっと余力のある方がその金額あればできると思いますけど。

僕はやはり針生に限って言えば、針生の入り口だったり出口だったり、大体要所は決まるんです。そういうところに意外と防災無線のバランスも、先ほど答弁の中にあって、それは一概にそういうふうにはならないと言われるけども、調べる価値はあるんです。あと、もしなかったら、本当に入り口の電柱を東北電力から借りるなりして、そのカメラをつけるべきだと思うんです。だから、その数はなるべく、僕の質問見ると、防災無線子局全てなんて言うつもりはもちろんないのは、皆さんご存じだと思うんですけど、要は地区に２台、入り口と出口とか、３か所あれば３台でいいわけだし、場合によっては１台でもいいわけです。だから、そういう意味では本当に見守りカメラとして今後研究してほしいなと思います。

僕はテスト的に６台ぐらいやっています。それは何だ、こいつじゃないんです。僕はそれを守るんじゃないんです。そっちをモニターすることで例えば七ヶ岳方面の部分のそういうのも見られると、携帯でも見られますので、リアルタイムで見られるし、そういう意味ではテスト的にやっているだけなので、私が犯罪に追われるから、はらはらしながら危機管理で生きているわけじゃないので、そういうカメラの動きとか、本当に長持ちして６年もずっと動いたカメラで今回情報提供しましたけど、よく動いていると思うんです。正直なところ、２万円ぐらいしかしませんでした。それで、メモリースティックの32ギガの中に２週間ぐらいは入っています。僕はそのカメラから出すにはねじを取って出さなきゃならいと、そんな僕、労力ないので、

それをダウンロードするようなモードがあるので、それで二、三十分かけて犯罪の時間帯を抜いたという形なので。

今はクラウドとかいろんなやり方があるので、例えばカメラが抜かれて壊されても、クラウド上に残っているので、犯人は逃れられないとかと、そういうふうになっていますので、その辺はぜひ研究の余地はあると思うし、先ほど重要度に関しては、町長も同じく抑止力的な、その分ではすごくあるし、犯人はやはり今回の強盗事件なんか含めても、この後の質問ちょっと関連もすることがあるんです、集約する部分で。離れていることによる犯罪のターゲットというかそういうのになるような、不幸にもです。

そういう意味では、例えばその地区の入り口にあれば、あくまでもそこに入ってきた人が誰か決まりますので、まさか田んぼを歩いて犯罪に行く、今、車の時代なので、そういう意味では解決にもつながるだろうし、この地区は入り口につながっていて、あっちにもつながれれば、その抑止力はもう絶対になるものだと思います。

ただ、ここで言わせてもらいたいのは、それによって住民を監視しているんではなくて、その地区全体を守っているんだという、もちろん住民の合意形成が必要ですので、そういうものに対して町が、高額では僕はないと思っているんだけど、どうしてもメーカーさんだとそういう予算になってしまうのかもしれませんけど、ぜひ各地区の防災無線子局の場所を見ると、割とそういう場所に立っています、調べてみると。だからそういうのも研究する余地はあると思うんです。

具体的にその分の、明日進める話ではなくて、今後どうでしょうか。設置場所として防災無線、ちょっと考える部分の話でも、先ほど町長はそういうふうに言っていただいたという認識はあるんですけども、その辺はいかがでしょうか、具体的なところで。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員ご紹介いただきましたように、防災行政無線のポール、それを活用するというのは一つの方法だろうというふうに思います。しかしながら、個人家庭のＷｉ－Ｆｉを使うというのはどうかなという私は感じております。南会津町90を超える集落数ありますので、その全ての集落に入り口、出口という形になれば、相当の数になるし、金額も膨大になる。このように思っています。そういう意味で主要道路の入り口・出口というところからまず始めて、そのための経費がどのぐらいかかるのか、そういったところを警察署の考えも、意見も聞きながら、今後の検討課題とするべきではないか、このように思っているところです。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　もちろんです。例えば地区があって流れていれば、本当に例えば舘岩地区で言わせてもらえば、352の分の入り口はそんなにないですし、山間部からだと、今山間部から近道を行くような道も今ないような状況なので、国道の分の入り口の集落のそういう場所とか、出口なら、そうですね、分散しながら、それはもちろん当然あり得ますね。90か所、133行政区に全部につけるなんていうことも考えていませんが、そういう場所、要所要所につけるだけでも、先ほどの国道の話、昨日の答弁の中の国道だけでも、その国道の入り口なら10台ぐらいで、五、六台で済んじゃうわけですから、それでも抑止力になるなら、ぜひ今後とも検討してほしいと思います。

じゃ、１番については以上で終わります。

じゃ、２番についていきたいと思います。

分散から寄り添い、これをこの中でコンパクトシティなんていう言葉は使わなかったんです。なぜかと言ったらこの町は広大ですし、それに対するアレルギー的な、じゃ、何、便利なところとこちらは不便なのかという、いろいろ人間というのは感情論もあるし、相対的なものである、決してそんなことを思っていません。そこだけはまず言わせていただいて、これについての再質問をさせていただきます。

先ほど、１番の答えの中で、各地区の面積、町有地の中の住宅がありました。後原地区の1,405平米、観音寺住宅の854平米とか、北下原特別養護老人ホームは、優雅の奥ですね。認識しています。そちらのほうの1,196平米、田部原住宅の710平米、これをあえて聞かせていただいたのは、決してこればかりではなくて、僕この例で言いたいのは、ちょっと飛ぶかもしれませんけど、りんどう団地という、初め、個人の建設会社、企業がやって造ったもので、我々議員も私道であったけれど、町道として整備して町に寄贈されて、除雪も町でやっていますというような、昔そういう話を聞いたら、よく頑張っているなと。

その団地自体は一つの固まりで、町内にありますけども、その固まりの中で町は、そこで住民側のエリアに、栗生沢の人とか、あちこちの方がそこに住まいを建てて、一つの団地というぐらいですからそこであるわけで、あの生活の中で利便性は駅が近かったり、役場が近かったり、商店が近かったりする意味では利便性が高いもので、今まで遠いところにいた人たちがあそこに集まった。私の知人なんかもあそこにいますけども、そういう意味では、一つのモデルとしていつもそれは浮かぶんです。

ああいうのが、例えば先ほど言った空き地のところに５軒だ10軒だという形が、そういう形で住まえる場所としてのまずは土地として考えられて、松下町営住宅も今回リフォームしなが

ら一つの団地を形成してやっている事業もあると思うんですけども、こういうものを聞いたということは、そういうところに今言った、ほかの遠いところに行って、先ほど町がデマンドタクシーを使ってちゃんと対策していますと言いますけれども、その１人の方がそこに移る、そのタクシーの分が減るからとはおかしいんだけど、そういうものが集約する。

先ほど町長の答弁の中にありました。将来的に集約するエリアが形成されれば、誘導するという形でという、この誘導するという形、僕はすごくこの言葉が僕が思っていたとおりです。誘導するということなんです。要はもちろん強制するのでもないし、こっち便利だけど、町の部分で住まえるような土地があるんだけど、どうというぐらいの誘いの文で、じゃ、今まだ方向も全部問題ないけど、まだまだ元気なうちにそちらに移って、じゃこれから自分の余生というか、人生を送るかなという考えがある方の条件としてそういうものを提供していくと。

中にはそれによって、デマンドタクシーの分のそういうライフライン、僕はこの質問の頭にありました上下水道部分でそこに管理がもし要らなくなったら、その分の２キロか分かりませんけど、そういうものがなくなっていくことで削減にもなるんだろうというような発想で言わせていただいています。それに関して、町はどう考えていますか。

○山内　政議長　答弁。

町長。

○渡部正義町長　お答え申し上げます。

そういう考え方もあるでしょう。しかし、高齢の方が自分の住み慣れたところで、家庭菜園を楽しみ、地域のつながりの中で生きがいを持っているというようなお住いの方も多々いらっしゃると思いますし、これが10年後、20年後になったときの集落の在り方として、そういった方がもうこの土地では住めないので、町が中心部にそういった施策を施してほしいというようなことであれば、段階的に考える必要はあると思いますけども、現時点で、町がりんどう団地のように､町が事業主体として団地を造成してそこに迎え入れるというのはまだ早いのかなと、このように思っております。

町としては都市計画事業を今やっておりまして、バイパス沿いに宅地があります。この宅地に若い人が家を建てているというようなことで、西部地域からこの地域に家を建てているというような事例もありますし、場合によっては昭和村のほうからこの地に土地を求めて通勤されている方があるというようなことで、今後の住み方については状況をしっかり見極めて対応する必要があるというような思いで、誘導との関係、議員おっしゃるように行政サービスの効率化、例えば除雪をしなくて済むとか、デマンドタクシーの区域から外れることで、その分の経

費が浮くというようなところはありますけども、そこにお住まいになっている方の心持というのはしっかりしんしゃくしながら対応しなくてはいけない。このように思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　僕、先に言おうかと思ったけれども、町長言われました。それで289バイパスのあそこの住宅が今どんどん建っている自体、そしてそれはなぜ建つかと言ったら、もちろん経済的余力もあるでしょう、若い世代でこれから子育て世代がいるでしょう。僕は一番は何かと言ったら利便性だったり、これから発展してホームセンターがあったり、病院も近い、役場ももちろん近い、駅も近いという部分では本当に喉から手が出るような人たち、皆さんいらっしゃるでしょうけど、どちらかというと豊かというか、もちろん、それは当たり前です。これからここで100年200年生きようとする人たちなんですから、それはいいんです。

僕はその部分で、何を言いたいかというと、その心理というのは、今の生活、今のところの独り暮らしでデマンドタクシー来るか。電話しても、あと１時間待ちですとか、実は１日に１本しか通らない乗合に乗らなきゃならない、それも１時間、２時間、１日がかりで行くんだという人たちの部分にとってみれば、もしその近くに住むような住宅があれば、それはもちろん先ほど町長が言われたとおりに、そこで畑を作ったり、先祖代々の土地を守るもあるんですけども、自分の余生というか、自分の生活、人生を考えたときに、そういう若い人たちがそこに選んで利便性を選択しながら、そこに建てているということは、中には、だから僕は全然全ての方がそこに行くとか、強制的に連れてくるとかではなくて、その利便性に憧れたり、図書館も近かったり、本の好きな方だったら多分あの近くでもいい、駅があったら、息子に、孫に会いたいために、駅が近くて徒歩ならいいだろうと。そういう意味では、そういう部分の誘導です。

僕ここにもう一つ加えたいのはこういうことなんです。その方がもしこちらに住まいなり住宅ができたときに、そのご子息が都会で退職迎えたときに、選択してどこに戻るかといったときに田舎に戻ってくる。僕はよくこの質問で気がつくのは、永田と高野、場合によって桧沢街道、Ｉターンじゃなくて Ｕターン、それも60代、70代で白髪がちょっと入りながら、この人いたかなんていう方が結構戻ってきています。多分皆さんもご存じだと思います。

そういう方々というのはなぜここを選ぶかというのは、かといって遠いところはないということは言っていないんです。何となく、そういう方たちを見ると、利便性の高い実家であるから、空き家で崩れるよりはリフォームしながら守っているようなイメージで捉えているんで、それは違うだろうというなら言ってほしいんですけども、そういうものを見ると、その自分の

おばあちゃんが、70代、80代の方がそこで暮らして、もしそこで自分の所有のを持ったときに帰る場所として、利便性の１時間、これは差別じゃないです。遠くだから戻らなくて、近いから戻るという論法で今言おうとしていますけれども、利便性の高いところにお孫さんたちなりご子息が戻る可能性は僕は十分あると思うんです。Ｉターン的な、Ｕターン的な人たちが289、大豆渡にもそういう方もいらっしゃる。そういえば帰ってきたなとかという話を聞いたりします。

それを考えると、やはりより近いところに近いところの人たちの実家は割と今から明治とかに建ったのをリフォームしてでも住む方もいらっしゃる部分を考えると、僕はこれはのんびりその時代が来たらばじゃなくて、今そういう部分で考えれば、帰る地として、この政策を誘導するような形でいいんです。そんな感じで自分の帰る場所を、おばあちゃんがそこに住んでいたら、田島祇園祭でもじゃ、このときは帰って、おばあちゃんのところ泊まってみようかみたいなことになるでしょう。

これに関してはどうでしょう、帰ってくることはないでしょうか。その選択肢が増えるんだと僕は思って言っているんですけど、どうでしょう。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　おっしゃることは分かりますが､それに行政がどう向き合うのかというのは、ここですぐ結論の出る話ではないと思います。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　もちろん分かっていますが、例えば、狛江市は6.239平方キロの中に８万2,000人も住んでいられる。これ６月の調べです。狛江市もこの町の友好的な姉妹でいつも交流をしていましたけども、そういう意味では、6.3平方キロと言ったら、ほぼこの町近辺のところで６平方キロです。先ほど圏内でいくとこれは８平方キロぐらいなんですけど、この中に８万2,000人が住んでいるんです。その中でライフラインがあってと言ったら、このとてつもない広いところでライフラインを維持しながら生きているわけです、この町は。だから、どう考えたって、狛江市のライフラインの維持管理を考えたら、我々の50分の１ぐらいかもしらないというぐらい、嫉妬の目で見ちゃうんです。ライフラインに限ってです。

ごみごみしたところを考えて、どうということを考えて、自然があるかどうか、もう畑なんか農園あるんですけれども、そういう意味で考えると、かと言って極論でコンパクトにまとまっちゃおうということでなくて、僕この文章でこう言っています、地区内での移住、町内での移住という２つの言葉使っています。つまり、例えば和泉田地区、和泉田の中だったら、和泉

田の中に分散している部分、例えば今言った南郷だったらそういう部分で、その中での離れた方が若干寄り添える距離というものを僕は表現しています。寄り添って助け合える距離というにもあまり遠かったら近かったら声をかけたり、いろいろできるんじゃないかということで言っているので、そういう意味も含めて言っています。

僕、先ほどから言っていると、どうしても２キロ管内にばかり集中して、ちょっと強調し過ぎちゃいましたけれども、各地区の例えば舘岩であれば舘岩の庁舎四方の辺りに集まるようなイメージの誘導です。これに関してはどうでしょう。町近辺の話じゃなくて、その地域ごとのコンパクト化を進める考え方はどうですか、これに関しては。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　繰り返しの答弁となってしまいますが、今、住んでいらっしゃるところでの愛着だったり、人のつながりだったり、そういったところがありますので、現時点で例えばそれぞれの地域ごとに拠点となる住まいの場所を町が整備をして、そこに誘導するというような考えは今現在持ってございません。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　造成してという団地等は、そういう部分はちょっと、そこまではちょっと踏み込んではいないんですけれども、いずれはその土地が町有である部分で今、個人の建設会社か何か、いろいろ投げかけるやり方はいろいろあるかと思います。その辺は、僕は問題として提起させていただきました。そうあれば、僕は利便性の中で、僕はもしそちらにいたら、こっちにいてお酒を飲んで酔っ払っても歩けるか、基本料金のタクシーで帰れるような場所があったらまたいいかみたいなところがあったりする、価値観の人間なので、ちょっとこの部分は間違っているのかもしれませんけれども、この２番に関しては、平行線ではなく、一応主張する部分はそういう形で寄り添える、近所と呼べる寄り添える距離のそういう町のデザインをぜひ進めてほしいなと。将来的ではなく帰る場所をそれによって整備してあげたらどうであろうかと言わせていただきました。

○山内　政議長　答弁は。

○１３番　湯田　哲議員　要らないです。分かりました。

じゃ、３番の教育のほうに行かせていただきます。

６月に質問して、大分変わりました。あのときに言いました。まだ１年たってなくて、ＡＩがこんなになっているんです。それで、モラルとか、いろんな懸念、考える力が減るだろうとか、創造する力が減るだろうとか、皆さん懸念があって、もう皆さん不安というか、ＡＩに対

するアレルギーができていたような気がするのがあの頃でした。

そして、１年たって今ＡＩの記事が引っ張ってみると、今朝から、15日から今週の頭から調べると幾つも出てくるんです。これは新聞だけです。ちょっと参考だけに言わせてもらいます。僕はすごくこのところが大切だと思います。まず１つ、これは６月18日ですから、おとついの部分で、日本マイクロソフトが、皆さんもご存じだと思いますが、コパイロットという、そこの会社の回し者じゃないんですけれども、コパイロットというＰＣのＡＩ搭載のパソコンを発売しましたというのがあるんです。

これはなぜか、とても大切なことだと思うんです。今までのＡＩ、チャットＧＰＴというのはクラウドの脳かでどこかに飛ばしながら、アクセスしました。これはアプリ的な感覚です。パソコンの中に相談相手というか、人工知能が入っている状態です。これはプロセッサーとか何かが普通のよりも20倍ぐらい、とてつもない能力があるパソコンだから、発売されました。20万円ちょっとする、高額ですけど。

これなぜ大切かというと、今までのクラウドで例えばトンネルの中にいたり、関係ないです、つまりインターネットの環境なくても、このパソコンに今までのちょっと同じような形でいろいろな、先ほど文書ＡＩという形で限っていくような形で、先ほど学校の中で言っていましたけども、それじゃなくても、今までの音声も含めて、画像も含めて、全てその中に入っているようです。パソコン自体は１日ぐらいもつバッテリーを搭載しているようです。それぐらいそれを自由に使いこなしながら、まるで自分の相談相手だったり、アドバイザー的な部分もあったり、自分の考えとの違いを見つけたりするのに有効なんだと思う。僕はこういうのが一つ影響としては多分皆さん僕は持っているような方も中にいるかもしれないですが、これは発売されています。

これをなぜ引用したかというと、これを考えると、また１年後に想像すると、実は学校教育のＧＩＧＡ教育の中で、これ搭載のパソコンでないと、納められませんよというか、メーカーさんはもう準備してスタンバイしているかもしれないぐらいの時代にまた入ってくるんだと思うんです。

気になったのは、この同じページにはアイオワ州の中で州知事選にＡＩが立候補して一応エントリーされたとかという記事が出たり、北海道庁では６月の上旬の電子記事ですけれども、この中では北海道庁ではもう既に１万何千人が使っていいよということで、あの中で言われているみたいです。これはちょうど昨年の秋口の10月から今年の３月まで300人にテスト的に使わせて、もうそのアンケートを取ったら、これからですからいろいろあるんですけど、最後に

９割がもう使ってみたいというか、使わなきゃという感じの状況が出て、初めて今期、この６月に北海道では全１万5,000人がチャットＧＰＴプラス先ほどのコパイロット、それを使うような形でもう方針を変えちゃいました。

ＡＩが出現して２年たたないのに、いろんなモラルがどうのと言うけれども、やはり有効性とかはどんどん進化していくので、また１年後はとてつもなく変わっていくと思います。

教育長、この部分で言うと、先ほど研究していくというか、そういう部分で答弁していました。いずれ変わるだろう、国から来る部分で、町長はどう考えていますか。こういう出現に対して、こういう時代に遭遇していますが。

○山内　政議長　教育長。

○川島敬章教育長　まず、モデル校に指定される場合には、文科省のほうでは不適切な使い方をしないよう指導する体制を整えた中高を対象にしています。そういう体制ができている学校が手を挙げて指定されるということになります。

本町においては、今タブレットをやっていますけども、ようやく家庭への持ち帰り、これを今、試行的に始めた、そういう段階でございます。つまり、今まではうちに持ち帰っていないという状況です。なぜそういうふうにうちに持ち帰りをするようになったかというと、学校に来られない不登校のお子さん、そういった方の学習権を確保するために、家庭でも使えるように持ち帰る。そういったことでようやくルールづくりを今始めて、ようやくそういった段階でございます。

なので、子供たちが、行政としては子供を守るという観点が私は必要だと思います。つまり今までＳＮＳで子供たちは被害ということはありました。ただしこのＡＩを一歩間違えて使えば、加害者になり得るということです。肖像権だったり、著作権だったり。つまりそういったただリテラシーだけではなくて、先ほど議員おっしゃったように、モラル、その辺のところも併せて育てていかないと、いきなり手放しで、もうやったんでは、本当に子供たちが加害者になる、被害者になる。そういったところを私たち行政は子供を守る観点から、段階的に取りあえず今、そういったようやくうちに持ち帰って子供たちも保護者も慣れ親しむという、そういう段階で私はないかなと思っています。

いわき市でやっている、私もいわき市にいたからよく分かるんですけども、先進的に取り組んでいるところです。そういったところの動向など見ながら、当然、よさは十分分かりますので、ただ、その小学校段階でやはりは注意したほうがいいという、限定的な利用から始めなさいという文科省のガイドラインもありますんで、限定的というか、そういったところを先ほど

の文章というところからありましたけども、私はそんなふうに今考えております。

○山内　政議長　13番、湯田哲君。

○１３番　湯田　哲議員　先ほど、教育長答弁の中の始まりがとてもよかったです。現状のＩＣＴ、つまりタブレット、今あるものを最大限使わなきゃ、もっとも、そうです。僕は何だあの議員は、それしかと思うけれども、それが大切です。それがまず有効に使えて初めてＡＩに立ち向かえるものなので､現行の予算でつくるすごい莫大なＧＩＧＡ構想で使ったわけだから、それを有効に使えるようにして、今後その部分に活用していただきたいと思います。

終わります。

○山内　政議長　以上で、13番、湯田哲君の一般質問を終わります。

９番、湯田芳博議員にお諮りします。

正午まで40分以上残しておりますので、一般質問を継続したいと思いますが、いかがでしょうか。

○９番　湯田芳博議員　了解します。

○山内　政議長　了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◇　湯　田　芳　博　議員

○山内　政議長　次に、９番、湯田芳博君の登壇を許します。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　湯田芳博であります。

人口戦略会議が公表いたしました資料によれば、当南会津町は消滅可能性自治体に位置づけられましたが、しかし、出生率向上のいわゆる自然減対策と人口流出を食い止める社会減対策、この両面にわたって、人口減少基調を変える政策展開を進めること、これを強く望みながら、一般質問を行います。

初めに、令和４年度、会津高原たかつえスキー場に配備された圧雪車に関する入札には、高い競争性と公平性に欠けた官製談合を疑わざるを得ないことについてであります。

当該案件に関する執行部の答弁が真実に向き合った誠実な内容と認め難いので、事実認証を深める観点から、令和６年３月定例議会一般質問の答弁内容を軸に、引き続き質問を行うものであります。

その１つ目、入札に供された仕様書の作成に当たり、圧雪車のカタログや製造販売各社のホームページの資料に基づいて作成したとの答弁でありますが、仕様書を作成した後で、内容に公平性や競争性が担保されているかどうか、検証をされたかということであります。

２つ目、令和４年３月15日に開催された総務委員会の会議録等、資料がないとの答弁がございました。議会事務局員が委員会の経緯を記録していなかったと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

３つ目、令和４年度当時、舘岩総合支所の支所長や担当職員からはどのような聞き取りをしたのか。順序立ててご説明をいただきたい。

そして４つ目です。令和３年９月17日、福島県企画調整部に提出した歳時記の郷・奥会津活性化事業計画に添付した見積書の内容及びカタログを示していただきたい。

次に、南会津地方環境衛生組合と、同地方広域市町村圏組合の統合に関することについてであります。行政経費の削減取組、それだけでは経済、すなわち雇用や所属の縮小化を生み、時代の変化に適応する持続性の高い住民生活を担保することはできず、未来志向の活力までもそぎ落とすことになる危険な政策と考え、次のことを質問するものです。

１つ目、南会津地方環境衛生組合と同地方広域市町村圏組合の統合がもたらす地域の将来像を示していただきたい。

２つ目、南会津地方環境衛生組合が行っているごみの焼却及び焼却灰の処分に係る経費負担を有機資源化への投資に切り替える計画立案を始める考えはあるかということをお示しいただきたい。

３つ目、令和６年３月定例会一般質問の答弁にあったごみの有機堆肥化技術の導入については、二酸化炭素排出量の削減を目指せる取組であり、環境衛生組合管理者会で協議をしたいとのことでありましたが、協議の経過を示していただきたい。

４つ目、環境衛生政策に精通した専門職員の採用も考慮する必要があるかもしれないし、今後の研究課題とさせていただくとの答弁がありました。これについて、研究課題に踏み込むアクションを起こしたかどうかを明らかにしていただきたい。

次に、中山間地域における米づくり農業の将来見通しと農地の所有形態や管理のあるべき政策展開についてであります。

その１つ目、中山間地域と位置づけられた本町ならではの米づくり政策の基本をお示しいただきたい。

２つ目、米づくり農家の後継者不足に対応する町独自の政策をお示し願いたい。

３つ目、令和６年度に荒海地区で実施する農地中間管理機構関連農地整備事業の概要を示すとともに、事業に反対する少数意見にどのように向き合うのか、明確な対応策をお示しください。

４つ目圃場、いわゆる田んぼでありますが、この区画規模拡大に伴う将来課題を把握していれば、それをお示しいただきたい。

以上、当該質問は全て町長に答弁を求めるものであります。

なお、答弁の内容によっては与えられた時間内において、再質問をすることといたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　９番、湯田芳博議員のご質問にお答えいたします。

初めに、令和４年度会津高原たかつえスキー場に配備された圧雪車に関する入札には、高い競争性と公平性に欠けた官製談合を疑わざるを得ないことに関する１点目、入札に供された仕様書の作成に当たり、圧雪車のカタログや製造、販売、各社のホームページ資料に基づいて作成したとの答弁でしたが、仕様書を作成した後で、内容に公平性や競争性が担保されているか、検証はされたかとのおただしをいただきました。

地方公共団体が実施する入札においては、公平性、公正性、透明性、競争性の確保を図ることとされております。本件の入札に係る仕様書作成段階においても当然のことながら、これらの求められる要素を勘案して作成をされております。

また、指名業者の選定につきましても、これらを踏まえ圧雪車の国内シェアの大部分を占めるプリノート社、ケースボーラー社、大原鉄工所の３メーカーの取扱事業者のうち、本町の入札参加資格者名簿に登載された５社を指名したところでございます。

一方で、購入目的の大前提となる、アクティビティエリア及びゲレンデ整備に耐えうる十分な耐久性、安全性、環境性能と良好な操舵性を有することも、質の確保の観点から重要な要素であるとともに、投資金額の中で最大限の目的達成効果を発揮するという経済性も考慮した上で作成した仕様書の内容には、これらの必要な要素を十分に考慮した内容であり、当然ながら、公平性や競争性は担保されているものと考えており、官製談合を疑わざるを得ないとの指摘をいただきましたが、これには当たらないとこのように思います。

次に、２点目、令和４年３月15日に開催された総務委員会の会議録等資料がないとの答弁でしたが、議会事務局員が委員会の経緯を記録していなかったと理解してよいかとのおただしをいただきました。

南会津町議会委員会条例第28条に会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録

を作成、保管することが規定されており、議会事務局員は委員会の経過を記録しております。ただし、この記録については、議会事務局に確認したところ、委員長から議長に報告するもので、執行部の求めに応じて出せるものなのか判断しかねるとのことであったため、令和６年第１回議会定例会の一般質問の答弁に当たっては、これとは別に総務委員会出席職員による会議録を作成していなかったことから､会議録等の資料はない旨の答弁をしたところでございます。

次に、３点目、令和４年度当時、舘岩総合支所の支所長や担当職員から、どのような聞き取りをしたか順序だてて示せとのおただしでございますが、令和６年第１回議会の９番議員からの一般質問を受け、当時の委員会への執行部出席者の聞き取りを行いました。聞き取り結果については、令和６年第１回定例会の一般質問でお答え申し上げましたが、委員からの圧雪車については機種を選定し、契約するのかとの質問に対し、担当者から現場の意見を聞きながら、外国産を含め、機種を選定し契約することを考えています。また、国の補助金を充当することから全メーカーによる入札と単一選定の両方を検討しており、予算の議決後に判断することとしたいとこのようにお答えし、外国産を選定するのかとの質問に対しては入札か、機種選定するか、検討段階であり、今後判断しますとお答えしたと記憶しているとのことでありました。

なお、令和４年度当時は、舘岩総合支所の支所長や担当職員からの聞き取り等は実施しておりません。

次に、４点目、令和３年９月17日、福島県企画調整部に提出した、歳時記の郷・奥会津活性化事業計画に添付した見積書の内容及びカタログを示せとのことでありますが、令和３年９月17日付で福島県企画調整部に提出した書類は、令和４年度の事業要望であり、参考見積りをいただいた株式会社大原鉄工所の見積書と車両のカタログを添付し、回答いたしましたが、この時点ではあくまでも事業の要望調査であり、機種までは決定していなかったため、参考見積りという扱いで添付したものであります。

添付した見積書の内容につきましては、ＤＦ430型の本体価格、同型用のパークブレード及びフレックスロータの価格に納入運賃を含め、１台4,290万円の見積りとなっております。また、カタログにつきましては大原鉄工所が作成いたしましたＤＦ350型とＤＦ430型の性能などを示したもので、寸法、質量、エンジン、動力伝達系統、ブレーキ装置、性能を示した諸元一覧表、正面、背面、上面、側面の寸法入り車両外観図、商品のイメージ、特徴を示したものでございます。

次に、南会津地方環境衛生組合と南会津地方広域市町村圏組合の統合に関する１点目、統合がもたらす地域の将来像についてのご質問でございますが､今回の組織統合で目指すところは、

両組合の総務部門の効率的な運営であり、両組合が共同処理する業務の変更はありません。

期待できる効果としては組合が統合することで、管理者会や議会も一つになり、業務の効率化につながるものと考えます。また、職員の採用から退職に至る管理、さらには福利厚生、給与システムや例規システムなどの総務部門の集約が図られます。これら総務部門の圧縮により、構成町村が負担する負担金の圧縮が期待されるものと考えているところでございます。

次に、２点目、南会津地方環境衛生組合が行っているごみ焼却及び焼却灰の処分にかかる経費負担を、有機資源化への投資に切り替える計画立案を始める考えはとのおただしでございますが、令和６年第１回議会定例会の一般質問でも答弁いたしましたが、生ごみを単独で分別収集する必要があるなど、本町だけでなく、他の構成自治体にも影響を及ぼすことから、衛生組合において協議、判断すべき事項だと、このように考えております。

次に、３点目、令和６年３月議会一般質問にあったごみの有機堆肥化技術の導入については、二酸化炭素排出抑制の削減を目指せる取組であり、衛生組合管理者会で協議をしたいとのことでしたが、協議の経過を示せとのご質問をいただきました。

３月の定例会以降、環境衛生組合の管理者会が５月14日に開催されましたが、同日は町村会や広域圏組合等の議会が連続して開催されたため、当日の協議の場を設けることはできませんでした。しかし後日、構成町である下郷町長、只見町長に対し、資料を提供し、南会津町議会での環境衛生組合関連の質問内容について情報の共有をしたところでございます。

次に、４点目、環境衛生施策に精通した専門職員の採用も考慮する必要があるかもしれないし、今後の研究課題とさせていただくとの答弁でありましたが、研究課題に取り組むアクションは起こしたかどうか明らかにせよとのおただしでございます。

先ほど、答弁いたしましたとおり、環境衛生組合構成町村の首長と質問内容について共有したところでございますが、具体的な協議には至っておりません。今後、専門職員を配置する必要性があるかどうかも含め、管理者会等において話題として提供したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、中山間地域における米作り農業の将来の見通しと農地の所有形態や管理のあるべき政策展開のことに関する１点目、中山間地域と位置づけられた本町ならではの米づくり政策の基本を示せとのおただしをいただきました。

米は本町農業の主要な作物の一つであり、広大な農地を有する本町にとっては、将来にわたり農地を守っていくために、米作りは欠かせないものと認識をしております。町といたしましては、令和５年11月に策定いたしました南会津町農業農村振興計画において、担い手の確保と

育成、農業生産基盤の保全と整備、付加価値の高い農業の推進の３つの基本方針を定め、それぞれの個別政策と成果目標を設定したところであります。その中で本町の米作りにつきましては中山間の地の気候や地形を生かした品質の高い米の生産を促進し、南会津町産米の消費拡大を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、２点目、米作り農家の後継者不足に対する町独自の政策を示せとのおただしでございますが、米作りに限らず、農業における後継者不足の解消は重要な課題であると認識をしております。町といたしましては、米作り農家限定での後継者不足に対応した町独自の政策はございませんが、南会津町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、福島県農業経営就農支援センターや、南会津農林事務所、農業協同組合等の関係機関と連携し、就農希望者の情報共有とともに、営農相談などの支援を行っております。

また、国が行う新規就農者の就農定着を目的とした新規就農者育成総合対策事業により、後継者の育成支援に努めるほか、町独自の支援として担い手が新たに農業機械や施設整備等を導入するに当たり、国及び県が行う補助事業に採択された際、上乗せ補助を行い、担い手の支援を行っております。

このほか、規模拡大や農業経営発展に意欲的な農業者については、規模拡大や設備投資に関する農林水産業振興基金による貸付制度も創設しているところであります。後継者不足の解消には、農業を魅力ある産業にすることが必要と考えておりますので、引き続き関係機関と連携した取組の強化を図ってまいりたいとこのように思います。

次に、３点目、令和６年度に荒海地区で実施する農地中間管理機構関連農地整備事業の概要を示すとともに、反対する少数意見にどのように向き合うのか、明確な対応策を示せとのおただしでございますが、令和６年度の事業概要につきましては、川島地区の川島前及び新田畑の区画整理工、いわゆる水田及び畑の拡張工事である面工事を４ヘクタール、整備した区画に隣接する道路及び用排水路工の整備､工事により影響を受ける可能性のある建物６棟の事前調査、川島地区と関本地区及び小塩地区での境界測量9.3キロ平方メートルを計画しております。

また、事業に賛同が得られなかった方の農地につきましては整備対象区域から除外して整備を進める考えでおります。

なお、工事に当たっては用排水や農地への通行などに配慮するとともに、整備後においても補完工事を実施するなど、営農に支障を来さないよう努めてまいります。

次に、４点目、圃場の区画規模拡大に伴う将来課題を把握していればそれを示せとのおただ

しでございますが、現在の田んぼの大きさは0.3ヘクタール程度が主流であります。田植機などが普及した昭和40年から50年代はこの程度の大きさが適していましたが、農業用機械が大型化された近年においては区画が狭小なため、最新鋭の大型機械を生かせず、営農の効率化が十分に進んでいない状況にあると考えられます。区画が大型化されることで、道路、用排水路等の整備や耕作農地の集団化により効率的な作業が可能となって、労働時間の短縮が図られます。

また、圃場整備事業を契機として、地域の担い手の育成や確保及び担い手への農地利用集積が図られ、生産コストの低減とともに、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大等の課題につながっていくことが期待できることから、営農条件の整備は次世代を担う農家に対し必要不可欠なことと考えております。

区画規模拡大については、地域の合意形成や将来にわたって、継続的な担い手の育成及び確保が当面の課題として考えられますが、労働生産性の向上、農地利用集積の促進、水田の効率的土地利用等様々な効果が期待できることから、区画規模拡大を進めていく考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いいたします。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　答弁に全く事実というんですか、真実を明らかにしようという誠意が感じられないんで、幾つか、具体的に私が入手した情報を基に質問をしていきたいと思いますが、まず一つ、委員会が委員長から議長に報告したものであると言いますが、いわゆる議会の基本姿勢は委員会であろうと、基本的に町民、いわゆる住民各位に公表されてしかるべき、公表されない理由は、私は思いつきませんので、ただこの件についてはこの問題と直接関係ないので、ここでとどめておきますけれども。

私の手元に入っている、ある議員の協力を得て入手した資料でありますが、これによりますと、３月15日の総務委員会、舘岩総合支所の係長だと思うんですが、新規２台の根拠としては、たかつえグラウンドの整備を行い、新たな事業を展開していきたいと考えている。それで、抜粋ですが、今回は外国産を購入したい。こういうふうに説明しているんです、これはある議員の質問に対して。またその後、外国産を入れても、地元で整備をやっていただけると思うが、これまで整備を行っていた工場が続々と辞めており○○自動車に県内のスキー場、猪苗代や金山の圧雪車の整備の要請があると聞いている。事務方としてはピステンブーリーを入れた場合は、磐梯町に代理店があるので、お願いをしなければならないとも考えている。これは入札前

の発言なんです。ここのところは聞いていない、知らないということでよろしいですか。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

今ほど、議員のほうからお話がありました外国産を購入したい等々の話については、私のほうでも確認はしております。

○９番　湯田芳博議員　よく聞こえない。もう少し聞こえるように言ってください。

○渡部浩明舘岩総合支所長　再度、ご答弁のほう申し上げさせていただきます。

当時の担当者が外国産を購入したいという趣旨の発言をしたというようなおただしかと思いますけれども、そういったやり取りがあったというようなことは、私のほうでも確認をしてございます。

その後に現場の声を聞きながら、選考すれば外国産がよいのではないかということで、決定ではないというようなお答えをしたというところまでは確認をしておるところでございます。

こういった発言の趣旨といいますか、それは当然のことながら、担当者がスキー場の関係者の声を聞いた中で、自分の思い、私的な思いを含めたことであって、当然ながら、この時点で外国産車の購入が決定したものではということであります。あくまでも入札に当たっては、委員会の後に仕様書を決定し、入札といいますか、入札に資する事業者の選定をしたというところでございます。

当然、経過等からも含めてお話ししますと、議員のほうで前回から、要望の段階からのお話がございました。８月24日、要望の照会があって、９月17日に国産の機械の見積りを添えて要望のほうを県に出している。その後、３月22日に国産と外国産の見積りを添えて申請をして、４月１日に交付決定を受けているというような経過がございます。

あくまでもこの要望ないしあとは委員会も含めてそうですが、この段階では特に仕様書というのは決まっておりません。当然のことながら、仕様というのはその入札に向けて、新たに仕様書を作り、それで事業者に対して通知をするというものでございます。

ですので、まずは今回の質問にはないかもしれませんけども、前回質問がありましたので、その辺の整理といいますか、誤解を解く意味でお話しさせていただきますと、９月17日の要望、これは国産でした。これはあくまでも要望の段階ですから、こういったものが、こういったものといいますか、その金額をはじくといいますか、要望の段階で示したものであります。

３月22日の申請、この段階では国産と外国産の両方の見積書を提出しております。この段階で委員のほうから、どうして外国産に変わったんだというようなお話がありました。変わった

んではなくて、あくまでも要望の段階では概算で事業費の額をお示しした。申請の段階では当然、今回の答弁にもございましたが、透明性、公平性、それを図る上で入札を執行しなければならない。そうした上で１社だけではなくて、その現場のほうで欲しいといいますか、ような見積書も添えて今回提出をしたと、それが交付申請です。

先ほどもお話ししましたが、あくまでも外国産がいいというのは、担当者がその当時、スキー場の現場のほうの声を確認をして、それでそういうふうに話をした内容でございまして、それが全てではありません。それが仕様ではございませんので、そこら辺のご理解はいただきたいというふうに思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私たちはなかなか情報を取りにくいというか、真実に近づける権限もないので、今、長々と説明されたけど、それを信用せざるを得ない場合がありますが、実は私の手元に時系列で支所とたかつえスキー場の担当者とやり取りした時系列の資料があります。これちょっと申し上げます。

まず、今、長々と言いましたけど、令和３年９月17日に企画調整部のほうに見積書を提出します。これは大原、いわゆる国産車です。それで、要点だけ絞りますが、実はこれは令和２年７月から始まっています。令和３年10月５日、ここにこれも個人の名前は控えます。たかつえスキー場の何々課長、それから舘岩総合支所の何々係長、補助金事業にて２台購入予定、その購入予定の機種はＤＦ430とＰＢ600を希望、こういうふうに書いています。それから令和３年11月18日、舘岩総合支所、係長との打合せなんですが、奥会津振興センターと打合せを行いましたと。ＤＦ430掛ける２台で要望したと報告がありましたと。予算要求はＤＦ420の２台分で見積り要求すると。これが11月18日です。

それから、これも途中端折りますが、令和４年１月14日、ここでいろいろとこれも舘岩総合支所の課長、係長と書いてありますが、ここではスキー場側はＰＢ600を希望しており、意向は無視できないと、こういうやり取りがあったと。新規誘客事業としてスノーラフティング、キャットツアーなども申請をしたと、こういう報告があるんです。それで、令和４年２月10日にまた舘岩総合支所と面談があったようですが、ＰＢ２台購入へ舘岩総合支所、たかつえスキー場ともに希望を変更、こういうふうになって、最終的にピステンブーリーに変わっていっているんです。これは全くの私はうそだとは思えないんです。作り事だとは。

そこで、適正にやっていると言いますけど、このカタログも頂きましたが、仕様書を見ると、完全にピステンブーリーの仕様書になっているんです。これも私だけの見方では残念ながら信

憑性がないので、製造している各会社に問合せしました。全部文書で返ってきました。

そうしますと、こういう内容です。会津高原たかつえスキー場に配備された圧雪車導入に関してご回答します。これについて、これは国産車ですが、全部適合しませんと。したがって、私たちは入札に参加できなかったんです。このことについてどう説明されるか、お聞きします。

○山内　政議長　舘岩総合支所長。

○渡部浩明舘岩総合支所長　お答えをいたします。

今回の仕様がほかの業者の仕様と合わないというようなご指摘かと思います。今回、仕様書作るに当たっては今までどおり、お話ししたとおり、カタログを参考に作成をしてきたというところでございます。

この中で、当然仕様に合わない部分というのもあるかと思います。それは当然町が公的な資金を投入して物を購入するわけですから、より性能の高いものを購入したい。そういうような希望もあって、そういった仕様書を作ってきたというところでございます。

当然、そこら辺の仕様の合わない部分についてはどうするのかという部分でございますが、これは３月にも私のほうでお答えのほうをさせていただきましたが、質問というような形で対応するというふうに考えてございました。ですので、見積り期間も４月11日から５月12日ということで、１か月近い期間を要してその間に質問を受けるというような体制を取っていたところでございます。そうした中で質問がなかったというようなことなので、それは応札できるものだというような解釈をしたというところでございます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員から厳しいご指摘をいただいているところでありますが、私も町長としてこの問題の聞き取りをした経過を含めてお話をさせていただきます。

ちょうど、令和４年の３月、４月と私はこの立場ではありませんでしたので、後からの聞き取りの結果ということになりますが、まず、令和３年９月17日に県の企画調整部に提出した段階では予算取りのための参考見積りなり、カタログを提出したということでございます。その後、議会の総務委員会が令和４年３月15日に開催されておりまして、それらの経過を踏まえて、令和４年３月22日に県知事に対し補助金の交付申請を提出した。このときには、国産、外国産の両方の見積りとカタログを提出した。ですから、この段階においてもまだ町としては予算の確保なり事業申請の段階であるというふうに私は認識をしております。

その後、４月１日に県知事から決定通知を受け、ここから町が最終的に発注に付する仕様書、それから指名業者の選定の最終の意思確認になってまいります。４月８日、発注仕様書の決定、

入札業者の決定、そして４月11日に入札書の発送、４月21日に質問事項という形で質問があれば出てきたところでありますが、今回応札をいただけなかった２つの会社からは質問事項はなかった。

ですから、この段階では、町が指名した仕様書が不適なので、私どもは入札に入れませんというような意思表示は私はなかったというふうに確認をしております。

以上のような結果を踏まえて、入札執行をし、最終的には日本ケーブル株式会社という会社で受注が決定をし、物品購入契約が５月26日、その前に５月23日に臨時議会があって議会の中でこの問題を協議しました。私もこのとき初めての議会で同席しましたけども、議案の物品購入契約の中で、議員さんのほうからこの件について再度確認をしたいというようなことで質疑のやり取りをしつつ、最終的には１回議事を止めて、議会運営委員会を開いて協議して、その中で仕様書を議員全員に配付をして、採決の結果、最終的には賛成反対の討論なく、議決をいただいて、流れてきたということでございますので、我々としては手順を踏んで進めている契約ではないかと、このように認識しているところでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　手順的にどう説明されても、そこにどういう思惑があったのかということを聞いている。

そこで、この仕様書の話ありましたけど、仕様書をよく読んでみてください。パーソナルキャビン、しかも20名乗車と項目があるんです。ここでは改造対応も可能とすると言っているんです。先ほどの期間で改造なんかできるわけない。なぜここに改造という項目を入れたのか。つまりどうしても、幾ら説明しようとも、どう見ても、これは最初からピステンブーリーありきなんです。しかも途中から、どんなことを言っても。

一つだけ言っておきますが、私たち議会はここだけで終結するんじゃないんです。議会議員も執行部も、我々の先には町民がいるんです。住民生活があるんです。そして今はこの多分やり取りが全国に流れていると思います。私のところに来ている情報の多くとは言いませんけども、私が知らないところから来ています。つまりこれを見ている人たちがおかしいねと、それでいろんな情報を送ってれくると、私が見ると初めにもうピステンブーリーありきなんだと、最初にいわゆる支所と業者さんは協議をしていないと言いますけど、協議をしているんです。だから協議をしているということは、ある意味、現場の意向を尊重したのかもしれませんが、いわゆる入札の前の談合がそこで行われているということなんです。

これが、私は検察官じゃないからこれ以上追及はしませんが、最も自治体あるいは公の機関

として信頼度を高めて、しかもそれが町民の公平やいろいろな意味でそこに施策の責任を負っていかなきゃならない町が、こういうことを今後二度と繰り返さないことを願ってやみません。

そこで、次の質問に入ります。

○山内　政議長　ちょっと待ってください。

今の質問で答弁ありませんか。いいですか。

町長。

○渡部正義町長　談合が疑われるという犯罪行為的なご指摘をいただきました。我々としては一点の曇りもございませんので、そのことをはっきり申し上げておきます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　一点の曇りがあれば、もうとっくに解決すると思うんです。でも、このやり方はもうやめようと思ったけど、次の機会にまた引き続きやらせていただきたいと思います。

そこで、環境衛生組合と広域市町村圏の合併ですが、事務分野の合併と言いますが、事務分野というのは、庶務を処理するだけじゃないです。いわゆる今後の事業の計画を立案し、将来の環境行政をどうあるべきか、このことも企画立案していくんです。それを考えて多分皆さんも既に勉強しておられると思いますが、環境白書、循環型社会の白書、生物多様性の白書、これらはもう既に国からは出されています。その中に様々な実態、国内の実態、国際的な実態、書いています。

しかし、この南会津町で何を考えるかと言ったら、公の機関である環境衛生組合がいつまでもごみを燃やして、二酸化炭素を出し続けるというのが本当に正しいんだろうか。そしてそれをいち早く協議をし、さらには研究を進め、その事業化に向けてスタートを切る。こういうことを現場の事務局が担当すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　衛生組合の内部に入ってきている質問かと思います。

構成町として、副議長として関わっている立場でお話し申し上げますが、今回の組合の統合についてはかねてから準備してきたものでありまして、総務部門を集約をして、業務の効率化につなげていくと。ひいては、構成町村の分担金の削減につなげていきたいと、このように思い、４首長として合意の下に今、衛生組合の統合業務が動いているということでございます。

一方、議員から提案のありました今後の環境政策については、合併しようがしまいが、いずれやらなくてはいけない内容だと思いますので、合併した後の組織においてしっかり検討して、

今後の方向性を決めていく必要があると、このように思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は、今、合併に向かってスタートを切ったというのは、執行部がやりまして、私たちはそこに同意はしておりません。したがって、考えるとすれば、今この時期だと私は認識しています。なぜかと言えば、組織の充実というのはある一定の人材とそれからある一定のいわゆる試行する時間、そしてその試行する人たちが試行しやすいような環境、場所これを与えるべきだ。したがって、この問題については単独で進めていっていただきたいということを強く申し上げて、次の質問に移ります。

中間管理機構でありますが、これは私はいろいろ考えてみましたが、地区の同意があって、ある意味ではそれを整備事業というのは県に申請といいますか、要請するものではないんでしょうか。それが実行するこの時期に来て、反対者がいるというのが理解できないんですが、その経緯を教えてください。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

こちらについては申請事務となっておりまして、平成28年度になりますが、川島・関本・小塩・古今・糸沢地区の区長様の連名において圃場整備の要望書を町のほうに受理させていただきました。そちらの部分を加味させていただきまして、県のほうに要望したところです。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　そうしますと、それぞれの地区の区長さんが賛成したということは区長さんが所有する方々の同意をまとめたと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えします。

議員のおただしのとおりでございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私が聞いている話では、区長が私のところには来ていませんと。あるいはそういう会合があって、出席を求められたことがありませんと。その方が、だから私は反対しているんですと、こういう情報、意見が届いていますが、そこまで確認していますか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　今の議員のおただしについては把握はしてございません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いろいろな事業を取り入れようとするときに、必ずこういうことは起こるんだろうと思います。それ自体については私はしっかりと対応する方法が用意されているものと思いますが、いわゆる反対をしている人の意見を聞きますと、こういうことでした。つまり、私の土地は地図上には示されるけど、現実として私の土地がどこにあるという実態はなくなります。私は今こういう事業に関係するから、少しは理解しています。しかし私たちの子供や孫は全くないというような認識になってしまう不安があります。このことについてどうお考えですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

　こちらの整備事業につきましては、その地域の一定区域を定めまして、そちらについての所有者の明確化をさせていただいた上での土地の整理というふうに理解させていただいておりますので、そこの認識については土地の所有については明確になるという理解でおります。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私は土地の所有が不明確になるとは言っていないんです。現実的に実態が見えてこないと言っているんです。人間というのは、私だけかもしれませんが、皆さんもどういうふうに理解を、目に見えるもの、あるいは言葉に聞こえるものに意識を向けるんです。そういうことになると、所有権はあるけど、私のものだという認識がなくなるんです。そして、もう一方のこれは第三者ですが、私のところに寄せられた情報として、農業生産法人をつくっていますが、今20町歩、30町歩と面積を増やしていますが、実は、この人は奥さんでした。子供に働いてもらっていますが、給料を一度も払ったことがありません。規模拡大をして生産法人に機械を補助してやっている、全額ではないにしろ。そして、対応している国の政策としてはこれある意味では地方の支援になる。そう思っているのかもしれませんが、実際に跡を継ぎたいですかと。できれば継ぎたい。しかし、私が経営者になったときに果たして手伝ってもらえる人に給料が払えるかというと不安です。こういう話が私に届いていますが、当局はそういう実情はご存じですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

　町についてもいろいろな団体のほうとお話をさせていただく機会をご用意させていただいております。その中でそういったお話については承知しておりません。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私の答えを申し上げます。

今､議員からご指摘いただいたような情報については私もそういう情報に接しておりません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　なかなかそこまで情報は取れない。だから私たち議員がいるんだろうと思うんです。それはそれでいいんです。

でも、一つだけ考えてほしいのは、私が首長だったときに、民主党政権がコンクリートから人へというキャッチフレーズを出して、これが社会的現象を起こしました。私はそのとき、砂防協会の会長をしていまして、国土交通省に会議があって行ったときに、その職員を前にして私は持論を言いました。それはコンクリートの先に人がいると、こう言わせてもらいました。

ですから、私たちは議会で今いろんな議論、昨日から議論をして、何とかこの町がよくなっていこう、あるいはこの町に住んでよかったと言えるようにしましょう。あるいはまた人口減らないようにしましょうと、恐らく皆さん、一生懸命で調べてやられていると思う。当局も努力しています。だけれどもこの議会はここで終わりじゃないです。これは次のアクションを起こすためのプロセスなんです。手段なんです。

ですから、私たちは常に選ばれた存在として、この先に私たちの後ろに町民、そして住民生活があるということをもう一回認識して、ここで敵味方じゃないです。戦わせるというのは、議論を戦わせるというのは、いろんな方向性を探り合うということです。そして正しい姿、そして未来に希望を持たせるような姿をつくり出していきましょうと、このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、９番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩とします。

なお、再開時間は午後１時15分とします。

休憩　午後　零時１３分

再開　午後　１時１５分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

◇

◇　古　川　　晃　議員

○山内　政議長　５番、古川晃君の登壇を許します。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　議席番号５番、古川晃です。

通告に従い、一般質問を行います。

質問に入る前に、私の一般質問通告書において１か所訂正をさせていただきます。

質問事項１の質問要旨②文章の後半に「高等教育を受ける場」という言葉がありますが、「高等」と「教育」の間に「学校の」という言葉を挿入してください。「高等学校の教育を受ける場」と訂正をお願いします。

では、一般質問に入ります。

今回、私の質問事項は２つです。

まず、質問事項１、西部地区の教育の機会確保と若者定着対策についてです。

新南会津高校が発足してから１年になります。新南会津高校入学者数は県教育委員会が説明していたような、旧南会津高校と旧田島高校の受験者数の単純な足し算にはならず、南郷・伊南地区からの入学者は少ない状況です。高校がなくなった西部地区住民の不安も解消されていません。

そこで、次の２点を質問します。

①地元の高校がなくなったことによる子育て世代の不安をどのように捉え、どのように応えようとしているか、町の考えは。

②高校がなくなり、Ｉターン、Ｕターンなど、若者の定着に影響し、地域振興の停滞が懸念されてきたが、高等学校の教育を受ける場と機会の確保と若者定着のための町の考えは。

以上、町長に答弁を求めます。

質問事項２、田島地域中心市街地活性化に必要なことはです。

町は触れ合いまちなか活性化事業、これは平成30年策定ですが、これに続き、田島地域中心市街地まちなか再生計画を令和５年に策定しました。現在は、官民連携まちなか再生推進事業において、エリアプラットフォームを構築し、今年度中に未来ビジョン策定を予定しています。

もう少し詳しく田島地区のまちなか活性化のための事業等の策定経過を見ていただきます。

スクリーンを見てください。まちなか再生と名のつく事業は、今から17年前の平成19年度策

定、まちなか再生事業実施計画から始まります。町村合併により南会津町が誕生した翌年ということになります。その９年後の平成28年度、中心市街地活性化ビジョン、続いて、平成29年度触れ合いまちなか活性化事業、そして令和４年度にまちなか再生計画が策定され、この事業をベースに令和５年度からは現在の官民連携まちなか再生推進事業、これがスタートして現在に至っています。

お気づきのことかと思いますけども、計画を策定してはリセット、全てリセットとは言いませんけども、その都度新しく計画を作り直す作業を繰り返してきたわけです。これが住民の中にはまた計画づくりですか､また今までと同じでしょうというような声になっているわけです。

簡単にそれぞれの計画をちょっとまとめてみましたので、それもご覧ください。

平成19年度の計画です。これは田島商工会が策定しました。中心市街地活性化計画に上町、中町を位置づけて駐車場整備、集客拠点整備、まち並み整備、重点施策として石蔵、現在は石造り建築物と呼んでいます。これの整備などです。現在行われているものがそのままに近い形でここにも載っているというのがお分かりかと。

平成28年度の活性化ビジョン、このときは特急リバティが田島駅へ乗り入れ、その実現をチャンスとしてシンボル、まちなみ整備など、計画に上がっているわけです。ただこれは広範囲、多様に過ぎたという反省があって、実現性に難があったということで、平成29年度、１年後、触れ合いまちなか活性化事業が策定されます。ここでもまちなか整備、石造り建築物、駅前通りの整備、駐車場スペース整備などが上がっているわけです。

私もこの計画、読みましたが、この事業策定に当たった方々のまちづくりへの思いというのが非常に伝わってくる内容でした。自分の仕事の傍ら、市街地活性化の願いを込めて熱く語り合ったんだろうなというふうに思います。中には日除け暖簾など、一部実現しているものはあるようです。しかし、達成率というところから見るとどうでしょうか。私は本気になってようやく策定した計画が十分な達成率を得られないで、５年後また計画をつくり直しということでなったときの心情はどうだったんだろうというふうに心配します。

そして、令和４年度にまちなか再生計画が策定され、現在の再生推進事業へと引き継がれてきているわけです。

私は、この事業が今までのようにほとんど計画で終了するような、そういう事業にしてはいけないというふうに思っています。真にまちなか中心市街地の発展と活性化につながる事業にしていかなければならない。そういうふうに考えておりまして、そのために３点、質問します。

①です。触れ合いまちなか活性化事業から官民連携まちなか再生推進事業へ、まちなか活性

化のための計画策定を繰り返さなければならない要因は何か。

②エリアプラットフォームによる継続的な事業運営には、人材育成と財源確保が必要になりますが、どのように担保していくのか、町の考えは。

③まちなか再生、活性化の根本的な課題に後継者不足と空き店舗問題があります。この課題解決のための方策をどのように考えているか、以上、町長に答弁を求めます。

これで壇上からの質問を終えますが､与えられた時間の範囲で再質問をさせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　５番、古川晃議員のご質問にお答えいたします。

初めに、西部地区の教育の機会確保と若者定着対策はに関する１点目、地元の高校がなくなったことによる子育て世代の不安をどのように捉え、どのように応えようとしているか、町の考えはとのおただしでありますが、昨年４月に新南会津高等学校が開校し、生徒募集は本校舎のみとなったことから、現在南郷校舎には３年生16人の生徒が在籍しております。旧南会津高等学校は西部地域の皆様にとりまして義務教育終了後の地域教育の象徴であるとともに、地域を支える人材育成の場でもありましたので、閉校による地域への影響は計り知れず、同窓生の皆様をはじめ、地域の皆様方の落胆は非常に大きいものと察しているところであります。

町といたしましては、西部地域の高校生の皆さんが毎日安心して、自宅から新南会津高校に通学できるよう、以前から運行している舘岩地域からのスクールタクシーに加え、今年度より南郷地域からの生徒送迎車の運行を同校の同窓会を通して支援しており、現在、３名の生徒が利用しております。

小・中学校の保護者の皆様にも、西部地域から南会津高校への通学に対する理解が着実に広がっており､経済的な面も含め､様々な不安が少しずつ解消されていくものと考えております。町といたしましては、西部地域からも安全に安心して通学できる環境を今後とも支援してまいりたいと、このように考えております。

次に、２点目、高校がなくなり、若者の定着に影響し、地域振興の停滞が懸念されてきたが、高等学校の教育を受ける場と機会の確保と、若者定着のための町の考えはとのおただしでございますが、令和５年度の南会津中学校の卒業生については、南会津高校本校舎と只見高校に進学しており､高等学校での教育を受ける場と機会は確保されているものと認識をしております。

また、若者が流出する主な理由としては、地方における不便さや職業選択肢の少なさ、賃金の低さなどが原因であると分析しており、若者定着のためには結婚、出産、子育て、仕事、生活環境、教育環境など、多様な取組を面的に連携させることが必要であると考えております。

町といたしましては、限りある財源を効果的に活用し、若者の定着につながる取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、田島地域中心市街地活性化に必要なことに関する①点目、触れ合いまちなか活性化事業から官民連携まちなか再生推進事業へ、まちなか活性化のための計画策定が繰り返さなければならない要因は何かとのおただしでございますが、現在までの各事業や計画について、それぞれの時代背景や社会環境の変化により、人の流れが大きく変わる状況の中、田島地域まちなか活性化に向け、幅広い関係者の中で活発な議論が行われてきたものと認識をしております。

しかしながら、計画を策定したものの、実施までに至らなかった事業があることもまた事実であります。主な要因としては、実施主体についての議論が不十分であったために、計画に実効性がなかったことがあると考えております。

それらの課題を解決するため、令和４年度に田島上町地区をモデル地区として、官民の多様な人材や団体が連携して事業を実施する体制を盛り込んだ田島地域中心市街地まちなか再生計画を策定いたしました。

さらに、現在実施している官民連携まちなか再生推進事業では、対象エリアを西町から本町まで拡大し、まちなかの周遊性や魅力の向上、にぎわいの創出等の取組を着実に進めていくため、これまでの行政主導による組織から民間主導の組織となる田島まちなかエリアプラットフォームを今年３月１日に立上げたところであります。

今後は、より実現性のある事業とするため、社会実験等の基礎検討を実施しながら、対象エリアの将来像を明確にした未来ビジョンを策定してまいりたいと考えております。

次に、２点目エリアプラットフォームによる継続的な事業運営には、人材育成と財源確保が必要になりますが、どのように担保していくかとのおただしでございます。田島まちなかエリアプラットフォームによる継続的な事業運営には、組織の主体的な運営に重きを置いた支援が重要となります。また、にぎわいづくりの面では、将来を担う若い人材の積極的な参画が鍵となります。それらを前提に町では、当面の運営につきましては実務面での伴走支援を行いながら、エリアプラットフォームの人材育成をサポートしていきたいと考えております。

また、財源確保の面では、今年度田島まちなかエリアプラットフォーム自らが国の官民連携まちなか再生推進事業の申請を行い、採択を受けておりますので、事業採択に当たっては町として情報収集や申請事務等の実務面のサポートを行っているほか、中心市街地にぎわいづくり事業補助金により、運営支援を行っているところでございます。引き続き人材育成、財源確保の両面でエリアプラットフォームの主体的な運営がなされるよう、適切な支援の在り方につい

て検討してまいります。

次に、３点目、まちなか再生活性化の基本的な課題に後継者不足と空き店舗の問題があります。この課題解決のための方策をどのように考えているかとのおただしでございますが、空き店舗が生まれる要因の一つとして、地域における家業の廃業が挙げられます。事業を引き継ぐ後継者不足のため、やむなく廃業せざるを得ない状況があることから、後継者不足と空き店舗問題については､田島地域中心市街地活性化において重要な課題であると認識をしております。

現在、町ではこれらの課題に対し、ビジネスチャレンジ支援事業による事業承継支援、まちなか空き店舗等利活用事業による空き店舗の利活用支援など､町商工会との連携を図りながら、対策を講じているところでございます。引き続き、後継者不足や空き店舗の実態把握、情報収集に努めるとともに、社会環境の変化に合わせ、それぞれの支援を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、再質問させていただきますけども、先ほど答弁の中に、小･中学生の保護者の皆様には西部地域から南会津高校への通学に対する理解が着実に広がっていくだろうというような部分があったんですけども、それにはスクールタクシー、生徒送迎車、あるいは同窓会を通しての支援等、こういったものがあると、そういうのはあるんだけれども、ちょっと先ほどの答弁からすると、私の受け取り方としては、要は時が解決してくれるでしょうと。小・中学生の子たちが高校を受験する頃になったら、それなりの支援はあるけども、そのときにはちょっと落ち着いてくれるんじゃないかなと、そんなふうに捉えてしまうんですけども、そういうことなのかなと。私が言いたいのはもっと町からの積極的な支援とか関わりとか、そういうものはないのかなというところでまずお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

この新南会津高校への通学に対しては、当初の統合問題を検討する地域協議会の中でも随分問題に上がった部分でございます。そして、県と町が力を合わせて、この運行を支えるという形で今運行し始めたわけなんですが、昨年度から実際は運行を予定しておったんですが、結果として高校への入学者がいなかったということで、昨年はゼロでありました。今回については、３人の生徒が毎日利用しておりますし、週末には１人なんですが、寮に入っているお子さんが

金曜日の夕方の帰りに乗って帰っております。そういったところを小・中学生の保護者の皆さんや小・中学生が見て聞いて、通える距離にあるんだということをご理解いただいた上で、今後、この利用が進んで、南会津高校への通学者が、入学者が増えていくのではないかということで考えております。

それ以外の部分に関して、町としてということでご提案いただいておりますけれども、ご質問ありましたけれども、今のところはこの通学に対する支援、これで行っていきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　南郷地区にお住いの何人かの方にちょっとお話を聞く機会がありましたので、幾つか紹介したいと思います。

とにかく、この地域、高校まで親子で暮らせる地域であってほしいんだと。それから地域に高校がなくなって地域が衰退していく危機感を感じて、心が痛い。もう一度高校が復活できることを願うばかりだ。それから、何といっても、経済的に負担が親にとって多くなっていることが大きいと。この方は若松方面に多分お子さんを通わせているということなんですが、高校以上の学歴を受けさせてあげたくとも、経済的に７年間、これは高校と大学ということですが、それと、４年間の大学では負担のかかり具合が違い過ぎると、兄弟姉妹がいれば、全ての子供を同じように教育受けさせたいけれども、我慢させなければならない場合もある。それからトマトの若いＩターン農家希望者への呼びかけも、高校まで親元で安心して教育できますという、そういう宣伝ができなくなれば、魅力として訴えられなくなるんではないかと、こういったこともありました。

声の一部なんですけれども、町と町民が一丸になって、旧南会津高校の存続を訴えてきましたけども、結局かなわなかったわけです。ただ、過ぎ去ってしまったことにしていいのかということがあると思うんです。１年たった今も地域の中ではこのような不安とか、願いを持っている方が少なからずいらっしゃる。将来この地域で若者、子供がますます住めない、住まない地域になっていくんではないかと、そういったこの地域の方々の将来に対する不安、これにはどうお応えするでしょうか。町長のお考えをお願いします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　田島高校と南会津高校の統合の問題が出て以降、そういったことも想定されるので、町も議会も県当局に対して統合の延期、それから丁寧な協議というのを求めて運動してまいりました。しかしながら、残念に思うことはありますけれども、県議会という県の最高

意思決定機関で結論が出され、高校の統合というのが正式に本決まりになった。私が就任してから５月だったと思いますが、福島県の大沼教育長に呼びかけをして、南郷地域で話合いを持って、今後の対応の在り方、また地元の声を聞いてもらうというような仕組みをつくって町の、または住民の方の意見を、声を県当局に届けたというような経過がございました。

しかしながら、結果としては南会津高校が廃止になり、現在の田島高校に新制南会津高校としてスタートするということで流れができまして、町としての支援を考えるときに、南郷地域、伊南地域から南会津高校に通うという交通手段を確保する。これについては町も責任を持って対応しましょうということで、県の補助金を受けながら、現在の経過に至っているところであります。

本来であれば、南郷地域に高等学校が残っていれば、こんな問題はないと思います。非常に人口減少という一つの流れの中で苦渋の選択の結果、心配していた事柄が今起きていると、このように私は思っております。

しかしながら、町として、じゃ、この問題についてそれ以上の対応、どうするんだということになりますと、非常に難しい問題があると思います。例えば町立で高等学校を運営するなんていうような提案もいただいたことがありますけども、私は現実的ではないと、このように思っております。町としてできるのはその地域から安心して通学できる体制を整えるというのが現在講じられる対策の大きな部分ではないかと、このように思っているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　本当に、町としても大変苦労されながら、存続を求めてきて、県へそれなりの対応を求めてきたという、そういう経過を、私も見てきて知っています。本当に大変だったなというふうに思っています。

ただ、統合が決まってしまった後、その後の対応としては、まだもう一つやることがあるんじゃないかというふうには思っているんです。それは何かと言うと、県と県の教育委員会で県立高等学校改革前期実施計画、これが昨年度終了しているわけなんですけれども、この結果、地域がどういうふうになったのか、よくなったんですか。新しい課題は生まれていないですか。そういうところを県は実施した主体として、しっかりと総括しなければならないというふうに思うんです。県はどんな事業をやるにしてもＰＤＣＡサイクルというのを大事にすると思うんです。自分たちがやった結果どうだったのか、その結果に対してどうすればいいのかという、それは必ずあるわけで、ただ、去年、私６月の一般質問で南会津中学校から南会津高校への入学者がいなかったことについて、県はどのような総括をしているか確かめましたかということ

で、この場で質問させていただいたんですが、そのときには確かめていないというような回答だったと思います。

これは、県にしっかりと今回のこの統合によって、この地域がどういうふうになっているか。そういったものを総括を求める。これは当然必要だと思いますし、この地域に責任を持っている町長としてこれはやるべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員の考え方として受け止めさせていただきます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　おとといい、私の家にちょっと電話がかかってきて、南郷スキー場に勤めていた方からなんですけれども、南郷スキー場が廃止されるんだってと、何かちょっとパニックになったような感じで電話をよこしたんです。あのことかと思って私、電話で説明して、これは廃止が決まったことじゃなくて、評価されたことに対して町が意見を求めることなんだということで、説明して納得してもらったんですけども、その方との話の中から私が感じたのは、南会津高校だってなくされてしまった。西部地区のほうはもうどうでもいいと思われているんじゃないかという、俺働いている職場の中で、そういう話だってあったんだという、今回のこういったことが西部地区と東部地区との分断をある意味生んでいるんじゃないかというふうに思うんです。

ですから、そういった部分というのは、やはり町民の声に耳を傾けた上でしっかり何とか、去年もこの場で話をさせていただいたんですけども、町長からのメッセージというものは何かしら必要ではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　公共施設の管理、それから観光施設の今後の在り方という中身でのお話かと思います。町としては今後の町財政状況の運営を考えた際に、今までどおり全て同じく運営できるというような体力は残念ながらないというふうに思っております。提案を受けた評価の結果をしっかり分析をし、また地域の声を聞いて、さらに株式会社みなみあいづが考えている今後の公共施設管理の在り方、そういったものを総合的に勘案して今後の方針を出していくということで、今後進めなくてはならないと、このように思っております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そういったことをちょっと頭の中に置いておいていただいて、今後進めていただければと思うわけなんですが、とにかくこの南会津町を高校卒業するまで安心して

子育てできる町としていく。この町で子供を育てたいという、そういう人たちが集まってくるようなまちづくりを目指していただきたい。そんなふうに思いながら、そのためにちょっと②の再質問のほうに入らせていただきます。

②のほうでは、先ほど、町長のほうから町立高校のほうはそれは無理というようなお話あったんですが、町立なり再び県に県立高校を復活させてもらうことを要望していく。そういったものは非常にハードル高いことは承知でおります、もちろん。ただ、諦めてしまってはそこでおしまいになるわけです。やはりこの地域振興という、これから地域をどんどん盛り上げていこうという、そういう視点があれば、いつかは必ず、いつかはきっと復活を目指していくという、そういうものは失ってはいけないんじゃないかなと思います。

それは先ほどの地域の方の声にもあったように、この地域で南会津高校があったというのは、それは地域の人たちの安心感であったし、それをよりどころにしてここに人に集まってもらおうと、そういうものがあったわけですから、いつかはここにそういった高校教育を受けられるような場所を復活させたい。非常に難しいこととは思うんですが、そういう目標はなくさないでほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　申し上げにくいですが、その線は非常に薄いと思いますし、今後の私の活動の中での選択肢には入っておりません。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　非常に薄い可能性であっても、ぜひ持ち続けていただきたいと思います。

いきなり、かつてのような全日制高校というのを復活させるのは私も無理があるというふうに思っています。例えば、この間、６月６日のＮＨＫニュースで、インターネットを生かした通信制高校、Ｎ高校という、その高校の生徒が西会津町を訪れて、中山間地域の暮らしを体験するという、そういう実地学習の様子、農家の方との交流を深めてというようなことを報じていました。このような、学生が一時的に滞在して地域学習を進めるような拠点、そういうのから始めてもいいのかもしれないし、あるいはフリースクールのようなスタイルで、地域の子供たちだけじゃなくて、地域外の子供たちがこの豊かな環境の中で教育の原点に返って学習できる、そういう場からスタートしてもいいんじゃないかという、そういう発想は持てないかなと、そういう見通しを持つことについて、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　考え方としてはあるかと思いますが、今現在、私の口からそういった方向転換をしますというようなところまでの腹積もりは持ってございません。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　町では、舘岩地区ですけども、山村留学とか、あとは全国では地方移住ブームとかそういうものもありますので、そういったものを大いに利用するということも今後考えられると思いますので、ぜひそういった部分も今後考えていただけたらというふうに思います。

ちょっと質問の視点を変えさせていただきます。

現在の南会津高校についてです。今年も新入生、南郷、伊南地区からの入学生が少なかったようですけども、進路選択の傾向として、南会津高校が残念なことに選択肢から外れてしまっている、そういう部分がかなりあるんじゃないかと思うんです。そう考えたときに、私はもっともっと今の南会津高校の魅力を高めなければならないというふうに思っているんです。

旧南会津高校がなぜ地域から愛されてきたかと言うと、地域密着型で、大学進学を目指す子には本当に先生方も寄り添って、データを見れば高い進学率を保っていたり、それをなくされたということで地域の方のショックは大きかったということだと思うんですけども、先ほどの答弁で、保護者への理解が着実に広がっていくようにということだったんですけど、私はむしろ理解を広げていく。広がっていくということを期待するんじゃなくて、広げていくというような積極性が必要じゃないかというふうに思うんです。我慢してこの高校に行くか、じゃなくて、選ばれる高校に押し上げていくという、そのためには、多分県も頑張るんでしょうけども、あるいはもちろん高校の教職員の皆さんも頑張っていると思うんですが、そこには町の積極的な関わりというのが絶対必要だと思うんです。

県内の幾つかの同規模の、あるいはもっと小さな学校の様子を見れば、本当に町立高校と県立なんだけども、町立の高校かと言われるぐらいに、町が守り育てている、そういうような支援があるわけです。こういった観点で町が今後もっと積極的に関わっていくと、そういう視点いかがですか。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

南会津高校につきましては、町内唯一の高校ということで、町としましても、先ほど申しましたような、通学に対する支援、そして部活動に対する支援も行っております。そういったところで、それぞれ魅力的な学校づくりを、高校のほうが主体的に行っていただくものが正しい

道なのではないかというふうには思っております。もちろん、町としましてもそういった支援を続けながら、また別な形でサポートできることがあれば、一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　入学式とか卒業式とかで校長先生に会う機会もあります。その際に申し上げているのは、やはり新しい南会津高校が本当に魅力的で、地域に愛される学校になってほしいというようなことを申し上げていますし、学生が全国から応募できるような、そういうふうなエリア的な枠も取り払われているということでございますので、ぜひ南会津高校によその地域からも学びの場を求めて来てもらえるような、そういう魅力的な学校になってほしいと思います。そのために町としてできることがあれば、それは積極的に支援していきたいと、このように思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ部活動支援とかもあると思うんですけど、先日だったんですが、新聞の中に田島高校が地域学というのを始めましたということで、２年生対象で、地域についての学習を始めたということがニュースであったと思います。県の教育委員会が県立高校の改革懇談会、これは統廃合の問題でやり取りをしていた中で、県が提示した資料の中にあったんですけども、統合することによって、南会津町全体が学びのフィールドになるというような、そういう資料を作っているんです、資料というかプレゼンですけれども。

南郷トマト、田島アスパラガス、カスミソウ農家との連携、農業指導、実習により地域を支える人材の育成、非常にすばらしいことが書いてあるんですが、こういった地域活性化と一体化された案というのは、これはなかなか高校の中だけでは実現しにくいというふうに思うんです。町のほうから積極的に協力することがありますということで働きかけていくことは重要だと思います。

できれば、地域学という地域学習ではなくて、これからは全国の中でもこういった取組はあるようですけれども、高校生が地域参加していく、地域に提言していく。高校生の柔軟な発想を生かして地域の産業へ生かしていく。自分たちが作った製品を都市部に行って販売したりなんていう実例もあったりするんですが、そういうふうに本当に高校生が地域に関わったという実感を持てるような、そういうものをつくり上げていくには町の協力というのは町の関わりというのは絶対必要だと思います。その辺でどうでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　新しい学校の総合学科としての取組、これについては文理探求、それから教育探求、アグリ環境探求、ビジネス情報探求というような大きな４つのプランの中で動いていますし、今、議員がご紹介いただいたように、南会津町全体を学びのフィールドとして、地域学を学んでいくというような確かにこの方針も出ております。

今年３月だったと思いますが、福島学院大学との連携協定、これを町と高校と大学と締結をしまして、福島からもこの地に来ていただいて授業をする。また単位をもらえるというような魅力アップの取組の芽出しもできておりますので、そういったところをしっかり磨き上げをして、地域の学校としての魅力を高めていくと。そのために町のほうでできることがあれば、これは積極的に応援をして、地域の学校として長く存続させるための取組をしていくということが、これは非常に大切な事案であると思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ地域の人たちが地域の将来に明るい展望を持てるような施策、これを期待しています。

では、質問事項２に入りたいと思います。

田島地域中心市街地活性化の部分です。

先ほどの答弁によれば、今までの反省として、分析によれば、実施主体の議論が不十分であった。それから計画に実効性がなかったと、こういう分析であったと。すごく大事なことだと思うんです。今回の私のこの質問の意図というのは、こういったまちづくり活性化事業が町で始まります、取り組んでいますという話をすると、先ほども言いましたけれども、また計画づくりですかと。同じこと繰り返しているんでしょう。またすぐ終わっちゃうんじゃないの。こういう辛辣な声が結構返ってくるんです。私は今回の官民連携まちなか再生推進事業、これは自然消滅させたり、中途半端で終わらせる、そういうようなことは絶対あってはならないというふうに思っています。

例えは適切じゃないかもしれないんですけれども、狼少年みたいな、そういうふうになってはいけないというふうに思っています。この視点で改めてお聞きしたいと思うんですけど、前回の触れ合いまちなか活性化事業の教訓から、今回の官民連携まちなか再生推進事業、ここで生かすべき教訓とはどんなことでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

前回までの主な要因としてということで実施主体についての議論が不十分であったと。そし

て計画に実効性がなかったことであると考えているということで、町長答弁にもありました。やはり組織は立ち上げるんだけれども、いい計画にはなる。ただ、実行するためのサポートですとか、町が計画の委員の方々に誘導できるような、そういった部分のサポートがやはり不十分でなかったのかなというふうには考えてはおります。

そういうことも反省点も踏まえまして、今回、官民連携まちなか再生推進事業の中で、今年の３月にエリアプラットフォームを立ち上げることができました。そういった委員の中でもすごく意識が高い部分もございましたけども、我々もそういう部分で行政側としましても、そういった部分での実効性のある取組、一緒に実証実験を一緒に楽しんだり、そういった部分で地域の活性化に向けた、そういうビジョン、計画を一緒になって考えながら、そして私たちも実行するという中での取組が、今意識が醸成につながっているのかなというふうに考えております。そういう部分でも、今回、今年度におきましては、今年度の事業の予算におきましては、そのエリアプラットフォームが補助の申請をしているということですので、そういう部分でなかなか不備な部分は私たち行政側がきちんとサポートしながら伴走していきながら、いいものをつくり上げて、自立自走に向けた取組、組織に持っていければというふうには考えているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひ今回こそはという強い意志で推進していただけることを願っているわけなんですが、行政から自立、独立したエリアプラットフォームがこれが組織された。これはすごく大事なことだと思っています。これがこの事業の成功に向けた鍵を握っているというふうに私も思っているんです。

ただ、ちょっと心配な部分はあるんです。このエリアプラットフォームの構成メンバーを見ると本当に様々な立場の人が参加しているわけです。今までいた人もいれば、今回の３月１日から新しく加わった人もいるらしい。それこそ金融機関とか公共交通機関とかそういったところから集まってきている人もいる。

それはそれで重要なのかもしれないんですけども、事業を推進していくときに、本当に様々な人が要るゆえに、事業に対する思いとかモチベーションとか考え方とか方向性とか、そういうのが本当に一つにまとまっていけるのかなという、そういう心配はあります。そういった部分についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

つい先日に令和６年度の田島まちなかエリアプラットフォームの顔合せ会を行いました。そうした中で委員がたくさんおります。コンサルタントも合わせますと34名の大所帯のプラットフォームになっております。そういう中でも先日、６月17日夕方の６時半から庁舎の多目的ホールで行われたんですけども、もう机も円卓会議で皆さんの顔が見えるように、そのようなスタイルでやらせていただきました。そうした中でも27名の多くの方が参加していただきました。そういう部分でのいろんなフリートーク的な顔合せでしたので、そういったフリートークの中でも、ある方がこの大勢の中で一つの事業に対して今後まとまっていくのかということもございました。

そういう部分では今後、未来ビジョンの作成、昨年度根幹的な基本方針的なものはつくり上げてきましたので、それを一つ一つテーマにしながら、その集中しながら、それに対しての意見でしたり、そういった部分でまとめていければ、何とか未来ビジョンも作成できるのかなというふうには考えております。

そういう部分でいきなりこういうテーマ一つだけを与えてしまいまして、その中で議論するというのは、やはり議員おっしゃるとおり、なかなか厳しいのかなというふうには考えておりますので、ある程度のテーマをきちんと絞った中での意見をまとめて、それを一つ一つ組み立てながら、未来ビジョンにつなげていくような形で取り組んでまいりたいというふうには考えておるところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　本当に、集まってきた人たちは、自分で自分の稼業、仕事を持ちながら、その上でエリアプラットフォームを自走化に向けてやっていかなくちゃならないわけで、それはそれですごく大変だろうなというふうに思うんです。

人の問題だと思うんですけども、この事業を着実に成功させるためには専従でできる人、こういった人が必要じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはりそういった専門的な専従の職員がいますと、その方が会議の段取りですとか、委員の調整ですとか、そういった部分はできるのかなというふうには思っております。ただ、これまでも我々行政側としてもここを立ち上げるまでに様々なサポートをさせていただきました。ようやくエリアプラットフォーム、本当に純粋な、我々も委員にはなっていますけれども、純粋な民間主導での組織が立ち上がったというところで、まずはそこも先

ほど言いましたとおり、我々ができるサポートがまだまだありますので、そういった中で少しずつサポートしながら、そこから自立に向けての、またさらにサポートしていくという形で流れでやっていく集団なのかなというふうには考えておりますので、そこは将来的にはそういった部分での事務局を担う専従の職員がいれば、当然いい方向に向かっていくとは思いますけれども、今のところそういう部分でのなかなか人材育成ですとか、人手不足がありますので、そこは町としてサポートしていきたいというところでございます。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　人の問題、私もこのエリアプラットフォーム内にいる方から話を聞いた部分では、そういった部分が一番大変なんだということをおっしゃられていました。人を探したくても人がいないというようなことも、ちょっとぼやきとして聞こえてきました。

ちょっと人のことが出てきたので、ちょっと脇道へそれてしまうかもしれないんですが、一つ提案してみたいと思うのは、先ほども南会津高校生の話が出てきたんですけれども、こういった地域活動、地域づくりの部分でも、高校生に積極的に関わってもらうということはいい取組になるんじゃないかと思うんです。地域活性化に高校生が本気で取り組めば、将来社会人になった後もこの地域づくりに貢献してくれたり、あるいはよそに出ていってしまった後でも故郷への思いというのは、いつまでも刻み込まれているんじゃないかなというふうに思います。

社会起業家でまちづくりの専門家の木下斉さんという方、全国でまちづくりの公演なんかをされている人、ご存じかとは思うんですが、彼は高校１年生のときから地元の早稲田商店街活性化に参画していたと。高校３年生になったときに、株式会社商店街ネットワークというところの取締役社長になったという、そこから全国のまちづくりも手掛けるようになったということで、若い力というのを信じて、地元の子供たちの中からまちづくりの救世主が現れるという、そういうのを期待してもいいかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　今後エリアプラットフォームも、今年度におきましてはあと３回ほど開催する予定でございます。そういう部分でいろいろな先ほど議員もおっしゃったように、メンバーにはいろいろな業種ございます。そういう部分で仕事を持った中でのこういった取組という部分では、夕方から参加という部分がありました。そういう部分で、直接地元の高校生が参加するのではなくて、例えばほかにＱＲガイドの事業もこのエリアプラットフォームと連携しながら今回取り組んでいく予定となっておりますので、そういったＱＲガイドの見どころを高校生に意見を聞くとか、そういう部分で高校生なら高校生の学生の視点というものがやは

り大人とは違う視点がございますので、そういった部分も広く意見をいただきながら、まちづくりに、間接的にはなってしまうんですけれども、参加のそういう機会を設けるような取組はしていきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　残り時間も少なくなってきたので、③番のほうの質問にいきたいと思います。

このどんなすばらしい計画ができても、根本的な問題というのは、後継者不足、それからそれこそ中心市街地の空き店舗問題、こういったところにしっかり手をつけていかなければ、根本的な解決にならないというふうに思うんです。そういう意味で先ほど答弁の中にはビジネスチャレンジ支援事業、まちなか空き店舗等利活用事業、こういったものに取り組んでいますということだったんですけれども、この辺の実績、あるいは効果、これはいかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

まず、ビジネスチャレンジ支援事業でございますが、昨年度、令和５年度におきましては、３件の実績がございます。いずれも飲食サービス業が対象となりまして、新規創業が２件で事業承継が１件ということで、１件は事業承継なので、そういった部分ではこの支援事業が生かされたのかなというふうには考えているところです。

もう一つ、まちなか空き店舗等の利活用支援事業補助金というものがございますが、なかなか商店街の空き店舗を利用してやるにしても地域性がございまして、例えば店舗兼住居になっているのが、ほぼそういう形で中心市街地の商店はなっているのかなとは思っています。全部が全部ではないとは思うんですけれども、そういう部分での創業したい方、所有者とのなかなか意見がマッチしないというのも事実だと思っております。

店を開くにしても、その店の中にきちんと炊事場ですとか、トイレの事情がございます。ほとんどのお店がトイレは居住区内に設置されていますので、そういう部分でのそれじゃ店側としてのトイレを設置する条件ですとか、そういった部分では、所有者との話合いはなかなかちょっと難しいのかなというふうには考えているところですので、令和２年度からそういった調査をしまして、令和５年度やったところなんですけども、実際のところ令和５年度の実績はなかったということで、今年度におきましては、それぞれ補助金のスタイルがありますので、それぞれ１件ずつの予算は確保しております。そういった部分での、町もきちんとそういった調整の仕方、調整するにしてもきちんとサポートした中で取り組んでいければというふうに思っ

ております。

さらに、空き家バンクの総合政策課ともきちんと連携しながら、そういった部分の事情も含めて調整できればというふうには考えているところです。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　取組はよく分かりましたが、まちなかというか、まちなかでチャレンジしたいというふうに考えている人は割といると思うんです。ここでちょっと若い人たちなんかには特にいると思うんですが、そういう方たちが一歩前に出せないというそこをしっかり情報収集する必要はあるかなというふうに思うんです。

例えば、自分が店を出すときにと考えると、空き店舗探しが大変。これはそうです。家賃が心配、リフォーム、リノベーションの問題、資金調達が大変、申請書を書くのが大変、本当にこれはすごい大変だと思います。あとは経営していけるのか不安。こういった様々なこと、こういったものをまとめてハードルを下げてやれるような支援、ここにいけばそういう部分がある程度解決する。そういうものがあればもっともっとチャレンジしたいと思う人たちがまちなかにチャレンジできる、そういう環境が整うのかなと思うんですが、いかがですか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

改めまして、そういった部分でのハードルを下げるという部分では、ほかの事業とも絡めながら、さらにそういった部分で何がネックになっているのか、きちんとヒアリングしながら、そういった制度の見直しはきちんと今後も進めてまいりたいというふうには考えております。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　ぜひこの官民連携まちなかづくりの再生推進事業が実を結んで町ににぎわいをもたらしてくれるということを願って私の一般質問、終わります。

○山内　政議長　以上で、５番、古川晃君の一般質問を終わります。

◇

◇　渡　部　裕　太　議員

○山内　政議長　次に、６番、渡部裕太君の登壇を許します。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　議席番号６番、渡部裕太です。

通告に従い、一般質問を行います。

私からの質問は大きく３点です。

まず、１点目、会津田島祇園祭の存続へ、町の支援は。

近年、少子高齢化による担い手不足、それに伴う運営資金の減少等により継続が困難となり、祭りじまいをする、消滅する祭りが増加しています。会津田島祇園祭も例にもれず、同じ問題に直面しております。そこで、今後の町の会津田島祇園祭に向き合う姿勢について、以下質問いたします。

①町政運営の視点から、会津田島祇園祭をどのような位置づけとして認識しているか。

②現状の課題をどのように認識しているか。

③今後の町としての関わり方、支援の在り方をどのように考えているか、お尋ねいたします。

２点目、公共施設等総合管理計画に基づく実効性のある施策は。

今後40年間で公共施設を半減させる目標設定を行っていますが、それを達成させるための具体的かつ積極的な対応をしていかなければ計画倒れになってしまう懸念があることから、以下質問をいたします。

①令和元年から始まり令和８年までである個別施設計画第１期の内容について、計画の進捗状況と第２期の策定時期は。

②公共施設の削減に向け、財政負担のない譲渡（有償・無償）を積極的に行っていく考えは。

３点目、消防団への準中型免許取得補助に対する町の考えは。

昨年３月定例会においてもほかの議員が同様の一般質問を行っております。また、昨日の一般質問においても執行部とのやり取りがなされております。免許取得へ補助を行う自治体が増加してきている中で、当町の検討結果と今後の対応について、以下質問をいたします。

①対象となる団員数の把握と活動への支障は。

②地域防災力強化の観点から、消防車両（ポンプ自動車）を運転できない団員の解消に向けた取組の優先度をどのように認識しているか、お尋ねいたします。

全て町長へ答弁を求めるものです。

以上、壇上での質問を終わり、与えられた時間内で再質問をさせていただきます。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　６番、渡部裕太議員のご質問にお答えいたします。

初めに、会津田島祇園祭の存続へ町の支援はに関する１点目、町政運営の視点から会津田島祇園祭をどのような位置づけとして認識しているか。②点目、現在の課題をどのように認識し

ているかについては関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、鎌倉時代から続く歴史と伝統のある会津田島祇園祭は日本三大祇園祭の一つとして全国に知られております。また、先人から脈々と伝承されてきた貴重な伝統文化であり、将来とも後世に継承すべき祭礼であると、このように認識をしております。神事を行うお党屋組を中心に屋台運行や歌舞伎の上演、出店など、様々な関係団体が関わり、祭りを盛り上げており、町ではこの会津田島祇園祭を重要な観光資源と位置づけ、観光誘客やリピーターなどの関係人口を増やす取組を行っているところでございます。

しかしながら、近年は各関係団体の運営において、多くの課題を抱えているとお聞きしております。特に、議員おただしの少子高齢化による担い手不足については、大きな課題の一つであり、会津田島祇園祭の存続に関わる地域の課題でもあると、このように思っております。

次に、３点目、町としての関わり方、支援の在り方をどのように考えているかとのおただしでございますが、現状では、神事以外の部分で、祇園祭七行器行列の花嫁にかかる費用の補助や子供歌舞伎への支援、ＰＲ活動への補助など、町として可能な範囲で支援を行っているところでございます。

会津田島祇園祭は地域に根差したお祭りではありますが、一方では宗教行事という側面があります。町としての関わりを決める際には、政教分離という視点や宗教行事への公費支出の制約があることにも注意しなければならないと感じております。運営に関わる産土奉賛会、お党屋連絡協議会、屋台運営協議会などの各団体から町も対策協議に参画してほしいという要請があれば、課題の把握や、今後の対応策などについて行政としてできる範囲での支援について検討すべきと、このように思います。

次に、公共施設等総合管理計画に基づく、実効性のある施策に関する１点目、個別施設計画第１期の進捗状況と第２期の策定時期はとのおただしでありますが、個別施設計画第１期における令和５年度末の進捗状況でありますが、除却した施設が83施設、面積で１万1,991.74平方メートルというふうになっております。譲渡した施設が７施設で441平方メートル、合計で90施設１万2,432.74平方メートルの削減となっており、おおむね計画どおりに施設の削減が図られております。また、第２期計画の策定時期につきましては、関係者との協議やパブリックコメント等の必要な手続にかかる期間も考慮すると、令和７年度から令和８年度の２か年での取りまとめを予定しているところであります。

次に、２点目、公共施設の削減に向け、財政負担のない譲渡を積極的に行っていく考えはとのおただしでございますが、類似団体と比較しても非常に多くの公共施設を抱える本町は、施

設の維持管理や更新にかかる費用が将来的な財政運営に大きな負担となることが見込まれております。施設に対するニーズを的確に捉えながら、人口減少社会の中でも適切に維持できる施設規模に縮減していかなければなりません。こうした公共施設の適正化には大きな予算が必要になることが見込まれるため、議員おただしの譲渡による公共施設の削減は有効な手段であると認識をしております。

現在も、町ホームページにおいて、公共施設の譲渡について呼びかけを行っているところでもありますが、先進的な事例も調査しながら、施設の有効活用や譲渡可能な施設の処分を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、消防団への準中型免許取得補助に対する町の考えはに関する１点目、対象となる団員数の把握と活動への支障はとのおただしでございますが、昨日の10番議員の答弁でもお答え申し上げましたが、昨年度実施した調査結果としては消防団員576人中対象となる団員は27名であります。

なお、有事の際の消防車両の出動に影響を及ぼしたとの事例報告は現在のところまでいただいておりません。

次に、２点目、地域防災力強化の観点から、消防車両（ポンプ自動車）を含めてでございますが、運転できない団員の解消に向けた取組の優先度をどのように認識しているかとのおただしでございますが、本来消防団員である以上、だれもが消防車両を運転でき、有事の際には現場へ駆けつけることが望ましいため、消防車両を運転できない団員の解消については、町としても必要な取組であると認識をしております。

10番議員の答弁でも申し上げましたとおり、対象となる団員に対して意向調査を実施するとともに、支援の在り方について引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　それでは、順番に再質問させていただきます。

まず１点目、会津田島祇園祭の存続についての質問ですが、①から③それぞれ質問が独立しているものでありませんので、流れの中で、①から③を通して再質問とさせていただきたいと思います。

昨年、４年ぶりの通常開催となった祇園祭の入込数は８万5,000人とコロナ禍前の水準と同

度程度の数字だというような資料、私のほうで確認しております。町のイベントとしては最も集客を見込めるものとなっており、先ほどの答弁にもありましたが、将来とも後世に継続すべき祭礼であると、そして祇園祭については重要な観光資源と位置づけているといった答弁がありました。そういった中で、今後祭りが継続困難になっていく、そういった可能性について現時点で町の認識はいかがでしょうか。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　お答えいたします。

先ほど裕太議員がおっしゃったように、祇園祭が通常どおりできたということで集客、入込客はコロナ前に戻っております。そういう中で盛り上がりをしつつも、やはり祭りの事業主体となっている組織の衰退という部分では、客観的な見解からも少なからず町でも危惧しているところでございます。そういう部分でいかに集客の取組ですとか、そういった祭りの盛り上げ方ですとか、そういった部分もきちんと連携をしながら、やれればいいかなというふうには思っておりますが、そういう部分での人手不足ですとか、時代の流れでお党屋制度がなかなかうまくいっていないという部分でも認識はしておるところです。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　現在、会津田島祇園祭はイベントとしてのお祭りと、そして神事としてのお祭りと、この２つで成り立っているものと認識しております。とりわけ神事の部分であります田島祇園祭、お党屋行事、こちらが国の重要無形民俗文化財に指定されております。私も当事者としまして、お党屋組の党本となっておりますが、組員の減少、それに伴う負担の増加、それらに対して今後の継続について非常に危機感を持っております。

先月、来年の本番に向けた打合せのほうを行いまして、前回８年前ですが、14組あった組内数が、今回実質７組、半減するような状況になっております。少子化の流れの中、高齢化もありますが、継続困難な理由として、高齢化といった部分はなかなかてこ入れをしづらい部分ではあると思います。

また一方で、費用負担の面でちょっと継続困難だなんていうことも声として聞かれるのは実情となっております。

答弁書のほうにも地域全体の課題でもある。そういった中でもちろん会津田島祇園祭、各地区からの奉賛金、そういったもので成り立っているという側面もありますが、そちらも少子高齢化によって、年々金額のほうも少なくなっていくことは予想されます。そういった中で、元来のやり方で継続するのももちろん難しくなってきている。各お党屋組、それぞれの工夫も行

ってきています。そういった中で、町として支援できる部分、これから祭りを継続させるためにどのような支援ができるとお考えか、その点お尋ねいたします。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからお答えを申し上げます。

私も若い頃、お祭りのほう担当していたこともあって、当時、行政が祇園祭に口出しをしようものなら、えらくお叱りを受けたものでございます。宗教行事なんだから、町は側面的なんだぞと。しっかりわきまえておけというようなことを言われた記憶がございます。

今現在、裕太議員が言われたように、そこまでの力と言いますか、実情の変化が出ているというふうに思います。特にお党屋組のほうでは当番が回ってくる、その組数が減ったり、さらには費用負担が大変だというようなお話が出ていることは私も聞いております。それ以外に、じゃ奉賛会としてどうなんだろうか、屋台運行のほうはどうなんだろうかというような、そっちのほうの側面もあると思います。ですから、町としてそういった団体から今後存続に向けた、また継続に向けた検討の会議をするので、ぜひ参加してくれというふうなことであれば、町はそこに入っていって、町ができる部分とサポートすべき部分をしっかり見極めながらやっていかなくちゃいけないと思います。

ただ、冒頭申し上げましたように、宗教行事であること、それから公費支出に制限があること、ここのところを間違えてしまうと、行政として間違った方向にいくんだろうというふうに思いますので、そこはそことして、しっかり押さえながら、当事者の方の悩みやご意見を聞くというところは非常に重要な取組になるのかなと、このように思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今ほど、町長答弁にもありました平成29年に産土奉賛会とお党屋協議連絡会との町との話合いの場で、それぞれの立場でそれぞれができることをやるべきだといった意味合いの意見が出たという話も聞いております。しかし、そこから今に至るまでの立場や形式にこだわっていたのでは継続が困難になってきているという実情も踏まえまして、平成29年にやったきり、その後は私の認識している範囲では、町とそういった神事に関わる団体との公での話合いというのは持たれていないように認識しているんですが、追加で先ほど神事の部分というところで、町が公費支出に対して制約がある。そういった中身のお話をお聞きしましたが、具体的にどこまでの制約といいますか、どういった場合は出せないというようなことが分かれば、教えていただきたいと思います。

○山内　政議長　商工観光課長。

○渡部秀介商工観光課長　基本的には、いわゆる神事事となる部分に対しての公費は制限があると認識しております。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私からお答え申し上げます。

なかなか個別の案件で判断が難しい、別れるところあります。例えば大屋台の車輪の補助、これは文化財に指定されているので、公費支出は可能、一方、伊南地域でありました御神輿が壊れて、そこに支出をするということについて調べると、おみこしそのものは神様事なので、ふさわしくないんじゃないかというようなご意見がありました。個別にそれは判断をしなくちゃいけないので、ここはオーケー、これは駄目というのはすぐには出ないのかなと、このように思います。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

今ほど、町長より答弁がございましたが、政教分離ということできちんと憲法にも位置づけられております。お党屋行事の保存、田島祇園祭につきましては、国の指定を受けていることから、文化財の補助がつく場合がございます。こちらにつきましては、今ほど町長が答弁しましたように、その行事の例えば祇園祭であれば山車、大屋台、こちらの修繕等ですとか、それに使う用具、そういったものへの補助は認められております。

しかしながら、神社で行うもの、例えば神社で行事を行うわけですが、その建物の修理であったり、あとイベントに関して、何々祭りなどといった、そういったのぼり、そういったものも対象にならないということで、あくまでも文化財を守っていくために必要なものにつきましては対象となるということになっております。

そのほかについては、やはり所有がどこにあるのかといったところも重要なところとなってございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　なかなか１個１個その事案によって検討しなきゃいけない中身だということを、今答弁のほうをお聞きしまして理解しました。役割が分かれているからこそ、町として支援しにくい部分、手を出しにくい部分があるというのも事実であります。

組織の話になるんですが、お党屋協議連絡会と田島祇園祭のお党屋行事保存会、そちらのほうが合併をしまして、支援先としては国指定を受けている保存会というものができております

ので、そちらのほうを中心に支援していただく方向を検討していただきたいと考えておりますが、実際にもう話合いをしないことには、まずお互いが求めているものを認識するということから始める必要があると思います。平成29年にやったきりであったもの、そういったものを今現在、少子高齢化の影響や時代の波の中で１年１年の変化が大きくなってきております。その中で協議して、協議した中で支援できる部分を探りながら、町の一大イベントとしてのお祭りを存続するための補助を行っていくべきであると考えております。

○山内　政議長　答弁はどちらが。

副町長。

○佐藤一範副町長　お答えします。

町としての支援の在り方については、まずお党屋組とかそれと併せてどういった支援が必要なのかというところをまず把握した上で、町として支援できる部分を検討してまいりたいと考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　国から指定された重要無形民俗文化財ということで、そちらをなくさないためにも町の協力が不可欠でありますので、今後の町の対応を期待したいと思います。

以上で、１つ目の再質問のほうを終わらせていただきます。

次に、２点目、公共施設等総合管理計画に基づく実効性のある施策はというところで再質問させていただきます。

こちら、第１期の計画についておおむね計画どおりであるという答弁の内容でしたが、昨年12月に報道されました人口の将来推計、そちらのほうがあまり希望の持てるものではなかったという、そういった中身を踏まえて、計画自体の数値、内容の見直し、そちらのほうも必要になってくるかと思うんですが、その点に関しては町の考えはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

質問にございましたとおり、今の計画、第１期が令和８年度までということになっております。当然、この後見直しに入りますので、そういったところも踏まえまして、見直しは必要ではないかというふうに考えるところではございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　まず、１期の策定に当たりましてはこちら数値の設定とか、そのあた

りに関しては専門家の意見等を取り入れる機会はあったでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えします。

個別施設計画の第１期につきましては職員のほうで施設を洗い出して、検討部会を設けて、それぞれ検討して、その内容をパブリックコメントなどをしながら、最終的に成案としたところでございます。自前でやったというところでございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　執行部の内部で行われたということで、次の２期計画策定に向けてここも関係者との協議というような答弁がありましたが、そこに関しても第１期と同じ内容であるのか。それともまた別な方、専門的な意見等取り入れていくのか、その点に関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今のところ、職員の中でできるというふうに考えておりまして、関係者のこれは指定管理施設であったり、そういったものも対象になりますので、そういった関係する方のご意見を頂戴しながら、２期計画もまとめていきたいと、そのように考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　了解いたしました。

それでは、②のほうの再質問に移らせていただきます。

町のウェブサイトのほうに表示をしてあるというような答弁の中身がありまして、私も確認をしましたところ、更新日は今年の２月26日ということで、ご相談くださいという見出しの後に、公共施設として役割を終える施設は民間や地域に譲渡することも可能です。活用を希望される方は担当課までご相談くださいと、表示してあるのを確認しております。ここの譲渡可能な、つまりホームページに掲載されるところで言いますと、役割を終える施設ということであるんですが、実際には譲渡可能ですとか、役割を終えた、その施設について具体的にどういうところがあるのか、そういった表示もしなくては、なかなかそこから問合せがあるというのも少ないんではないかなと思うんですが、そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

その下に添付ファイルがございまして、１期計画に対象となった施設の一覧を載せておりまして、その中に方針として、それぞれの施設の除却ですとか、継続、そういったものを記載しておりましたので、その中でご判断いただければと、そういった思いでそのような書き方にしたところでございます。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　理解いたしました。

さらにそこから、一歩踏み出して、受け身の体制ではなく、今後、事業者への提案という中で、例えば指定管理を受けている一般事業者、そちらのほうに具体的に売却のアプローチをかけるですとか、そういったところに関しての検討はいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えします。

具体的に、今個別に売却等の検討をしているというところはございませんで、そういった今のところ、事業者のアプローチも今のところはしていないという状況でございます。

以上です。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　加えて答弁をいたします。

過日から議会の中で議論が進んでおりますが、公共施設の観光部門、16施設の方向性が中小企業診断協会のほうから報告という形で上がってまいりました。その中には、廃止、それから売却も含めてというような踏み込んだ書き方をされている施設もございます。

今後、次期更新計画を策定するに当たって、そういった視点も踏まえながら、公共施設の縮減に努めていく必要があるということでございます。

今現在、明確にどこの施設というようなことは申し上げられませんが、今後の町の方針をある程度決めた中では民間への譲渡、そういったものも検討材料の一つに、判断材料の一つになるというふうに思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　今後､ますます施設のほうも維持修繕費用がかかってくると思います。

個別施設計画の第１期の基本方針にも記載がありますように、民間活力導入の推進、こういった文言もありますが、民間活力をどんどん使って改善に向かっている自治体、取組もございます。現時点で、民間活力導入、今後町の方針としてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

国のほうでもＰＦＩですとか、そういった民間資金を活用した施設整備の在り方なども示しております。そういったこともこれからの施設維持の中、改修の中では取り入れなければならない、そういった視点かなというふうに思いますので、今後の中で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　年々税収や交付税が減少していく中で、施設の維持管理もどんどん費用負担が重なって、財政負担となっていくというのが目に見えておりますので、40年後を目標に、数値設定したのはいいですが、計画の中にも括弧書きで、ただ40年後にということではなく、できるだけ早く適正化を行う必要がある、そういった記載もございますので、是非とも積極的な取組を期待したいと思います。

２つ目の再質問はここで終わらせていただき、３つ目の再質問に移らせていただきます。

消防団への準中型免許取得補助に対する考えはということに関しましては、活動への支障という点から再質問させていただきます。

現時点で、有事の際、出動の際に影響は、報告等はないというふうなところでありますが、私の所属する部におきましては対象となる者が３人おりまして、春の夜警活動、そういったところにおいても組合せの際に考慮する必要が出てきております。まだ、支障というまでには至っておりませんが、今後、新しく入ってくる団員に関しましては普通免許である可能性が多くなってきますので、相対的に運転できない人の割合が増えてくるだろうということは予想できます。その点について町の今後の見通し、検討というのはどのようになされているでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それではお答えいたします。

今ほど、議員からのお話がありましたように、実際に消火活動、実際の火事現場に支障はなくとも、今お話がありましたように、例えば夜警活動であったり、その他の消防団活動でちょっと運転とか、そういった面で組合せに苦慮したり、そういったお話を聞いているという事例は私のほうでも把握はしてございます。

今後、例えば５年後、10年後を見据えた場合に、消防団員、年々減少しているところではありますけれども、今後さらに減少していくだろうということはこれは間違いないと考えており

ますので、今後、例えば車両更新等の問題もあるかと思いますけれども、こういった準中型の免許の取得に関する部分につきましては、あとは消防団との協議もありますけれども、今後検討していきたいというふうに考えております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　消防庁のほうからも各都道府県に通知した文書の中に、地方公共団体が公費助成制度を創設するに当たり、課題となっている部分についてというような文書がございまして、その中で何が創設するに当たって課題となっているかというところなんですが、助成額、あと助成の対象者というところで、どこまでを対象にしたらいいのか。そして金額は幾ら、どの程度まで金額を補助するのかということでして、昨日の討論の中のほうにもありましたが、対象者、自分のところのポンプ車は運転できるけれども、準中型免許は持っていないという方もいらっしゃる。実際に必要な本当に自分のところで乗れないという方だと10名になってくるというようなお話がありました。

私の考えにはなってしまうんですが、実際に必要となってくるのは実際に所属する部の車両を運転できない。そちらの課題を解消するのが最優先であると認識はしております。答弁書の中にも公平性、そういった問題も出ておりますので、確かに同じ消防団であるのに、所属する部によって対応が異なる。そういったところで不満の声も上がってくる可能性はもちろんないわけではありませんが、何が目的かといいますと、やはり実際に、有事の際に適正な消防活動ができるのか。そういったところを踏まえて、今後、そういった対象となる団員、もちろん本人の意向調査が必要だということも答弁の中にはございましたので、国のほうからも特別交付税措置、経費の２分の１ということで、出すということになっております。

県内におきましても、西会津町ですとか、喜多方市、郡山市、本宮市、葛尾村、村から市まで、実際に制定して実施しているところはございます。

費用の負担の補助率に関してはそれぞれ多少差はありますが、大体50％というところが多いようですが、実際の有事の際に対応できる、そういったことに対しての補助、少なくとも10名、自分のところの部の車両を運転できない10名に関しての優先度を高めていただきたい。その点に関してはいかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　議員ご指摘のとおりだと思います。

配置されている消防車両が動かせないというような団員がいることについては、町としても重く受け止めて、運転免許の取得に対する制度を早く制度化をして進めなくてはならない、こ

のように思っております。昨日も同様のご指摘をいただきまして、私としてはこれはスピード感を持って対応していく事案であるというふうに思っております。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　実施している自治体のほうがまだ多いとは言えない中で、逆にそういった免許の取得補助をアピールポイントとして、団員の確保につなげる、そういった視点もあるかと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

補助の対象者ということで、その部分のお話かと思います。それで、先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、最優先となるのは、現在所属する部でポンプ車を、消防車両が運転できない方、その方が当然最優先で考えるべきなんだろうというふうには考えております。ただ一方で、実際、例えば準中型免許が必要な車両であるけれども、今現在は運転できないという部もそれなり相当数いることも事実でございますので、今後、先ほども答弁申し上げましたように、今後、５年後、10年後を見据えた場合、今は支障はないところであっても、今後どのように考えていくのか、免許を持っていない方全てを対象とするのか、そのあたりにつきましては今後消防団との協議、財政のほうとの調整の中で検討していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　ぜひ長期的目線の中で、地域の防災力を落とさないような対策を取っていただきたいと思っております。この度、民報金ばれんの受賞と注目される消防団でありますので、しっかりとした体制を整えて、他の見本となる組織の在り方を目指していくべきであると思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○山内　政議長　以上で、６番、渡部裕太君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後３時10分とします。

休憩　午後　２時５５分

再開　午後　３時１０分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◇　森　　秀　一　議員

○山内　政議長　７番、森秀一君の登壇を許します。

７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　本定例会最後の質問者となりました。もうしばらくお付き合いをお願いしたいと思います。

議席番号７番、森秀一、通告に従いまして、一般質問を行います。

質問は栃木西部・会津南道路の状況についてであります。

栃木西部・会津南道路は南会津町から栃木県日光市に至る延長60キロメートルの区間でありますが、会津縦貫北道路や会津縦貫南道路とともに会津地方を結ぶ高速交通の要となる道路であります。整備を促進させるためには地域高規格道路の指定を受けなければなりませんが、平成10年６月16日、候補路線としての指定を受けることができました。しかしながら候補路線として指定を受けてから26年という期間が経過した現在においても、いまだに計画路線の昇格指定には至っておりません。計画路線の指定がないということは工事はもちろん、路線計画にも着手できていないということであり、四半世紀という長い年月が経過しても、何の進展も見られなかったというのが私の実感であります。現在利用している国道121号は、県境の山間部において屈曲箇所もあり、迂回路もないことから災害や事故等の発生時には通行不能となり、長時間待たされるか、大きく迂回するといった通行する人にとっては大きな不便を強いられることになります。このような状況から、計画路線への早急な昇格による早期着工、早期完成が待ち望まれているところであります。６月８日付の新聞には、会津縦貫南道路第２工区の10キロ、2027年度に調査事業完了という記事が載っていました。会津若松市門田地区から大戸地区までの事業化に向けた記事です。この結果、次の調査区間としては会津若松市から下郷町までの１工区と３工区が想定されることから、同じ路線上である会津縦貫南道路が優先され、栃木西部・会津南道路整備の計画路線指定がさらに先送りされるのではと危惧しております。期成同盟会の設立までの経過や活動について質問します。

２点について質問します。

１点目、栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の設立についてでありますが、候補路線指定時には、設立されていなかったように思います。どのような経過でいつ設立されたのかをお聞きします。

２点目、栃木西部・会津南道路整備に対する福島県の対応についてであります。計画路線として指定されたときには、県営事業として進められると思われます。福島県の国に対する活動は重要な鍵になると思います。このことから県が行っている活動についてお聞きします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　７番、森秀一議員の質問にお答えします。

初めに、栃木西部・会津南道路の進捗はに関する１点目、栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の設立はとのおただしをいただきました。

当初は、山形県、福島県、栃木県の関係団体で構成しております国道121号改良促進期成同盟会により、国等の関係機関への要望活動を実施しておりました。

その後、本路線の整備は、日光から会津への地域間交流の取組や国道121号沿線住民の生活の向上、また文化の発展に資すること、平成27年９月に発生した関東東北豪雨が栃木県北部に甚大な被害をもたらしたことを受け、防災・減災、国土強靱化の観点からも日光川治防災事業の整備促進を図ることで、道路改良に向けた動きをさらに加速させる必要があること、栃木西部・会津南道路の整備に向けた沿線地域の機運を高める必要があることから、平成30年10月９日に本町と日光市による栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会を設立したところでございます。

次に、２点目、栃木西部・会津南道路整備に関する福島県の対応はとのおただしでございますが、福島県では会津縦貫南道路を構成する田島下郷バイパス等の早期完成を目指して事業を進めているところであり、また、栃木県側としては令和元年度から国直轄代行事業として日光川治防災事業が進められている状況にあります。このような状況を踏まえ、福島県からは日光川治防災事業の進捗状況や当該道路の利用状況を勘案しながら引き続き栃木県と連携して、整備の在り方について検討していきたいとこのようなお話を伺っているところであります。

以上が福島県とのこれまでのやり取りの中で私どもが聞いている話でございます。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは再質問を行います。

初めに、栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の設立についてでありますが、国道121号改良促進期成同盟会で要望活動を実施してきたとのただいま答弁をいただきました。国道121号改良促進期成同盟会は山形県、福島県、栃木県と３つの県にまたがる延長の長い区間を対象とした期成同盟会です。栃木西部・会津南道路は60キロメートルの一部区間にしかなっておりません。国道121号改良促進期成同盟会の要望活動の中で、栃木西部・会津南道路の区間がどのような位置づけになっていたのか、これについてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

国道121号線の改良促進期成同盟会の要望における栃木西部・会津南道路の区間の位置づけでございますが、こちらにつきましては、同盟会といたしましては、会津縦貫北道路、会津縦貫南道路、それと栃木西部・会津南道路の未供用区間を含む区間を国道121号の重要物流道路といたしまして一部指定しているため、道路輸送網に必要な機能の強化や整備の重点支援を行う路線であるというふうに位置づけられております。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　それでは、次の質問をします。

栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の設立は平成30年ということで答弁をいただきました。構成員がどのような方たちがなっているのか、これについてお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

国道121号線の同盟会の構成員でございますが、こちらにつきましては、日光市と南会津町の首長、議会議長、さらには所管の常任委員長、その他、本会の目的に賛同する者であって、会長が特に認めるということで、日光市側においては川治地区活性化推進協議会会長、藤原自治会長、川治自治会長、栃木県議会議員、南会津町側においては、田島地域協議会会長、南会津町観光物産協会会長、荒海地区区長会長、さらに福島県議会議員、以上の構成メンバーになってございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　ただ今の答弁で構成メンバーは分かりました。栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会の設立目的は要望活動ということであると思います。要望内容と要望書の提出先について伺います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

要望内容につきましては国道121号日光川治防災の整備促進、もう一つが日光市川治地区から藤原地区の優先整備区間についての早期整備の実現、もう一つが栃木西部・会津南道路と会津縦貫道との一体的な整備促進、まずこの３点が要望内容でございます。要望先につきましては中央要望といたしまして、国土交通省、その他地方選出国会議員、会津縦貫道とこちら合同要望という形で行ってございます。福島県要望につきましては、南会津建設事務所、福島県知事、土木部長、県議会でございます。栃木県要望といたしましては、栃木県の県土整備部長、以上のほうに要望活動を行ってございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　要望書、ただいま説明をいただいたわけなんですが、要望書の提出というのは説明の上、直接提出されたと思われます。その要望の提出というのは構成員全員で行って要望書提出をしたのか、それとも構成員の一部の方が行って提出されたのか。全員で行けば迫力もある。少ない人数だとちょっと心細いのかなというようなことでお聞きしたいと思いますが、一部の場合でしたら、出席者のメンバーをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

要望書の提出につきましては、一部のメンバーということでございまして、出席したメンバーにつきましては、まず中央要望については町長と議長でございます。同じく福島県要望も町長、議長でございます。栃木県要望につきましては町長のみでございます。

以上でございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　分かりました。

それでは、次に、栃木西部・会津南道路整備に対する福島県の対応ということでありますが、会津縦貫南道路の下郷田島バイパスの早期完成を目指して進めているということで今答弁をいただきました。県営事業の小沼崎バイパスが開通したことから、それまでの予算を下郷田島バイパスに投入されると思いますが、私もそのとおりであると思います。しかしながら栃木西部・会津南道路整備は候補路線に指定されてから、四半世紀が経過しているわけですから、せめて計画路線の指定だけでも受けられないかとの思いがあります。栃木西部・会津南道路整備促進期成同盟会として会津縦貫南道路との一体的要望を切り離して、計画路線への昇格指定に絞った要望活動ができないか、これについてお考えをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

栃木西部・会津南道路の要望活動に関しましては一体的な要望ということではございませんで、栃木西部・会津南道路の早期整備に向けた要望を展開しているというところでございます。栃木西部・会津南道路は会津縦貫道路とともに県道の骨格となります６本の連携軸の一つである会津軸に位置されております。こういった観点から、一体的な整備を進める必要があるということでございますので、さらに予算配分の観点、さらに総合的な進捗状況に基づき、川治防災事業や会津縦貫道路整備事業の進捗状況や当該路線の利用状況を勘案しながら、栃木県と福島県が連携して、整備の在り方についてさらに検討していくという旨の回答を得ているようなところでございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　今ほどの答弁で、日光川治防災事業が国の直轄事業として進められているという答弁がありました。地域高規格道路とは違う一般道路という印象を持ったわけですが、国の直轄事業ということで、地域高規格道路と同等の路線との思い、これがありまして、計画路線の指定がなくても、既に路線整備は始まっているということで私なりに解釈をさせていただきました。ということは、今後栃木県と連携して整備を検討するという答弁でしたので、さらに日光市を巻き込んで一歩進めた活動をすべきと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　私のほうからもお答えを申し上げます。

議員おっしゃるように、これから計画路線というふうにステップアップしていかないと動かない道路だというふうに思います。栃木県側としては大変な災害を受けたということで、日光川治防災の直轄代行に何とか持ち込んで今動いていますので、栃木県側はやはりここから先の藤原までの、藤原から福島県境までやっていきたいというような意向が示されていますから、我々としてもそれに同調をして、計画路線への格上げに向けた取組、これらについては日光市ともよく打合せをしながらお話をしたいと思いますし、本日、このような一般質問の公の席で議員のほうから質問があったということを今度の同盟会等の総会等でご紹介をしながら、町としても力強く進めていきたいと、このように思います。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　ただいまの町長の答弁に期待をしたいと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

四半世紀という長い年月が経過しても計画路線としての指定はなかったわけです。これからも諦めることなく活動は続けるべきと考えます。期成同盟会の活動ばかりでなくて、目的を同一とするあらゆる組織や団体と連携し、一体的な活動で要望していく必要があると考えます。何か考えがありましたら、お聞きしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

道路事業を進める上におきましては、関係団体とこちらの連携による要望活動が必要であるということで、どの同盟会についても同じような要望活動をしてございます。その中で今後目的を同一にするということで、先ほど申し上げましたが、沿線の関係団体、こちらかなり入ってございます。栃木県側、日光市側、さらに南会津側ということで、こちらの団体とさらにスクラムを組みまして、強固な体制をとって要望活動をしていくしかないのかなと、それを継続的に進めていくしかないのかなというふうに今現在、考えております。

以上でございます。

○山内　政議長　７番、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　私の思っている質問に対しては答弁をいただきました。

期成同盟会や町の活発な活動によって、地域高規格道路の計画路線として早急に指定されることを期待して一般質問を終わります。

○山内　政議長　以上で、７番、森秀一君の一般質問を終わります。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

◎散会の宣告

○山内　政議長　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

明21日は、午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時３０分

令和６年第２回南会津町議会定例会　第４日

議　事　日　程　（第４号）

令和６年６月２１日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第６６号　南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第　２　議案第６７号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第　３　議案第６８号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第６９号　南会津町防災会議条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第７０号　工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事）
日程第　６　議案第７１号　農業委員会委員の任命について
日程第　７　議案第７２号　農業委員会委員の任命について
日程第　８　議案第７３号　農業委員会委員の任命について
日程第　９　議案第７４号　農業委員会委員の任命について
日程第１０　議案第７５号　農業委員会委員の任命について
日程第１１　議案第７６号　農業委員会委員の任命について
日程第１２　議案第７７号　農業委員会委員の任命について
日程第１３　議案第７８号　農業委員会委員の任命について
日程第１４　議案第７９号　農業委員会委員の任命について
日程第１５　議案第８０号　農業委員会委員の任命について
日程第１６　議案第８１号　農業委員会委員の任命について
日程第１７　報告第　３号　令和５年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第１８　報告第　４号　令和５年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第１９　報告第　５号　令和５年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第２０　議案第８２号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第２号）

日程第２１　議案第８３号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第２２　令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書（文教厚生委員会）
日程第２３　令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願（文教厚生委員会）
日程第２４　令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願（文教厚生委員会）
追加日程第１　委員会提出議案第２号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
追加日程第２　委員会提出議案第３号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について
追加日程第３　委員会提出議案第４号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について
追加日程第４　議員派遣の件について
追加日程第５　閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司　議員	２番	芳賀正義　議員
３番	湯田剛正　議員	４番	星　和孝　議員
５番	古川　晃　議員	６番	渡部裕太　議員
７番	森　秀一　議員	８番	川島　進　議員
９番	湯田芳博　議員	１０番	室井英雄　議員
１１番	丸山陽子　議員	１２番	楠　正次　議員
１３番	湯田　哲　議員	１４番	高野精一　議員
１５番	渡部訓正　議員	１６番	山内　政　議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	佐藤一範	副町長
川島敬章	教育長	月田　啓	総務課長
星　良栄	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
鈴木秀和	住民生活課長	湯田賢史	健康福祉課長
橘　昭	農林課長	渡部秀介	商工観光課長
室井利和	建設課長	遠藤知樹	環境水道課長
渡部健二	会計室長	星　貴夫	農業委員会事務局長
阿久津勝英	学校教育課長	廣野友一郎	生涯学習課長
渡部浩明	舘岩総合支所長	菅家康夫	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

星　博文	事務局長	阿久津文稔	議事係長

開議　午前１０時００分

◎開議の宣告

○山内　政議長　おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

これから本日の会議を開きます。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

◇

◎議事日程の報告

○山内　政議長　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が３回を超えることを許し、同規則第56条第１項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

◇

◎議案第６６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第１、議案第66号　南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第２、議案第67号　南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第３、議案第68号　南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第６９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第４、議案第69号　南会津町防災会議条例の一部を改正する条例を議題

とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　この南会津町防災会議条例の一部を改正する条例の説明の中で、町長より説明があったときに、女性も登用する意味での改正ということで、それ以外もまた多くの人に入っていただけるような形で、この条例の改正を見直されたというふうにお話がありましたけれども、その中で、女性の登用という言葉が説明の中ではありましたけれども、この条例の新旧対照表の中には、女性という言葉の表記がありませんけれども、これについて、女性の表記をしなかった理由について、お尋ねしたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

新旧対照表で言いますと、この第３条の第９号の部分に該当するかと思います。こちらにつきましては、特に女性を表記しなかったということではありますけれども、ある程度、女性の方、今後の防災対策におきまして、女性の方の意見を反映させたいという思いがございました。ここの部分で、女性の方を想定はしてはいるんですけれども、あとそれ以外にも幅広く、それ以外の方にも参画をお願いしたいという委員の方がいらっしゃれば、ここの部分で、町長が特に必要と認め任命する者という表記にさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。

○１１番　丸山陽子議員　女性という表記がない中でも、必ずやはり女性の意見というのは、とても重要になってまいりますので、ここの部分で女性の方々を任用していただくようにしていって進めていただきたいというふうに思っております。

また、もう一点なんですけれども、委員は次に掲げるものをもって充てるというところで、人数が全て削られておりますけれども、これについては、どういう内容から、この削除されているのかお聞きしたいと思います。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

それぞれの委員の人数について、ここの部分を取っ払ったという理由でよろしかったかと思いますが、こちらにつきましては、例えばの話ですけれども、第３号に警察の方ということで、

警察官のうちから町長が任命するものということで、１名という表記になってございます。

これですと、今までの参画されていた方というのが、主には警察の署長さんが出席をしていただいておりました。ただ、この警察署長さん以外に、例えばですけれども、警察官の方で女性の方に参画していただこうかということになった場合には、例えばここが１名という表記になってしまいますと、その方が参画できないということになってしまいますので、それぞれの職域の中で選任するときに、それぞれ適切と思われる方については、特に人数の制限を設けずに、なおかつ15人以内ということで、今回改正させていただいたところでございます。

○山内　政議長　11番、丸山陽子君。オーケーですか。

○１１番　丸山陽子議員　はい。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　加えてお答え申し上げます。

今回の改正については、議員からの避難所運営のところを契機に、我々としても防災会議の中で、どういうふうな役割なんだろうかということを見たときに、現在の条例の規定ですと、ほとんど男性の方しか入れない実態でございました。そういう意味で、人数に15人以内というような幅を持たせ、なおかつそれぞれの構成団体の人数を取り払うことで、そして新たに町長が必要と認め任命する者というところを入れて、この中でボランティアだったり福祉活動だったり、そういったところで活躍いただいている女性の方にこの会議に入っていただいて、女性の視点を入れた防災計画なり防災活動なり、そういったものをやっていきたいという趣旨でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第５、議案第70号　工事請負契約について（社会資本整備総合交付金事業　町道高杖原線舗装工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第６、議案第71号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、高野精一君。

○１４番　高野精一議員　この農業委員会の任命についての質疑でございますが、産建委員会のほうでは、この審議委員というか、そのメンバーは説明ありましたが、今回ほかの議員から、この任命についてちょっと不思議な感じがするような意見もありましたので、この審議委員会のメンバーを、もし差し支えなければ、ここで審議委員会のメンバーを紹介していただきたいなと、このように思いますが、どうですか。

○山内　政議長　農林課長。

○橘　　昭農林課長　お答えいたします。

回答する前に、ちょっと制度からのことを前もって説明させていただきたいと思います。

まず、農業委員会に関する法律というものが改正されまして、これまで公選制で行われていた選考については、市町村長が議会の同意を得て任命する制度に変更されております。任命に当たりましては、こちらも法律のほうで定められておりますが、認定農業者またはその法人を有するものは過半数を超えるというものと、農業委員会の事務に利権関係のない者を入れること、もう一つについては、委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないことというような公正の定めがございます。

そちらの部分につきまして、町としましては、本年２月14日付で町のホームページまたは広報みなみあいづ２月号に、農業委員会の公募をしたところでございます。そちらの公募結果についても、町のホームページ上で公表されております。

その公表に基づきまして、町のほうでは委員候補者評価委員会というものを定めておりまして、そちらにつきましては、総務課長、舘岩、伊南、南郷の各総合支所長、農業委員会の事務局長、あと私の農林課長が委員会のメンバーとなっておりまして、６名でなっております。

以上です。

〔「了解」と言う者あり〕

○山内　政議長　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第７２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第７、議案第72号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第７３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第８、議案第73号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第７４号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第９、議案第74号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案第７５号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第10、議案第75号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎議案第７６号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第11、議案第76号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――◇―――――――――――――――――――――

◎議案第７７号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第12、議案第77号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７８号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第13、議案第78号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎議案第７９号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第14、議案第79号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――――

◎議案第８０号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第15、議案第80号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

◇

◎議案第８１号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第16、議案第81号　農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内　政議長　起立全員です。

よって、本案は同意することに決定しました。

◇

◎報告第３号の質疑

○山内　政議長　日程第17、報告第３号　令和５年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、３款民生費、１項社会福祉費及び８款土木費の２項道路橋梁費、この２点についてお尋ねします。

本年２月２日の第１回臨時議会で補正予算で計上され、そのときもできるだけ早い給付をというように、私質疑した記憶があるんですけれども、当時、３節の職員手当から18節の負担金、補助金及び交付金までの総額4,749万6,000円が計上されましたが、本議会に示された4,737万

5,000円、事業費は僅かですが差が生じております。この理由をまずお尋ねします。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

この繰越しの中で、令和５年度分の支出の内容に係るご質疑かと思います。

一般的に給付金の事業におきましては、初めに対象者を抽出するための機能というか、システム改修が必要となってまいります。令和５年度に支出したものにつきましては、そういったシステム改修並びに一般の消耗品等の事務費を令和５年度のほうに支出してございます。実際議決をいただいてからシステム改修が終了するまで、おおむね１か月程度かかるという状況もございますので、令和５年度中は給付に係る準備期間ということで、支出した内容につきましては、システム改修の委託料並びに需用費という状況になってございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

質問は、マイクに近づいてお願いします。

○１２番　楠　正次議員　はい。

そうすると、今説明いただきましたが、需用費等々あと準備の部分ということで、これは約１％分ぐらいしか消化しなかったと。令和６年度に入ってから、実際の支給に入ったということでありますけれども、この支給の基準というか方式、これはどのような方法で支給されたのか、お聞きします。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

支給の方法につきましては、町のほうで税務情報として既に把握している方の部分につきましては、確認書の送付、一般的にプッシュ型と呼ばれる方式で、文書のほうを送付しまして、給付しております。あと転入者の方、町のほうに税務情報がない方につきましては、申請書ということで、この要件に該当した場合には、例えば課税証明書等の証明をつけていただいて申請してくださいということで、転入者の方につきましては、申請方式を採用したところでございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　はい、分かりました。

ほぼ事業が完了したと思いますけれども、対象世帯、転入者等も含めて、支給率はどのくらいになったでしょうか。100％でしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

まず、対象となった世帯数でございますけれども、全部で401世帯となってございます。そのうち給付した世帯数でありますが、397世帯ということで、これは全体の割合としまして99％の支給率という実績になってございます。ただ実際、未申請世帯ということで、申請されなかった世帯が４世帯ほどあるんですけれども、こちらに関しましては全て転入者の世帯ということでございます。ですので、もともと対象となっている方、税務情報があった方につきましては、支給率は100％という実績でございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　はい、了解しました。

それでは、建設課分の質疑をさせていただきます。

道路橋梁費１億1,069万7,000円の事業費に対し、2,150万9,000円が繰り越されております。繰越金額が20％弱ということでありますけれども、今議会から繰越計算書の繰越しの事由が記されていて、すごく理解しやすくて、よくなっているなというふうに改正の感じを受けました。行政報告書に添付の工事等発注状況には、今回質疑する部分ではないですけれども、伊南支所の部分は繰越分が載っておりますけれども、この道路橋梁費の分は記載されていないように、私が見落としたのか、その部分も併せてお尋ねしたいと思います。

○山内　政議長　建設課長。

○室井利和建設課長　お答え申し上げます。

今回の繰越しにつきましては、藤生地区で実施をしております富貴沢橋に係る工事の部分でございます。こちらの工事の上部工ということで、こちらにつきましては一般行政報告の中にも実は記載がございまして、そちらにつきましては、1,431万9,800円の工事請負金額ということで記載がされてございます。そちら分の年度内支払分を差し引いたものが、まず一つの繰越し案件というところでございます。

もう一つが、今回この行政報告のほうにはないんですが、770万円の工事を今年度に発注してございます。そちらの部分については、一般行政報告のほうに記載はされておりませんが、既に発注をしているということで、そちらの部分が丸々繰越しということになっています。こちらの工事の内容につきましては、舗装工、それと道路の排水構造物工、こちらが工事の内容となってございます。

あとそのほかに、これは水道の関係もございまして、水道の添架の補償管というのがございまして、新しい新富貴沢橋のほうに水道の補償管を架ける工事を今実施していただいておりま

す。そちらの繰出金ということで444万8,000円がございます。

以上でございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　私は総額でこの１億1,069万円という数字ばかり追っていたので、今説明いただきまして、この発注状況の一番上の段に1,430万円という工事費が記載されています。この部分ということで了解しました。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第３号　令和５年度南会津町繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎報告第４号の質疑

○山内　政議長　日程第18、報告第４号　令和５年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、質疑させていただきます。

水道事業会計の予算計上額は１億2,480万円、これが100％そっくり繰り越されておりますが、進捗状況をお尋ねします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

こちらにつきましては、まず繰越しの理由といたしまして、４月１日に水道事業に関する国の省庁が厚生労働省から国土交通省、それから環境省のほうに移ったということがありまして、そうしますと令和６年度の補助メニューにつきましても、国土交通省のほうの補助事業で執行するようになるんですが、令和５年度中の繰越しを前提として補助申請をすれば、要望額満額

保証できるということがありましたので、まずその補助申請をしまして、全額未発注繰越しということで予算を３月の議会、第１回定例会議に計上したということでございます。

こちらにつきましては、５月になってから順調に発注のほうが進んでおりまして、年度内の竣工になるということで進んでおります。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　説明欄に、今お答えいただきましたけれども、国庫補助の前倒しというふうに記されております。これは、今年度、令和６年度の４月１日からネット等とかホームページ等で見ますと、設備部分、資本的支出等々の部分は国土交通省、そして河川に流出されたりとかという水質の問題等々については環境省というふうに記されておりますけれども、この国庫補助の前倒し、それは年度内に国土交通省のほうに申請をしたということなんでしょうか。令和５年度中は厚生労働省所管というふうに先ほど聞いたんですけれども、それはどちらに申請されたんですか。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

令和５年度中の予算ですので、厚生労働省所管の補助メニューのほうに要求したということでございます。

〔「はい、了解です」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第４号　令和５年度南会津町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――

◎報告第５号の質疑

○山内　政議長　日程第19、報告第５号　令和５年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　下水道事業935万円計上されておりますが、全額が繰り越されております。説明欄には資機材が工期内に納品できないためと記されていますけれども、この進捗状況、これをまずお尋ねしたいというふうに思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　お答えいたします。

こちらにつきましては、説明のとおり、半導体の不足によりということですが、工期につきましては３月末まで確保しておりますが、年内には納品されるというふうに聞いております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　資機材が納品されて、年内には竣工というような考え方でよろしいのでしょうか。もう一度お願いします。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　年内には竣工するというふうに聞いております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　この事業は、工事発注状況には記されていないんですけれども、この年度当初には未発注ということで、やはり記載されていないのか、確認したいと思います。

○山内　政議長　環境水道課長。

○遠藤知樹環境水道課長　こちらにつきましては、修繕で行っているものでございまして、修繕料で行っているものについては、工事の発注状況には記載しておりませんでした。こちらにつきましては、昨年度中に発注しております。工期を延長して繰越しという形になっております。

〔「はい、了解しました」と言う者あり〕

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第５号　令和５年度南会津町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを終わります。

◇

◎議案第８２号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第20、議案第82号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　それでは、一般補正の８ページのほうから質問させていただきます。

項が５の社会教育費、款が10教育費、目が４文化財保護費ということで、そこの中にあります指定文化財等管理費補助金について、ご質問いたします。

町長のほうから提案理由の説明の中で、祇園祭に係る屋台の修繕費用に対するものという説明のほうがございましたが、具体的どこの屋台のどの部分、そのあたりについての説明をお願いいたします。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

今回、補正予算で提出いたしました指定文化財でございますが、屋台で言いますと上大屋台の修繕となります。修繕箇所につきましては、主に屋台の上にあります唐破風のところ、あとは正面と内部に虹梁という梁があるんですけれども、そこの部分にあります主に飾りですね、鬼板ですとか懸魚といった飾りの部分の装飾が剝がれが出ておったりしておりますことから、そちらを修理したいということで、今回の申請をいただいております。

以上でございます。

○山内　政議長　６番、渡部裕太君。

○６番　渡部裕太議員　内容について理解いたしました。

補正額の財源内訳ということで、全て一般財源ということで記載されておりますが、こちらは記載されている数字が今回の修繕費用の総額という認識でよろしいでしょうか。

○山内　政議長　生涯学習課長。

○廣野友一郎生涯学習課長　お答えいたします。

こちらに計上したのは町からの補助金でございまして、実際の修理にかかる総額につきましては、527万5,080円ということで、こちらが上大屋台にかかる総額でございます。こちらにつ

いては上大屋台の保存会が国に申請をして、そのうち国の補助金が263万7,000円、補助率が50％ということで、国の補助が決まっております。

この町の232万円でございますが、国の指定を受けている文化財に関しましては、町の文化財の保護条例及び施行規則の中で、算定の基礎となった額から国の補助決定額を引いて、そのうちの90％以内を補助するという条項がございます。ただ、90％以内であっても、上限が修理費の全体の95％を超えないというところがございますので、その計算により232万円が町からの補助金ということで、一般財源から支出することとなります。

以上でございます。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私からは補正予算書の７ページ、款が民生費で、項が社会福祉費、目が社会福祉総務費になりますが、節が負担金、補助金及び交付金であります。多分ここでいう物価高騰のいわゆる重点地方創生臨時交付金の今回給付する金額、対象について、提案理由で個人住民税において、つまり均等割が非課税になった世帯と、それから所得割が課税されない世帯というふうに説明を受けたと思いますが、この均等割から非課税になり、それから所得割が課税されなかったと、その原因、総務委員会でちょっと聞いたんですが、税務課のほうでお分かりにならなかったようなんですが、分かったら聞かせてください。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

今ほど議員のご質問ですと、この非課税世帯、あと均等割のみ課税世帯になった理由ということでよろしかったでしょうか。

それでは、一般的にこの給付金につきまして、例えば非課税世帯、あとは均等割のみ課税世帯、これの部分につきましては、所得によって給付される部分になっております。この所得の算定につきましては、前年度の実績に基づいて課税されますけれども、例えば収入が単純に減ったため所得が下がったという方もいらっしゃいますし、あとは例えば収入そのものは一緒でも、例えば給与労働者の方であれば扶養控除とか、そういった控除額が増えたことによって所得が減った方、あとは世帯主の方が例えばお亡くなりになって、世帯全体としての所得が少なくなったりとか、いろいろな要因が考えられます。

ですので、今回新たにということで計上させていただいておりますので、実際その方のどういう理由によって新たな非課税世帯、均等割のみ課税世帯が発生したかというのは、その理由

は一概に言えないところではあるんですけれども、今申し上げました様々な要因が考えられるというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　結果として物価高騰が一方にあります。しかし、今説明があった何らかの理由で所得が減る、あるいは収入が減って、あるいは扶養者あるいはまた家庭の構成人員が死亡によって少なくなる、いずれにしてもこれは経済的な観点から言うと、縮小なんですね。つまり、縮小しているところにあてがっていくというのが国の政策なんですが、それはそれで一定の理解はできる。しかし、それをなかなか個人情報ですから調べることはできない。でも、傾向として、それを掌握しないと、政策としてどう手だてをするかということが出てこない。行政は現実を捉えて、その現実に対してきちっと手当てをする、制度にのっとって手当てをする、これは行政の仕事ですよ。

　しかし政治は違います。政治は、根本のところに探りを入れながら、これは一体職が少なくなったのか、あるいは人口減少による原因なのか。扶養親族がどうなっていくか、それも実は考えてみると、物価高騰に匹敵する以上の生活実態の困窮につながっている可能性があるんですよ。ここを町長、どのように考えますか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　ご指摘のようなことはあるかと思いますが、町として今回補正に上げたのは、国の制度に基づいて対応を講じるという内容でございます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　私がかねがね申し上げているように、国は全て地域に存在する課題に対応できないんですよ。国の制度を利用して政策展開することは、これは大事なことであります。しかしながら、その制度が何の目的で行われ、どういう方々にそれが手当てとしていくのかということを探り当てながら、町はこういう実態なのかと、ここのところをしっかりと見極めるのが、私は政治家の仕事であり、町長としてのトップの仕事だと思うんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　おっしゃることは理解できます。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　この議案に対して、私は賛成、反対の議論をするつもりはありません。

でも、必ず数値や制度の中には精神、そこを目指す精神が隠れている、このことを行政の事務をつかさどる人々は、政策まで打ち出すことはできません。しかし、実態がどこにあるかということだけは、データとして、情報として、これから把握をしていってほしい。それを私たちに示すことによって、私たち政治家が解決の道を一歩、二歩と、これからたどり進んでいくということになるので、ぜひそのような考え方で進めていただければ、私は議会が国の制度を利用しながらも町独自の政策として動いていける、こう感じますが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　芳博議員の貴重なご意見として伺っておきます。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　以上で私の質問を終わります。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　それでは、質問します。

一般補正５ページの款15国庫支出金、目１総務費国庫補助金、節２総務管理費国庫補助金、この説明の中に、デジタル田園都市国家構想交付金追加とありますけれども、この364万円の使途はどこに当たるか教えてください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

こちらは、当初予算で支出を取っておりまして、その後、国のほうで交付が決定された事業が２つございます。一つが電子入札・電子契約システム導入ということで、こちら578万円を予算化しておりまして、その半額が今回のデジタル交付金の中で289万円認められたということでございます。

もう一点が、八十里越のＤＸ化の費用150万円のうちの半分だったかと思いますが、そちら２点が当初予算編成後に交付金として認められたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　そうしますと、この一般補正６ページ以降の歳出の部分には、ここのところにはどういうふうに出てくるのかということですけれども。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

一般補正の６ページをまずご覧いただきたいと思います。歳出の総務費、款２の総務費で項１の総務管理費、１の一般管理費で、国・県支出金289万円ということで、この総務費の中で、まず電子入札関係の歳出予算を取りましたので、こちらに繰り入れております。

もう一点が、７ページをご覧いただきたいと思いますが、７款商工費、１商工費、３観光費の中で、こちらは財源の内訳だけ変更されておりますが、当初予算で見込んでおりました75万円を国の交付金ということで国・県支出金75万円増やしているということで整理されておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　５番、古川晃君。

○５番　古川　晃議員　了解しましたが、もう一つ、この交付金なんですけれども、多分交付金の中にいろいろな交付のタイプがあったと思うんですけれども、何タイプに当たるのか教えていただけますか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今回の部分につきましては、デジタル実装タイプということで認められたところでございます。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　それでは、一般補正７ページ、３款１項１目18節の先ほどもありました負担金、補助金及び交付金と、８ページの10款６項３目14節の工事請負費について質問させていただきます。

まず、この非課税世帯の対象世帯数はどのくらいですか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　それでは、お答えいたします。

対象となる世帯数でございますけれども、非課税世帯が365世帯、そして均等割のみ課税世帯につきましては285世帯、そして転入世帯につきましては、過去の実績の割合等から換算しまして12世帯ということで、トータルで662世帯ということで見込んでおりますが、こちらの予算要求書につきましては、こちらのほうは700世帯ということで計上させていただいております。

なお、これと併せまして、18歳以下の子供がいる世帯につきましては、５万円分の加算がつきますので、そちらの世帯分につきましては、転入世帯の部分の12世帯１人ずつということで、こちらの子供加算につきましては12世帯を見込んでおります。

以上でございます。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　はい、了解しました。

それでは、この支給方法は、先ほどの説明でもありましたが、このデータはもちろんあって、新たに転入された方というのは新たに申請という形になるんだと思うんですけれども、プッシュ方式というか確認、その方法でできるだけ速やかな支給ということでよろしいでしょうか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

支給方式につきましては、従来の給付金と同じように、確認書によるプッシュ型の部分と、あと転入者の方につきましては申請方式ということで実施していきたいと考えております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　想定として、支給に要する期間、どのくらい見ていますか。

○山内　政議長　住民生活課長。

○鈴木秀和住民生活課長　お答えいたします。

先ほどの繰越明許費のほうの答弁でもご説明しましたけれども、今回の給付金につきましても、この議決をいただいた後、システム改修並びに準備業務がございます。それらを経まして最初の支給の予定ではありますけれども、準備期間を置いて８月中旬頃から第１回の支給ということで想定しております。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　はい、了解しました。

それでは、続きまして、田島学校給食センター、比較的私も新しいような気がしたんですけれども、この工事内容をお聞きします。

○山内　政議長　学校教育課長。

○阿久津勝英学校教育課長　お答えいたします。

田島学校給食センターでございますけれども、開所が平成24年になっておりまして、今年度で13年目を迎えます。これまで空調設備の大きな入替え等は行っておりませんでしたので、経年劣化によるものでございまして、特に調理室、洗浄室等にありますエアコン２台が、温度が下がり過ぎる不具合、そして４台が冷えない状態になっているということで、その温度センサー等を交換する、そういった修繕になります。

○山内　政議長　12番、楠正次君。

○１２番　楠　正次議員　そんなにたっているような気がしなかったんですけれども、13年ということで、今下がり過ぎる、または下がらない、上がったままということは、経年劣化というふうに、分かりました、了解です。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　私から１点、質問させていただきます。

私からは、一般補正６ページの目が５財産管理費、14節の工事請負費190万円について質問いたします。

この雪害を確認された時期と破損した箇所をお聞かせください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

これは春になりまして、屋根の下に雨どいが落ちているというような情報がありまして、そこから確認をさせていただいたところです。被災の箇所につきましては、建物の国権さん側というんですかね、そちらのほうの屋根の一部に雪害が見られたというところでございます。

以上です。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　これ、今回議案が全て可決された場合、発注はいつ頃で、工期はどのぐらいの日数を予定しているのかお聞かせください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

発注につきましては、ご議決いただければ、できるだけ速やかに行いたいと思います。工期につきましては、すみません、今手元に資料がございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　この議会閉会後すぐに発注するということで、これからの梅雨の季節を迎えるということで、それも加味しての発注になるんでしょうか、お聞かせください。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

今のところ雨漏りはしていないようでございますので、活用の時期とか、そういったものを見ながらの工事になろうかと思います。

以上です。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　ちょっと話が前後するんですが、破損した箇所、あれ国権側と言いましたよね。東側なんですよ。あそこはやはり湿気ができやすいと、だから何年もかけて傷んで、今回あのような状況になったと思うんです。ちょっと建設関係の方に聞いたんですが、四方に雪止めが取り付けられているんですが、あの建物は、この石造りの建物は冬期間は閉鎖という形になっていますよね。屋根からの落雪で何か事故が起きるという危険性はないので、これは提案になるかもしれませんが、雪止めを外せば、これからどういう活用の仕方をしていくか分かりませんけれども、多分あの箇所よりも広がらなくて、今後済むのではないかという提案なんですが、いかがでしょうか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

雪止めの対応ですとか、その辺につきましては、今後の管理ですとか活用の部分も含めて、どちらが適切かということで検討しなければならないというふうに思いますが、今回につきましては、あくまでも雪害の修繕ということで、原状復旧ということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○山内　政議長　10番、室井英雄君。

○１０番　室井英雄議員　今回の雪害で国権側ということで、南側の雨どいも大変無残な姿で壊れているんですけれども、これもやはり長年の雪害の影響だと思うんですが、そこも修繕する箇所として含まれるんですか。

○山内　政議長　総務課長。

○月田　啓総務課長　お答えいたします。

当初は全体の修繕も考えました。しかしながら、全体をやりますと900万円以上の予算がかかるということが分かりまして、今回につきましては、全体の修繕もいずれは必要になるのかもしれませんが、それは活用がある程度決まってからという方針にさせていただきまして、今回につきましては壊れたところのみの修繕ということにさせていただきます。その次の段階で、その辺は検討させていただきたいと思います。

○山内　政議長　ほかに質疑ありませんか。

総務課長。

○月田　啓総務課長　先ほど、５番、古川議員のご質問に対しまして説明した内容で、一部誤

りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

デジタル田園都市構想都市国家構想交付金の中に幾つかのタイプがある、その中で何に該当しておりますかというようなご質問をいただきました。先ほどデジタル実装タイプということで申し上げましたが、総務費のほうの電子入札関係はデジタル実装タイプでございまして、八十里の関係の事業につきましては、地方創生推進タイプということで、２つのタイプで交付金の交付を受けることになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

訂正させていただきます。

○山内　政議長　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議案第８３号の質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第21、議案第83号　令和６年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎令和６年請願第１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第22、令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　７番、文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和６年請願第１号の「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願について、委員会審査の経過と結果を報告します。

この請願は、令和６年５月22日、福島県福島市上浜町10－38、福島県教職員組合中央執行委員長、瀬戸禎子氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。この請願の趣旨は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保証するため、

令和７年度以降も全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算の確保を求めるものであります。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る６月17、18日の両日、審査を行いました。

審査は請願の趣旨と内容を確認するとともに、児童生徒の現状を審査しました。令和５年４月１日現在、3,700人の子供たちが、県内外で避難生活を送っていることから、これらを中心に調査しました。被災した子供たちに対する支援としては、幼稚園児等の就学支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免などがあり、学校で学ぶため極めて有効な支援事業として機能しております。

福島県の復興・再生に向けて、被災者にも手厚い支援が実施されてはいますが、原発事故、災害被災地では、今なお避難生活を続けなければならず、そうした中で生活保護家庭の支給要件に該当する児童生徒が存在することも確認しました。調査の結果、被災児童・生徒数の減少はあるものの、支給要件の対象となる児童生徒がまだまだいることを確認しました。

福島県に生まれ育った子供たちが、ひとしく教育が受けられるよう、被災した児童・生徒、そしてそのご家庭を支援していくことは、国の責務であると文教厚生委員会では考えました。

このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○山内　政議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、令和６年請願第１号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――

◎令和６年請願第２号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第23、令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託された請願、令和６年請願第２号の国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、2024年５月22日、福島県福島市舟場町３－26、福島県学校給食費の無償化を求める会代表、井上裕子氏・小川憲二氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、学校給食費無償化を実施することを求めるものです。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る６月17、18日の両日、審査を行いました。

審査は請願書の趣旨と内容を確認するとともに、福島県及び国内における学校給食費の無償化の実情を確認しました。令和６年４月25日現在、学校給食を無償化している県内市町村は35市町村で、一部補助や値上げ分の補助などを実施している市町村は19市町村となっており、95％

の自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置を取っています。

しかしながら、財政上の理由から、一切の補助を実施していない市町村が５市町あることも実態として分かりました。

国内においては、青森県が全県の無償化に向け、各市町村に交付金の配分を決めたことなど、全国の市区町村で学校給食費の無償化の機運が高まっています。調査の結果、国内における学校給食費無償化は、文部科学省の昨年９月における調査によれば、全国1,794の自治体のうち公立小中学校などで何らかの方法で「無償化を実施中」と答えたのは722自治体で、率にすると40％でした。このうち所得条件などを設けずに児童や生徒全員を対象に無償化していたのは547自治体で、30％に当たります。

同じ国内に住んでいながら、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が生じています。国が行うべき無償化を地方の市区町村に任せてきたことによって生じた問題であります。

文教厚生委員会としては、日本国内に住む保護者であるならば、同じ条件の下で子育てできる環境を整えるべきと考え、国が学校給食費の無償化を実施すべきと判断しました。このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告とします。

○山内　政議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」

提出についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、令和６年請願第２号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎令和６年請願第３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○山内　政議長　日程第24、令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

文教厚生委員会に付託されました請願、令和６年請願第３号の県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願について、委員会審査の経過と結果を報告いたします。

この請願は、2024年５月22日、福島県福島市舟場町３－26、福島県学校給食費の無償化を求める会代表、井上裕子氏・小川憲二氏より提出されたもので、紹介議員は古川晃議員であります。

この請願の趣旨は、県として学校給食費無償化を実施することを求めるものです。

このことを受け、文教厚生委員会では、去る６月17、18日の両日、審査を行いました。

審査は請願書の趣旨と内容を確認するとともに、福島県内における学校給食費無償化の実情を確認しました。令和６年４月25日現在、学校給食を無償化している市町村は35市町村で、一部補助や値上げ分の補助などを実施している市町村は19市町村であり、95％の自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減措置を取っています。

なお、財政上の理由から、一切の補助を実施していない市町村が５市町あることから、同じ

県内に住んでいながら、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題も生じています。このことは、県が行うべき無償化を各市区町村に任せてきたことによって生じた問題であります。

文教厚生委員会としては、同じ県内に住む保護者であるならば、同じ条件の下で子育てできる環境を整えるべきと考え、県内一円を管轄する県による学校給食費の無償化を実施すべきと決定しました。このことから、慎重に審議した結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、意見書提出先の議会議長は、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に該当しないことから、本意見書から除き、知事と教育長宛てとしますので、ご理解ください。

議員各位におかれましては、本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員長報告とします。

○山内　政議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

なお、質疑は町村議会の運営に関する基準に基づき、審査の経過と結果に対する疑義にとどめるようご留意願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、令和６年請願第３号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」提出についての請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室２で開催します。

再開の放送は、５分前に行います。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１１時５０分

○山内　政議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎議案の訂正

○山内　政議長　ここで、総務課長より発言したい旨の申入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○月田　啓総務課長　先ほど議案第82号　令和６年度南会津町一般会計補正予算（第２号）の質疑におきまして、10番、室井英雄議員からご指摘がございました南側の雨どいの破損に対するご指摘に対しまして、私のほうからは、次の段階でというようなことを発言させていただきましたが、今回の190万円の中に南側の雨どいの修繕も含まれておりましたので、おわびして訂正させていただきます。

以上です。

○山内　政議長　ただいまの総務課長説明のとおり、ご了承願います。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎日程の追加

○山内　政議長　先ほど委員会提出議案３件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員

長から、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎委員会提出議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第１、委員会提出議案第２号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から、趣旨説明を求めます。

７番、森秀一文教厚生委員長。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第２号　被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

東日本大震災から13年が経過し、「被災児童生徒就学支援等事業」は、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、令和５年４月時点で約3,700人（自主避難を除く）の子供たちが県内外で避難生活を送っています（福島県こども・青少年政策課公表）。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要です。しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となることも危惧されています。

よって、令和７年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施することを求める意見書を提出するものです。

提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣でございます。

意見書は裏面別紙のとおりであります。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎委員会提出議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第２、委員会提出議案第３号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から、趣旨説明を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第３号　国に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提

出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

全国で学校給食費無償化が大きな流れになっています。福島県においても、県内のおよそ95％の自治体が何らかの形で学校給食費の負担軽減が図られており、教育費の保護者負担の軽減、とりわけ学校納付金の中で大きな割合を占める給食費の軽減を求める要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられます。

現在は、学校給食費無償化はそれぞれの自治体の努力によって行われています。本来は国が行うべきものであると言えます。学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できない、または一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内であっても、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が生じています。

学校給食費無償化は、単なる教育問題にとどまらず、過疎対策、少子化対策、地域の活性化、子供の健康等々、社会全体にとっても幅広い分野に波及する積極的効果と可能性を持っています。

学校給食費の無償化を実現させるために、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣でございます。

意見書は別紙のとおりであります。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――

◎委員会提出議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内　政議長　追加日程第３、委員会提出議案第４号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出についてを議題とします。

ここで、提出者、文教厚生委員長から、趣旨説明を求めます。

７番、文教厚生委員長、森秀一君。

○７番　森　秀一議員　文教厚生委員長の森秀一です。

委員会提出議案第４号　県に対し「学校給食費無償化を実施することを求める意見書」の提出について、提案理由の説明を行います。

朗読により説明させていただきます。

福島県では、急激な物価上昇等により、多くの保護者が深刻な困難の中で子育てを余儀なくさせられています。こうした状況を受け、県内のおよそ95％の自治体が何らかの形で学校給食費の負担軽減が図られており、教育費の保護者負担の軽減、とりわけ学校納付金の中で大きな割合を占める給食費の軽減を求める要求が極めて切実なものであることを反映していると考えられ、「日本一子育てしやすい福島県」に向けた市町村の取組として、全国に誇るべきものと言えます。

しかし、学校給食費無償化が広がる一方で、市町村によっては財政上の理由で実施できない、または一部補助にとどまっているという違いがあり、同じ県内であっても、居住地によって保護者の給食費負担が大きく異なるという問題が生じています。

国に学校給食費無償化を促すためにも、県としての積極的な施策が必要です。学校給食費の無償化を実現させるため意見書を提出するものです。

提出先は、福島県知事、福島県教育長でございます。

意見書は裏面別紙のとおりであります。

○山内　政議長　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎議員派遣の件について

○山内　政議長　追加日程第４、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり、派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり、派遣することに決定しました。

―――――――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――――――

◎閉会中の継続調査について

○山内　政議長　追加日程第５、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内　政議長　異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

――――――――――――――――――――――――――― ◇ ―――――――――――――――――――――――――――

◎閉会の宣告

○山内　政議長　本定例会に付された事件は、全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和６年第２回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　零時０６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　山　内　　政

署名議員　　酒　井　幸　司

署名議員　　室　井　英　雄